

2026

学生便覧

STUDENT HANDBOOK

北翔大学大学院

GRADUATE SCHOOL,
HOKUSHO UNIVERSITY

目 次

建学の精神・教育理念・北翔大学シンボルマーク	3
北翔大学大学院で学ぶみなさんへ ～学長からのメッセージ～ 学長 佐々木 浩子	4
I 臨床心理学研究科の教育目標と特色	5
II 生涯学習学研究科の教育目標と特色	8
III 生涯スポーツ学研究科の教育目標と特色	11
IV 臨床心理学研究科 <修士課程>	
1. 2026年度教育課程表	15
2. 学位授与へのプロセス	18
3. 臨床心理学専攻の実習計画について	19
V 生涯学習学研究科 <修士課程>	
1. 2026年度教育課程表	23
2. 教育課程編成について	27
3. 学位授与へのプロセス	28
4. 免許・資格取得について	29
VI 生涯スポーツ学研究科 <修士課程>	
1. 2026年度教育課程表	33
2. 教育課程編成について	36
3. 学位授与へのプロセス	38
4. 教職課程について	39
<博士後期課程>	
1. 2026年度教育課程表	40
2. 教育課程編成について	41
3. 学位授与へのプロセス	42
VII 学生生活	
1. 充実した学生生活を送るために	47
2. 学生証	52
3. 各種相談について	52
4. 学生対応窓口について	53
5. 各種届及び証明書等について	56
6. 通学定期券・実習用定期券について	57
7. 旅客運賃割引証（学割証）について	57
8. 奨学制度について	58
9. 表彰制度について	59
10. 学生教育研究災害傷害保険および 学研災付帯賠償責任保険について	60

11. パソコン利用について	61
12. 学生ポータルサイト <u>UNIPA</u>	64
13. 個人情報の保護について	66
14. 学費等納付金について	67

VIII 各種センター・施設

1. 教育支援総合センター	73
2. 図書館	74
3. 保健センター・学生相談室・アクセシビリティ支援室	76
4. 地域連携センター	78
5. キャリア支援センター	79
6. 教職センター	80
7. スポーツ支援室	80
8. カレッジホールPAL	82
9. 臨床心理学研究科 臨床心理センター	84
10. 北方圏学術情報センター／北翔大学札幌円山キャンパス	84
11. 北方圏生涯スポーツ研究所／スポーツ科学センター	85

IX 諸規程・資料

1. 北翔大学大学院 学則	89
2. 北翔大学 学位規程	112
3. 北翔大学大学院 長期履修規程	119
4. 北翔大学大学院 教職課程履修規程	121
5. 北翔大学大学院 公認心理師受験資格取得に関する履修規程	131
6. 北翔大学 聴講生規程	133
7. 北翔大学 科目等履修生規程	135
8. 北翔大学 研究生規程	138
9. 北翔大学大学院 日本学生支援機構奨学金 返還免除候補者選考規程	141
10. 北翔大学大学院 日本学生支援機構奨学金 返還免除候補者選考基準	143
11. 北翔大学 学生表彰規程	146
12. 北翔大学における学生の不幸事に対する 懲戒処分又は措置等のガイドライン	148
13. 北翔大学における喫煙ルールに違反した 本学学生の取扱要項	152
14. 北翔大学における試験時に不正行為を 行った本学学生の取扱要項	154
15. 北翔大学大学院 奨学規程	156
16. 学校法人北翔大学 キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程	158
17. 学校法人北翔大学 学生に関する個人情報の取扱規程	163

X 校舎案内

1. 配置図	169
2. 平面図および避難経路図	170
3. 研究室一覧	179

建学の精神

<今日的定義>

常に変化する社会に向かって真摯にかつ創造的に対応できる人材の輩出を目指し、より高い専門性と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成

<建学の精神>

女性の社会的地位の向上を目指し、女性にふさわしい職業的技能と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成

教育理念

「愛と和と英知」

愛：人間の存在とその価値を認め尊敬していきたいと願う温かな心情、誠実、真心
地球規模での人類の発展と平和を願い、共生社会に生きる人間の育成

和：互いの違いを理解したうえで取り結ばれる平和を希求する心、友情、協調性
他者への深い理解と柔軟で寛容な精神の育成

英知：深遠な道理を探求し、深い知性、実践的な知恵
真の实在や真理を捉えることのできる認識力・実践力の育成

北翔大学シンボルマーク



北翔大学で成長し社会に飛び立つ学生たちを、北の大地で成長し大空高く翔ようとする鳥になぞらえました。そんな鳥たちを育てる栄養分（=サポート・教育）としての大学を目指し、その大きく成長していく鳥たちの背中を見続けたいという想いを込めたマークです。

北翔大学大学院で学ぶみなさんへ

～学長からのメッセージ～

北翔大学

学 長 佐々木 浩 子 SASAKI Hiroko



北翔大学大学院は、2001年に人間福祉学研究科修士課程を開学してから今年で25年目を迎えます。2021年4月には、生涯スポーツ学研究科に博士後期課程を設置し、2024年3月には、博士号取得者を社会に送り出しました。建学の精神にある「自立できる社会人の育成」を基本にした高等教育機関で学んだ300名を超える先輩たちが、北海道はもとより、日本全国の各地で研究者、あるいは高度専門職業人として活躍しています。こうした本学大学院のこれまでの実績に対して、地域社会からは多くの信頼と期待が寄せられています。

本学大学院は、臨床心理学専攻を有する「臨床心理学研究科」と生涯学習学専攻を有する「生涯学習学研究科」、そして生涯スポーツ学専攻を有する「生涯スポーツ学研究科」で構成されています。3研究科とも、高度な専門性を有する専門職業人、あるいは研究者として社会で活躍できる深い教養と高度な研究能力を身につけることができる教育内容でカリキュラムが編成されています。

大学院は、これまで皆さんが大学生活でまとめてきた研究課題をさらに深化させ、研究者として社会の発展に寄与する能力を身につけるために学修・研究する場です。また、社会人として入学してきた人にとっては、自身の職業を通して遭遇した課題を原理・原則に遡って解明するための学修・研究する機会となります。

現代社会では、グローバル化、少子高齢化、メンタルヘルス問題の深刻化などの他に、急速に進展するデジタルトランスフォーメーション（DX）によって、複雑で相互に関連する課題が同時多発的に生じています。こうした課題に向き合うためには、これまで以上に学際的な視野と科学的根拠に基づく分析力が求められます。さらに、生成AIの発展により、情報収集・整理・分析の手法は大きく変化しており、研究や実務の現場では、AIを適切に活用しながらも、結果を批判的に検討し、倫理的に判断し、社会にとって望ましい形へ統合する人としての力が不可欠です。そのためにも、自身の研究テーマに関連する多くの先達の研究成果に触れ、その価値を正しく理解するとともに、新たな課題に挑戦する姿勢を大切にしてほしいと願っています。

この「学生便覧」は、皆さんが大学院生活を送る上での手引きであり、社会に出てからも皆さんの学修の履歴を確認するためのものでもあります。どのような科目を履修し、社会でどのように活躍するのか、どのような学生生活を送るのか、この便覧をもとにして学修計画を練り上げてください。

最後に、本学は「愛と和と英知」を基本理念として、「よりそう」ことを重視した教育活動を展開しています。これは学生にだけ求めるものではなく、教職員一人ひとりにとっても大切な理念です。その理念を共有して、皆さん一人ひとりが夢や希望の実現に向けて実りある大学院生活を送ることを支援したいと考えています。

臨床心理学研究科の教育目標と特色

臨床心理学研究科長 新川 貴紀 SHINKAWA Takanori



現代社会においては、人間の心に深刻な影響を及ぼし得る多様なリスク要因が随所に存在している。急速な社会変動、価値観の多様化、人間関係の複雑化などを背景として、心の健康に対する専門的支援の重要性は一層高まりつつある。こうした時代的要請のもと、臨床心理学の専門家および心理援助職に寄せられる社会的期待は、年々その重みを増している。

本研究科の前身である人間福祉学研究科は、2001（平成13）年、修士課程人間福祉学専攻に生活福祉学コースおよび臨床心理学コースの二コースを擁して設立された。2003（平成15）年には両コースをそれぞれ人間福祉学専攻と臨床心理学専攻へと改組し、二専攻体制へと発展した。その後、臨床心理学専攻による一専攻体制を経て、2024（令和6）年4月、研究科名称を臨床心理学研究科へと改め、ここに新たな歩みを刻むに至った。

本研究科は、本学大学院がこれまで培ってきた教育・研究の歴史と成果を継承しつつ、「臨床心理学」を冠する専門研究科として、より高度で体系的な教育研究体制を確立している。心理学の基礎から応用に至る幅広い専門的知識と、科学的かつ実証的な分析力を基盤として、臨床心理学の高度な知識と技術を修得させるとともに、学術研究を通して対人援助の発展に寄与する新たな知見を創出することを使命とする。そして、心理的支援を求める人々とその関係者の切実なニーズに応え、広く社会と国民の心の健康に貢献し得る心理援助職を養成することを目的としている。

そのために本研究科では、心の問題の背景にある生物・心理・社会的諸要因に対する総合的理解を深め、臨床心理学の専門的知識を涵養することを重視する。同時に、心理アセスメント、心理療法・カウンセリング、心理教育などの心理臨床活動を的確に遂行し得る実践的能力の修得を目指す。これにより、保健医療、教育、福祉等の各領域において他職種と協働しつつ、福祉の理念を体現しながら臨床実践に従事できる人材の育成を教育目標として掲げている。

本研究科の教育の特色は、変化する社会情勢に即応する理論および方法論の修得にとどまらず、倫理観、実践的技能、そして豊かな人間性を含む総合的資質を涵養する点にある。学部段階で培われた専門的知識と技能をさらに高度化し、心理臨床分野における実践的研究能力に加え、課題を発見し、それを理論的かつ実践的に解決へと導く力量を備えた高度専門職業人および研究者の育成を目指している。

2015（平成27）年には公認心理師法が制定され、心理援助職の国家資格化が実現した。本研究科では、国家資格である公認心理師ならびに長い歴史と実績を有する臨床心理士の双方の受験資格取得に対応したカリキュラムを整備している。そのため、修士課程二年間を通じて多くの実習科目が配置さ

れている。学部教育が主として先人の知の継承を中心とするのに対し、大学院においては学術研究を通して新たな知を創造し、社会へと還元することが求められる。これに加え、学内外における長期的かつ継続的な臨床実習に真摯に取り組むことは、不断の努力と強い志を要する営みである。

こうした高度専門職養成を理論的に支える基盤として、本研究科は状況的学習を重視している。状況的学習は、学習を個人の内的過程に還元するのではなく、実践の場における他者との相互作用や協働を通して生成される社会的過程として捉える立場である。とりわけ、LaveとWenger（1991）が提唱した「正統的周辺参加（Legitimate Peripheral Participation）」の概念は、専門職養成を、実践共同体への参与と関係性の深化の過程として理解する理論的枠組みを提示している。

本研究科における演習、実習、事例検討、研究発表の諸活動は、まさにそのような実践共同体として構想されている。そこでは、大学院生が周辺の参加から次第に中心的参加へと歩みを進めると同時に、教員もまた固定的な「教える者」にとどまることなく、対話と省察を通して自らの実践を問い直し、学び続ける存在であると位置づけられる。教員と大学院生が時と場を共有し、相互に影響を与え合いながら知を創造していく営みそのものが、本研究科の教育・研究の核心である。この協働的な学びの積み重ねを通して、構成員一人ひとりが専門職としての確かなアイデンティティを形成し、困難な状況のなかにも意味を見いだしつつ、他者と社会に持続的に貢献し得る心理援助職へと成熟していくことを、本研究科は深く希求している。

臨床心理学研究科の3つのポリシー

○ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

臨床心理学専攻：

- (1) 基礎心理学の高度な専門的知識と科学的・論理的な視点、及び、臨床心理学の専門的知識や技法を偏りなく幅広く修得し、幅広い心理学の知識を心理に関する支援の実践に応用する能力を身に付けている。【知識・理解】
- (2) 臨床心理学に関する研究課題を自ら設定し、高度の専門知識と適切な研究手法をもって研究することができる。【思考・判断】
- (3) 生物・心理・社会の多次元にわたる広い観点から心理臨床活動を実践することができる。【関心・意欲・態度】
- (4) 保健医療・教育・福祉等の様々な対人援助の領域で、他の職種と適切に連携するための口頭表現ないし文章表現の能力を身に付けている。【技能・表現】

○カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

臨床心理学専攻：

本専攻では、修了認定・学位授与の方針に掲げる能力を修得させるために、以下の内容、方法、評価の方針に基づき、教育課程を編成する。

【教育内容】

- (1) 基礎心理学領域と臨床心理学領域の2領域を設定し、幅広い心理学の諸領域の専門性を高めるための科目群を設置している。
- (2) （公財）日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士養成第1種指定校として、「臨床心理士」資格認定試験の受験資格を得るための教育内容を整備し、かつ、国家資格「公認心理師」の受験資格を得るために必要な指定科目を整備している。
- (3) 臨床心理学領域の必修科目を中心に、選択必修科目の履修を通して、臨床心理学の高度な専門知識や技法を幅広く学び、加えて、基礎心理学領域の選択必修科目の履修を通して、科学的論理的な人間理解の視点を培う。

- (4) 演習科目及び実習科目の履修を通して、心理援助職に求められる実践のスキルを体験的に学ぶ。人間福祉学研究科附属臨床心理センターでの研修及び学外実習施設での実習により、臨床現場を意識した活きた学びを積み重ね、多面的な心理臨床活動の実際を体験的に理解する。
- (5) 必修科目「修士論文指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修を通して、臨床心理学に関する研究能力を培う。

【教育方法】

- (1) 講義においては、少人数の形態で、アクティブ・ラーニングを取り入れ、発表、ディスカッションを十分に行い、主体的な学びを促進する。
- (2) ロールプレイ等による、臨床心理面接の技法の修得、心理検査器具等を用いた臨床心理査定技法の修得の実技訓練を十分に行う。
- (3) 2年間を通じて、臨床心理センター及び学外実習施設での実習を長時間実施し、学内外の指導者によるスーパーバイズ及びフィードバックを十分に行う。
- (4) 修士論文指導は、主査及び副査の2名の指導担当教員による個別指導に加えて、1年次から研究計画及び研究進捗状況の発表の機会を設け、専攻の全教員が助言を行う。

【教育評価】

- (1) 実習科目の評価は、外部実習施設の指導者による評価も成績評価検討の対象に含め、専攻教員全員で協議して決定する。
- (2) 修士論文の評価は、提出された論文、修士論文発表会における口頭発表、質疑応答を成績評価検討の対象に含め、専攻教員全員による判定手続きによってこれを行う。

○アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）**臨床心理学専攻：**

本専攻では、次のような人材を求めている。

- (1) 一人ひとりの尊厳を念頭に人間理解への深い関心を持ち、広い視野にたつ心理援助職を目指す人。
- (2) 保健医療・教育・福祉等の様々な領域で、チームの一員として活動できる専門性と社会性を備えた心理援助職を目指す人。
- (3) 大学の学士課程で学ぶ心理学ないし臨床心理学の基礎的な知識を身に付けている人。
- (4) 大学院修士課程で研究活動を進めていく際に必要とされる基本的な研究スキルを身に付けている人。
- (5) 国内外の最新の学術情報を収集し活用するための外国語能力及びグローバル化社会に対応した情報リテラシー能力を身に付けている人。

生涯学習学研究科長 三浦 公裕 MIURA Kimihiro



人生100年時代と呼ばれるなか、より豊かで充実した人生を過ごすために生涯学習が推進されている。生涯学習は「生涯行うあらゆる学習」を指し、学校教育はもとより、家庭教育・社会教育・スポーツ活動・ボランティア活動などさまざまな場所で行われている。人々の生涯学習の意識が高まるなか、生涯学習機会の提供、行政機関や教育機関、各種団体・NPO、企業・事業者など、社会に向けて積極的に知的資源の還元が期待されている。現代社会においては、これまでのSociety4.0（情報化社会）から、すべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、課題や困難の克服を目指すSociety5.0へと向かっている。こうした社会構造の急激な変化に対応し、高度化と多様化に適応することのできる自立した一人の人間として、力強く生きていくための総合的な力としての人間力の育成が課題となっている。今後ますます変革や発展を続ける社会において、理論と実践にかかわりのある学術諸分野の総合的・学際的な研究・教育を修得し、高度な能力・識見と専門的実践力を備えた生涯学習学の向上に寄与できる専門家が強く求められている。

北翔大学大学院生涯学習学研究科の教育目標は、心身の健康増進を図り、生きがいのある人生を創造するという人々の生涯学習を支援することである。そのため教育学、芸術学、心理学など幅広い人間科学的な素養の上に生涯学習の振興に関わる高度な学識と指導力を身につけた専門家を育成することである。特に、生涯学習が教育政策として重視されるにつれ、市町村ではまちづくりや地域の豊かな生活の創造を支える「人づくり」が生涯学習の中心を占めるようになってきている。このことに対して、実践と研究を統合し、「生涯学習」を地域における政策課題として企画・推進する資質、能力の育成に重点を置いている。平成16年の開設以来、現在100名を超える修了者が、学校現場・教育行政、福祉施設、一般企業の研究職や大学教員などとして、様々な分野で活躍している。

本研究科の特色は4点である。1つは、急速な社会変化を背景として、大学・大学院に入学する社会人、職業人の数が急速に増えてきていることに対して、柔軟なカリキュラム運営を実施していることである。2つは、社会における生涯学習・研究活動の多くが大学の教育・研究活動に依存する傾向にあることに対して、大学の教育・研究活動に新たな視点を加え、その質を高度化し、今後の社会発展に貢献するために、学際的な研究活動を認めていることである。3つは、今日の教育問題に対応しうる観点から、社会教育、学校教育等の教育臨床場面において、専門的、指導的立場で対応できる資

格（専修免許・学校心理士）を身につけるための教育・研究を行うことである。4つは、それぞれの領域において必要とされる授業科目を提供するだけでなく、学術研究の進歩に向けて、研究指導を重視し、学位論文又は本研究科の目的に照らして適当と認められた特定の課題研究に取り組むことを可能にしていることである。

本研究科では「生涯学習学理論領域」と「生涯学習活動論領域」の2つの領域で編成され、それぞれの領域では講義科目である特論と、その内容を発展させ、研究能力・実践的能力の向上を図る演習科目を配置し、大学院生の研究課題の解決に役立つよう設定している。

令和6年度、生涯学習理論領域に新たに生涯学習活動特論を新設し、生涯学習学を専門とする教員の研究活動や教育実践などから、生涯学習学における研究主題の設定や研究方法を習得し、生涯学習の振興に資する専門職及び研究者の育成をめざした。研究科で学んだ豊かな知識・経験を活かせる場を見出して、社会の担い手として活躍することは、学びを修得した者だけの生きがいとなるだけではいけない。社会や地域が抱える課題の解決や活力ある社会の形成に力を尽くすことが重要である。そのことは個人のみの利益を超えて他者や社会の発展を思い、かかわり合う人々に喜んでもらいたい、社会をより良いものにしたいという高次の価値である。本研究科で学ぶ皆さんが、様々な分野で活躍し、生涯学習の発展に力を尽くしてくれることを期待している。

生涯学習学研究科の3つのポリシー

○ディプロマ・ポリシー〈学位授与方針〉

本研究科では、本学が定める期間在学し、所定の単位を修得するとともに、以下の高度な専門的能力を身に付けたと認められ、学位論文及び口頭試問（含む最終発表）の審査に合格した者に、修了を認定し、学位を授与する。

- (1) 生涯学習の基盤となる教育学、芸術学、心理学など幅広い人間科学的素養を身に付けている。
【知識・理解】
- (2) 生涯学習にかかわる今日的な課題を解決するため、高度な学識と指導力を身に付けている。
【知識・理解】
- (3) 具体的な生涯学習に関する理論と実際の活動について、より深く教育・研究する実践的判断力を身に付けている。【思考・判断】
- (4) 生涯学習の必要性を理解するとともにその発展に向け、学習要求に対し現実的に対応する態度を身に付けている。【関心・意欲・態度】
- (5) 生涯学習活動を推進していく場面において、専門的、指導的立場で対応する能力を身に付けている。【技能・表現】

○カリキュラム・ポリシー〈教育課程編成方針〉

生涯学習学研究科では、修了認定・学位授与の方針に掲げる能力を修得させるために、以下の内容、方法、評価の方針に基づき、教育課程を編成する。

【教育内容】

- (1) 生涯学習の振興に資する専門職及び研究者育成の目的から、生涯学習学理論領域と生涯学習活動論領域の2つの領域から教育課程を編成している。
- (2) 生涯学習学理論領域では、教育学、芸術学、心理学などを配置し、生涯学習学に関する基本的・専門的な教育・研究を行う。
- (3) 生涯学習活動論領域では、文化芸術や教育分野などを中心に、美術・音楽指導や特別支援教育・障害者指導等の関連科目を配置し、生涯学習に関する実践的な活動を行う。

【教育方法】

- (1) 生涯学習場面での実践事例をもとに、理論と方法を活用できるように学修をすすめる。
- (2) フィールドワークやグループ討論などのアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れ、主体的な学びをすすめる。
- (3) 修士論文指導は、指導担当教員による個別指導のもと、1年次の研究題目発表会、2年次の中間発表会、そして最終の修士論文発表会へと継続・発展的にすすめる。

【教育評価】

- (1) 成績評価についてはシラバスに明示し、提出課題の水準と意欲・態度を総合的に判断して行う。
- (2) 修士論文の評価は、主査と副査（2名）による口頭試問及び修士論文発表会での質疑応答も評価対象とし精査する。

○アドミッション・ポリシー〈入学者受け入れ方針〉

本研究科では、次のような人材を求めている。

- (1) 生涯学習関連機関及び団体・企業等で、研究的知識や技能を身に付けた専門職として指導的な役割を目指す人。
- (2) 生涯学習における様々な場面において、実践力や企画力などをもち生涯学習活動のリーダーを目指す人。
- (3) リカレント教育の一環として、幼小中高及び特別支援学校教諭専修免許状や学校心理士等の資格取得を目指す人。

生涯スポーツ学研究科長 小坂井 留 美 KOZAKAI Rumi



文部科学省が平成24年度に策定した「スポーツ基本計画」では、スポーツの果たす役割を踏まえ「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」を創出するため、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策方針としました。さらに、平成29年度に策定された「第2期スポーツ基本計画」では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を好機として、「スポーツ参画人口を拡大し、スポーツ界が他分野との連携・協同を進め、一億総スポーツ社会を実現する」ための具体的な政策目標が提示されています。こうした国の政策実現に貢献し得る研究の蓄積と有為な人材の養成を目指すことは高等教育機関として重要な社会的ミッションであることは言うまでもありません。

そのため、本学「大学院生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻修士課程」では、生涯スポーツを「生涯にわたる各ライフステージにおいて、個人の興味・関心・年齢・体力等に応じて実施するスポーツ活動」と捉え、老若男女を問わず、また、健常者や障がい者を問わず、生涯にわたる各ライフステージで実施される運動・スポーツ活動を対象にした生涯スポーツ学の基礎的かつ実践的な教育研究を行うことを目的としています。具体的な研究対象は、幼年期における幼児体育、青少年期から成人期にかけての学校体育や競技性の強いスポーツ、壮年期から中年期・老年期における健康づくりや生きがいづくりを目標とした運動・スポーツ等を幅広く扱ってきています。研究分野は、スポーツ科学、健康科学、教育学などの分野からのアプローチにより研究を目指しています。

さらに、「大学院生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻博士後期課程」では、生涯スポーツ学を「人の生涯の各ライフステージで継続的に実施され、様々な目的や興味・関心に基づいて行われる運動・スポーツの諸現象に対して、自然科学から人文・社会科学にわたるスポーツ科学の学際的研究アプローチによる基礎的・応用的・実践的研究」と定義し、それらを実施することにより、高度な専門的研究者や高度職業人（指導者）を養成することを設置の趣旨の骨子としています。具体的には、運動・スポーツに関する医学・生理学・バイオメカニクス・リハビリテーション学・栄養学・心理学等を主軸とする「スポーツ科学研究分野」と、生涯スポーツ学・老年学・健康科学・教育学等を主軸とする「生涯スポーツ学研究分野」による研究の専門化と融合を図り、それらの学際的な連携から生涯スポーツ学の高度化と専門性の深化を達成することを重視しています。

本学に設置された大学院生涯スポーツ学研究科（博士後期課程）は、東北以北で初めて博士（スポーツ科学）を取得できる大学院であります。本学大学院修士課程からの進学はもとより、広く社会人で博士取得を目指す方も、本学大学院生涯スポーツ学研究科（博士後期課程）での勉学に挑戦してください。

生涯スポーツ学研究科修士課程の3つのポリシー

○ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

北海道及び冰雪寒冷圏域において、豊かな生涯スポーツ社会を発展させるために、冰雪寒冷圏域に特有の気候環境的特徴をふまえ、スポーツ動作及びその上達過程を分析し理論化することができ【知識・理解】、冰雪寒冷圏特有の健康問題を正しく理解し、環境を生かした運動を含めた対処法について分析できる【思考・判断】。地域住民の健康維持・増進活動、スポーツ教育活動に貢献でき

【関心・意欲・態度】、高度な専門性を身に付けて社会で指導的な役割を担える者【技能・表現】に対して学位を授与する。

○カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

院生の学修・研究段階に応じて基礎的素養の涵養と専門的深化を実現できるよう、教育課程を「基礎教育領域」と「応用教育研究領域」の2階層構造で編成する。

「基礎教育領域」では、氷雪寒冷圏域を中心的対象とする生涯スポーツに関する科学的知識基盤を大学院レベルで構築する。「応用教育研究領域」でスポーツ科学と生涯スポーツ学の専門的素養を大学院レベルに特化・深化させる。

2領域の知識を統合させて、氷雪寒冷圏域の生涯スポーツの課題に対し科学的・専門的にアプローチする能力を修得させる。研究指導では、複眼的な指導・評価体制を構築するために院生1名につき指導・評価教員を各々2名以上配置するシステムを編成し、学位の質を保証する。

○アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

運動やスポーツ、健康に関する学術研究や科学的知識及び専門的技能の修得に高い関心と熱意を持った人材を求める。生涯にわたるスポーツ活動の推進や健康の維持・増進、生涯スポーツの振興、指導者養成に対し、指導的な役割を担える人材を受け入れる。また、スポーツ競技者へのセカンドキャリア、コーチ・指導者へのリカレント教育、保健体育科教諭への教職専修免許状取得等の機会を提供する観点から、社会人の入学を積極的に受け入れる。

生涯スポーツ学研究科博士後期課程の3つのポリシー

○ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

北海道をはじめ氷雪寒冷圏域における豊かな生涯スポーツ社会の発展に向けて、スポーツ科学・生涯スポーツ学に関する高度な専門的知識を修得し、課題設定能力、科学的分析能力、情報発信能力を備え、研究成果が国内外で認められた者、当該分野で指導的な役割を担える者に学位を授与する。

○カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

院生の研究能力を専門的に深化できるよう、教育課程を共通科目、専門科目及び研究指導科目の3領域で構成する。

共通科目では、国際的な研究能力を身につけるため、英文読解と作文能力及びプレゼンテーション能力を養う。専門科目はスポーツ科学研究分野と生涯スポーツ学研究分野の2分野で編成される。スポーツ科学研究分野では、運動生理学やバイオメカニクス、トレーニング科学などの研究手法を修得し、冬季スポーツ種目を中心とする競技スポーツの科学的分析・研究能力を養う。生涯スポーツ学研究分野では、応用健康科学、生涯スポーツ学、スポーツ教育学などの研究手法を用いて、地域住民の健康問題の解決や生涯スポーツの振興に貢献できる研究能力を養う。研究指導科目では、複眼的な指導・評価体制で実施し、修業年限内に博士論文を完成できるよう段階的に構成する。

○アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

運動やスポーツ、健康に関する学術研究や科学的知識及び専門的技能を有する人材を求める。スポーツを科学的に分析する能力を有する人材や、生涯スポーツ活動の推進や健康増進のための研究能力を有する人材を受け入れる。また、博士後期課程の研究を遂行するために必要な英語能力を有すること。なお、スポーツ競技者へのセカンドキャリア、コーチ・指導者へのリカレント教育、保健体育科教員の高度専門化の観点から、社会人の入学を積極的に受け入れる。

IV 臨床心理学研究科

< 修士課程 >

1 2026年度教育課程表

2 学位授与へのプロセス

3 臨床心理学専攻の実習計画について

1. 2026年度教育課程表

臨床心理学専攻 修士課程 専門科目

○単位は必修

科目名	授業形態	年次・単位数				教員名	備考
		1年次		2年次			
		前	後	前	後		
臨床心理学領域							
臨床心理学特論Ⅰ	講義	②				澤 聡 一	
臨床心理学特論Ⅱ	講義		②			河 村 麻 果	
臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	講義	②				河 村 麻 果 飯 田 昭 人	
臨床心理面接特論Ⅱ	講義		②			新 川 貴 紀	
家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	講義				2	河 岸 由 里 子	集中講義
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	講義	2				龍 島 秀 広	
精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講義	2				小 林 一 彦	
心身医学特論	講義		2			小 林 一 彦	
障害者心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	講義	2				本阿彌 はるな	
心理療法特論	講義	2				入 江 智 也	隔年開講科目
学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	講義				2	飯 田 昭 人 入 江 智 也 河 村 麻 果 澤 聡 一 新 川 貴 紀	
コミュニティ心理学特論	講義			2		小 坂 守 孝	隔年開講科目
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	講義		2			小 坂 守 孝	
心の健康教育に関する理論と実践	講義		2			澤 聡 一	
基礎心理学領域							
心理学研究法特論	講義	2				入 江 智 也 河 村 麻 果	
認知心理学特論	講義	2				阿 部 純 一	隔年開講科目
生理心理学特論	講義			2		宇 野 英 樹	隔年開講科目
発達心理学特論	講義	2				川 俣 智 路	
社会心理学特論	講義		2			栗 林 克 匡	隔年開講科目
演習							
臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	演習		②			新 川 貴 紀 本阿彌 はるな	
臨床心理査定演習Ⅱ	演習	②				入 江 智 也 飯 田 昭 人	一部集中講義

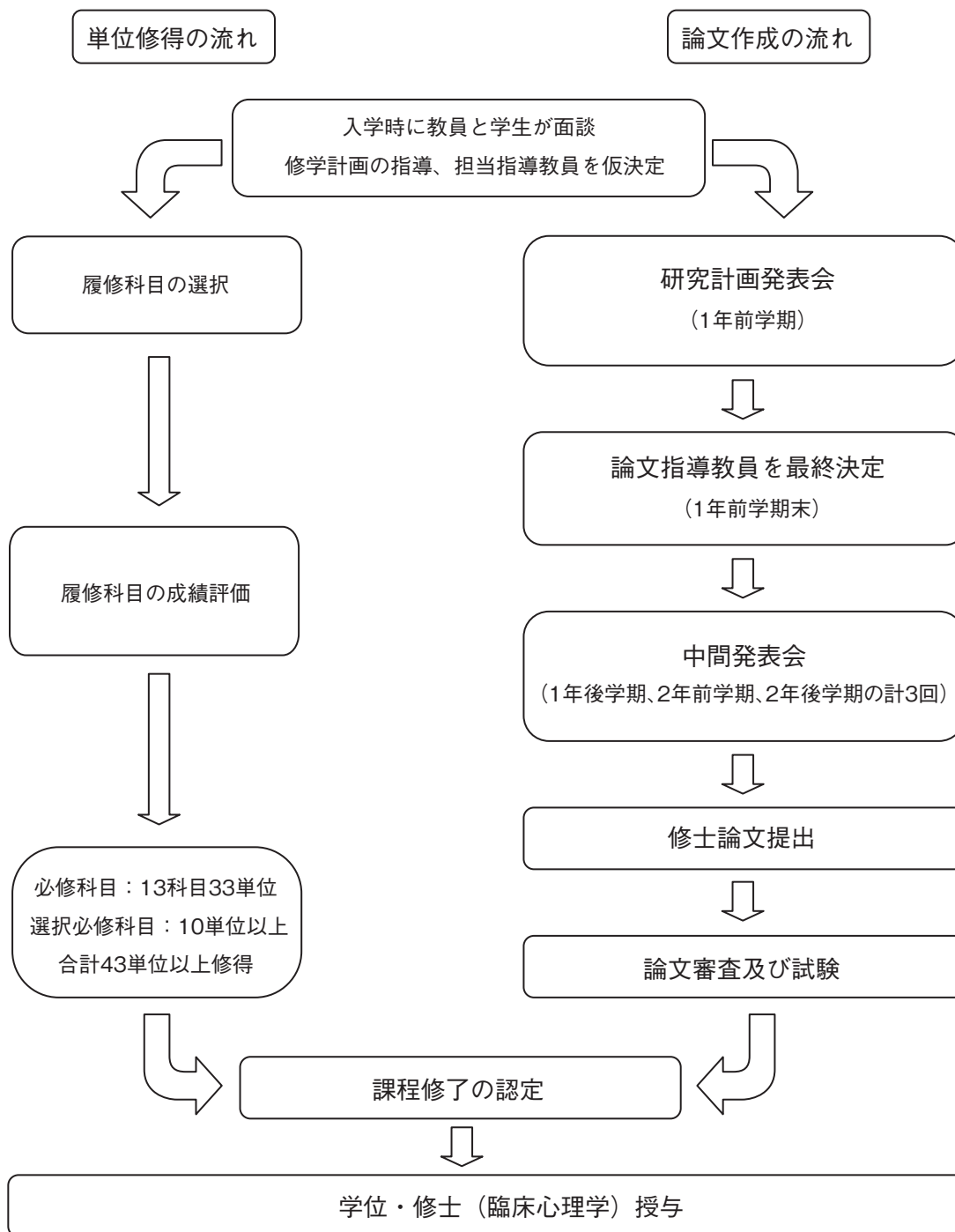
科目名	授業形態	年次・単位数				教員名	備考
		1年次		2年次			
		前	後	前	後		
心理学特別演習	演習	←4→				小坂守孝 飯田昭人 入江智也 河村麻果 澤聡一 新川貴紀 本阿彌はるな	
実習							
臨床心理基礎実習	実習	←②→				新川貴紀 飯田昭人 入江智也 河村麻果 小坂守孝 澤聡一 本阿彌はるな	事前事後指導を含む 一部集中講義
心理実践実習Ⅰ	実習	←④→				入江智也 飯田昭人 河村麻果 小坂守孝 澤聡一 新川貴紀 本阿彌はるな	事前事後指導を含む 集中講義
臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）	実習			←⑧→		飯田昭人 入江智也 河村麻果 小坂守孝 澤聡一 新川貴紀 本阿彌はるな	事前事後指導を含む 一部集中講義
臨床心理実習Ⅱ	実習			←①→		小坂守孝 飯田昭人 入江智也 河村麻果 澤聡一 新川貴紀 本阿彌はるな 斉藤美香 谷中みゆき	一部集中講義

科目名	授業形態	年次・単位数				教員名	備考
		1年次		2年次			
		前	後	前	後		
研究指導							
修士論文指導Ⅰ	演習		②			飯田昭人	集中講義
						入江智也	
						河村麻果	
						小坂守孝	
						澤聡一	
						新川貴紀	
						本阿彌はるな	
修士論文指導Ⅱ	演習			②		飯田昭人	集中講義
						入江智也	
						河村麻果	
						小坂守孝	
						澤聡一	
						新川貴紀	
						本阿彌はるな	
修士論文指導Ⅲ	演習				②	飯田昭人	集中講義
						入江智也	
						河村麻果	
						小坂守孝	
						澤聡一	
						新川貴紀	
						本阿彌はるな	

(※)：日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士養成指定科目の受講制限により、上記資格の養成指定を受けた臨床心理学専攻以外の方は受講できません。また他の科目についても、国家資格公認心理師の指定科目等として受講制限が設けられている科目があります。

2. 学位授与へのプロセス

①臨床心理学研究科臨床心理学専攻



3. 臨床心理学専攻の実習計画について

臨床心理学研究科臨床心理学専攻は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士養成大学院の第1種指定大学院であり、「臨床心理士」の受験資格を取得することができる。加えて、国家資格「公認心理師」の受験資格を取得するうえで必要な大学院の指定科目を設置し、本専攻入学前に出身大学等において省令で定める科目を履修済で、本学大学院の履修規程に則った科目を本専攻で履修した場合に、公認心理師受験資格を取得することができる。

心理臨床の実務を学ぶためには、実習科目における細やかな指導のもと、臨床の実践体験を積み重ねながら洞察を深めることが必要不可欠である。本専攻では、臨床心理士ならびに公認心理師の受験資格を得る上で必要な実習科目として、1年次は「臨床心理基礎実習」(臨床心理士指定科目) および「心理実践実習Ⅰ」(公認心理師指定科目)、2年次は「臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習Ⅱ)」(臨床心理士・公認心理師指定科目) および「臨床心理実習Ⅱ」(臨床心理士指定科目)を設置し、これら全てを必修科目としている。詳細は実習要綱に記すが、以下に各実習科目の概要を示す。

1) 臨床心理基礎実習

①意義と目的

本実習では、心理臨床活動を行う上で必要な基本的な態度と、臨床心理学の理論と知識、および心理的支援の技能を修得するとともに、心理的支援の現場への参加観察ならびに指導による実践を通して、心理臨床の実際を体験することを目的とする。

②展開方法・実習内容・実習施設

1年次通年科目であり、前・後学期それぞれ45時間、合計90時間を基準とするが、基準時間を上回って行われることがある。

前学期は、本学大学院臨床心理学研究科附属臨床心理センター（以下、センター）におけるオリエンテーション、ロールプレイによる実技指導、インテーク面接実習、SST実習、CBT実習、集団療法実習、ケーススタディ、および学外実習にむけた事前指導等を行う。本実習を含む臨床心理士指定科目の心理面接の基礎的技術の指導は、臨床心理士有資格者の教員が複数体制で行う。

後学期は、センターおよび教育分野等の学外実習施設において実習を行う。センターにおける実習は、実習に適切と思われるクライアントのインテークまたは継続面接への陪席等を行う。学外施設での実習は最低30時間として行う。さらに、実習終了後に事後指導の一環として本実習科目における実習体験の発表報告会、およびケースカンファレンスにも参加する。

2) 心理実践実習Ⅰ

①意義と目的

本実習では、保健医療、福祉、司法・犯罪の各分野、および、センターにおける心理臨床活動の実践、陪席、見学等を通して体験的に心理的支援の実際を学ぶ。本実習を通して、心理的支援を必要とする人に対するコミュニケーション、心理検査を含む心理査定、心理面接、地域支援等に関する知識と技能を修得することをめざす。さらに、心理的支援を必要とする人と関係者の理解とニーズの把握、支援計画の作成、各分野におけるチームアプローチ、多職種連携および地域連携、心理職としての職業倫理および法的義務について学ぶ。

②展開方法・実習内容・実習施設

1年次通年科目であり、学外実習施設として、精神科病院、療育機関、少年鑑別所、少年院等の施設で実習を行う（実習施設は変更する場合がある）。学外実習の合計時間は最低36時間で、実習施設によって基準を上回って行われることがある。学内実習施設として、センターにおいて担当ケースにかかわる実習を最低100時間行う。学外の実習について実習報告会での発表、セン

ターのケースカンファレンスへの参加ならびに発表を最低14時間行う。また、センターが行う地域貢献事業やグループアプローチ等にも参加し、地域の相談拠点としての役割を学ぶ。学内外の実習の合計時間は最低150時間である。学内外の実習施設の担当ケースに関する実習を通して、担当教員および学外実習指導者の指導のもと、さまざまな臨床心理学的アプローチにおけるコミュニケーションの技能、心理査定および心理療法の実践技能を幅広く修得する。

3) 臨床心理実習Ⅰ (心理実践実習Ⅱ)

①意義と目的

本実習では、1年次の実習で学んだことを基礎として、公認心理師ならびに臨床心理士として活動を行う上で必要な態度および技法を修得することを目的とする。保健医療分野の学外実習施設およびセンターにおいて、実習施設の指導者および実習担当教員による指導のもと、継続的に心理面接、心理査定、集団心理療法等の心理臨床活動の実際を体験し、心理臨床の素養を確かなものにするをめざす。さらに、心理的支援を必要とする人ならびにその関係者の理解とニーズの把握、および支援計画の作成等について実践的に学ぶ。学内外の実習施設で担当ケースを継続的に担当するプロセスにおいて、ケース・フォーミュレーションに取り組み、クライアントをより深く理解し、有効な心理的支援の方法を精査するための検討を行う。医療機関におけるチームアプローチや、各機関における多職種連携および地域連携について実践場面から学ぶ。一連の活動のなかで、公認心理師および臨床心理士としての職業倫理、公認心理師の法的義務についての理解を深める。

②展開方法・実習内容・実習施設

2年次通年科目であり、保健医療分野の学外実習施設として、精神科病院、総合病院、精神科クリニック等のいずれか1か所の医療機関において60時間、学内実習施設として、センターにおいて240時間、合計300時間を基準として、ケースに関する実習を行う。ただし、実習施設によって基準を上回って行われることがある。上記の時間には、事前・事後指導、実習報告会、ケースカンファレンスへの参加発表を含む。また上記以外で、指導教員の学内外での心理臨床実践に参加する場合もある。

事前指導は、実習施設での実習の準備として、1年次の実習体験をふまえつつ、ロールプレイなどにより、面接技法の実技指導を行う。学外実習施設での実習は、施設によって対象や内容が異なるが、思春期、青年期、成人期、高齢期のクライアントの心理面接、集団療法、心理検査、心理プログラム等を、指導者による指導のもと、実践および参加することを予定している。センターにおいては、ケース担当教員の指導のもと、幼児および児童のプレイセラピーや心理査定、思春期、青年期、成人期のクライアントの心理面接や心理査定などを行う。実習と並行して、定期的にケースカンファレンスを行い、担当ケースについて発表し、討議に参加する。

4) 臨床心理実習Ⅱ

①意義と目的

学内外の実習施設で担当したケースについて、学外スーパーバイザーおよび指導担当教員により、多面的な観点からスーパービジョンを受け、自己覚知とケースについての理解の深化をめざす。

②展開方法・実習内容

2年次通年科目であり、通年で45時間のスーパービジョンを受ける。学外スーパーバイザーによるスーパービジョンは、個別指導の形態で9時間以上、指導担当教員によるスーパービジョンは個別あるいは集団の指導形態で36時間以上である。

V 生涯学習学研究科

< 修士課程 >

1 2026年度教育課程表

2 教育課程編成について

3 学位授与へのプロセス

4 免許・資格取得について

1. 2026年度教育課程表

生涯学習学専攻 修士課程 専門科目

○単位は必修

科目名	授業形態	年次・単位数				教員名	備考
		1年次 前	1年次 後	2年次 前	2年次 後		
生涯学習学理論領域							
生涯学習学特論	講義	②				横山 光 小室 晴陽	
生涯学習行政特論	講義	2				岡 健吾	集中講義
生涯学習計画特論	講義		2			尾山 清龍 川 森功偉	集中講義
生涯学習メディア特論	講義	2				松澤 衛	
生涯学習環境特論	講義	2				千里 政文 浅井 貴也	
美学芸術学特論	講義	2				林 亨 小室 晴陽	集中講義
デザイン学特論	講義		2			浅井 貴也 田 恩蘋	
教育学特論	講義	2				小山 誠南	集中講義
教育指導特論	講義		2			亀山 比佐 諏 佐奈生子	集中講義
道德教育研究特論	講義	2				杉浦 勉	集中講義
教育制度特論	講義		2			神守 一志	集中講義
教育経営特論	講義		2			山田 潮	
教育方法特論	講義	2				山田 潮	
教職研究特論	講義		2			神守 一志	集中講義
教育課程研究特論	講義	2				神守 一志	集中講義
保育原理特論	講義	2				伏見 千悦子	
教育心理学特論	講義		2			三浦 公裕	
学校心理学特論	講義	2				三浦 公裕	
生涯発達心理学特論	講義	2				松田 久美	
臨床心理学特論	講義		2			飯田 昭人	
特別支援教育特論	講義	2				上林 宏文	
障害者心理学特論	講義		2			磯貝 隆之	
障害者心理学特別演習	演習		2			石塚 誠之	
病弱教育研究	講義	2				小原 直哉 磯貝 隆之	
生涯学習行政論特別演習	演習		2			磯島 年成	集中講義
心理検査特別演習Ⅰ	演習	2				石塚 誠之	集中講義
心理検査特別演習Ⅱ	演習	2				石井 早由里	集中講義
学校心理学特別演習	演習		2			三浦 公裕	集中講義

科目名	授業形態	年次・単位数				教員名	備考
		1年次		2年次			
		前	後	前	後		
生涯学習活動論領域							
生涯学習活動特論	講義	②				三浦公裕	集中講義
						浅井貴也	
						朝地信介	
						石塚誠之	
						小原直哉	
						柏木純子	
						神守一志	
						上林宏文	
						杉浦勉	
						千里政文	
						伏見千悦子	
						松澤衛	
研究方論	講義	2				小室晴陽	
統計分析演習	演習		2			小室晴陽	集中講義
生涯学習施設運営特論	講義	2				柏木純子	
生涯芸術特論	講義	2				朝地信介	集中講義
						浅井貴也	
						柏木純子	
						千里政文	
生涯美術指導特論	講義	2				湯浅大吾	
						朝地信介	
						浅井貴也	
						柏木純子	
芸術鑑賞特論	講義		2			千里政文	集中講義
						松澤衛	
						坂田朋優	
						岡元敦司	
生涯音楽指導特論	講義	2				千葉圭説	隔年開講科目 集中講義
						朝地信介	
						岡元敦司	
生涯学習活動特別演習(芸術Ⅰ)	演習	2				朝地信介	集中講義
						浅井貴也	
						柏木純子	
						千里政文	
						松澤衛	
生涯学習活動特別演習(芸術Ⅱ)	演習		2			山下圭介	集中講義
						朝地信介	
						浅井貴也	
						柏木純子	
						千里政文	
生涯学習活動特別演習(自然科学)	演習		2			松澤衛	集中講義
						山下圭介	
						横山光	
						岡健吾	
						岡健吾	
継続学習活動特別演習	演習		2			岡健吾	集中講義

科 目 名	授業形態	年次・単位数				教 員 名	備 考
		1年次		2年次			
		前	後	前	後		
生涯音楽指導特別演習(演奏指導)	演習		2			坂 田 朋 優	隔年開講科目 集中講義
						岡 元 敦 司	
						千 葉 圭 説	
特別支援教育コーディネーター特論	講義	2				川 合 理 恵	集中講義
特別支援教育コーディネーター実践論	講義	2				石 塚 誠 之	
知的障害者指導特論	講義	2				小 原 直 哉	
知的障害者指導特別演習	講義		2			石 塚 誠 之	
肢体不自由者指導特論	講義	2				上 林 宏 文	
肢体不自由者指導特別演習	講義		2			上 林 宏 文	
重複障害者指導特論	講義		2			小 原 直 哉	
発達障害者指導特論	講義		2			石 塚 誠 之	
学校教育フィールドワーク(幼・小)	実習	← 1 →				三 浦 公 裕	集中講義
						山 田 潮	
						横 山 光	
学校教育フィールドワーク(中・高)	実習	← 1 →				三 浦 公 裕	集中講義
						山 田 潮	
						横 山 光	
研究指導							
生涯学習特別研究Ⅰ	演習	②				浅 井 貴 也	集中講義
						朝 地 信 介	
						石 塚 誠 之	
						小 原 直 哉	
						柏 木 純 子	
						神 守 一 志	
						上 林 宏 文	
						杉 浦 勉	
						千 里 政 文	
						伏 見 千 悦 子	
						松 澤 衛	
						三 浦 公 裕	
						山 田 潮	
横 山 光							
生涯学習特別研究Ⅱ	演習	②				浅 井 貴 也	集中講義
						朝 地 信 介	
						石 塚 誠 之	
						小 原 直 哉	
						柏 木 純 子	
						神 守 一 志	
						上 林 宏 文	
						杉 浦 勉	
						千 里 政 文	
						伏 見 千 悦 子	
						松 澤 衛	
						三 浦 公 裕	
						山 田 潮	
横 山 光							

科目名	授業形態	年次・単位数				教員名	備考
		1年次		2年次			
		前	後	前	後		
生涯学習特別研究Ⅲ	演習			②		浅井貴也	集中講義
						朝地信介	
						石塚誠之	
						小原直哉	
						柏木純子	
						神守一志	
						上林宏文	
						杉浦勉	
						千里政文	
						伏見千悦子	
						松澤衛	
						三浦公裕	
						山田潮	
				横山光			
生涯学習特別研究Ⅳ	演習			②		浅井貴也	集中講義
						朝地信介	
						石塚誠之	
						小原直哉	
						柏木純子	
						神守一志	
						上林宏文	
						杉浦勉	
						千里政文	
						伏見千悦子	
						松澤衛	
						三浦公裕	
						山田潮	
				横山光			

2. 教育課程編成について

本研究科の目的は、生涯学習の振興に資する専門職及び研究者の育成にある。その目的の達成のために、生涯学習学理論領域と生涯学習活動論領域の二つの領域で教育課程を編成する。その際、講義科目に関する演習を配置し、それぞれの学生の研究課題の解決に役立つよう配置する。また、生涯学習学理論領域においては、教育学関連科目を配置することで生涯学習に関するより基本的、専門的な教育・研究が可能となるよう教育課程を編成する。

1) 教育課程の基本構成

今日、生涯学習の振興に関しては、生涯学習に関する理論と実際の活動を統合的に捉え、それらを実証的に研究することが求められている。生涯学習の振興に資する人材の養成を目的とする本研究科では「生涯学習学理論領域」と「生涯学習活動論領域」の二つの領域で編成する。それぞれの領域では講義科目である特論と、その内容を発展させ、研究能力・実践的能力の向上を図る演習科目である特別演習を配置した。

①生涯学習学理論領域

生涯学習の振興に関する理論的な科目として「生涯学習学特論」などの生涯学習学理論に関する科目や「生涯学習行政特論」「生涯学習計画特論」などの生涯学習行政に関する科目、並びに「教育学特論」「教育指導特論」などの教育学関連科目と「特別支援教育特論」「障害者心理学特論」などの特別支援教育に関する科目を配置している。

②生涯学習活動論領域

生涯学習の振興に関する具体的な科目として「生涯学習活動特論」「継続学習活動特別演習」や「生涯学習活動特別演習」など継続学習に関する科目と「生涯芸術特論」「生涯美術指導特論」「生涯音楽指導特論」「芸術鑑賞特論」など美術・音楽学習に関する科目を配置している。

2) 研究科の修了要件

所定の修業年限以上在学し、必修6科目12単位を含め、専門科目合計32単位以上、かつ研究指導を受け、修士論文の審査及び試験に合格することをもって修了の要件とする。但し、特定の課題の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

3) 演習・修士論文

演習科目は、各院生の個別の研究課題に関連する科目を選択し履修するものとする。なお、研究課題に関連する演習が複数にわたる場合は複数の演習を履修することも可能とする。1年次より開始する「生涯学習特別研究Ⅰ」～「生涯学習特別研究Ⅳ」は、各自の修士論文作成に関連する内容において研究し、修士論文の作成に着手するものとする。

修士論文の題目は、指導教員と十分な協議の上、早期に決定する。修士論文の指導教員は、院生本人の研究に関する希望を勘案するとともに、専門演習を通して個別に相談に応じ、1年次前期に決定する。

4) 特定の課題についての研究

本研究科生涯学習活動領域の美術指導において、研究活動を行う者については、特定の課題の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。その際、履修者にとっては、道内外の美術公募展の入賞レベルの作品を目標とする。

3. 学位授与へのプロセス

課程修了の要件

本学大学院の修士課程の所定の修業年限以上に在学し、所定の授業科目を履修して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、当該研究科の行う修士論文の審査に合格することとする。ただし、研究科が専攻の目的に応じ適当と認めたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

修士論文及び口頭試問に関する審査基準

本研究科において修士論文の審査を受ける者は、口頭試問までに題目発表会・中間発表会で発表を行った者とする。また、修士論文審査（含「口頭試問」）で合格を受けた者は、最終発表会での発表を行うこととする。

1. 修士論文の審査基準

- 1) 研究の背景や目的、方法と結果、解釈や考察等、論文の構成が適切であるか。
- 2) 題目の設定が適切で、生涯学習学に貢献し得る内容が含まれているか。
- 3) 論述や表現に一貫性があり、研究に用いたデータや素材等が適切であるか。
- 4) 先行研究及び関連研究に関する検討が適切であるか。

2. 口頭試問の審査基準

- 1) 研究内容について十分に理解し、説明が明解であるか。
- 2) 研究内容に関して指摘された論点について適切に応答がなされたか。
- 3) 当該研究分野に関する専門的な知識は十分であるか。

3. 審査体制及び結果

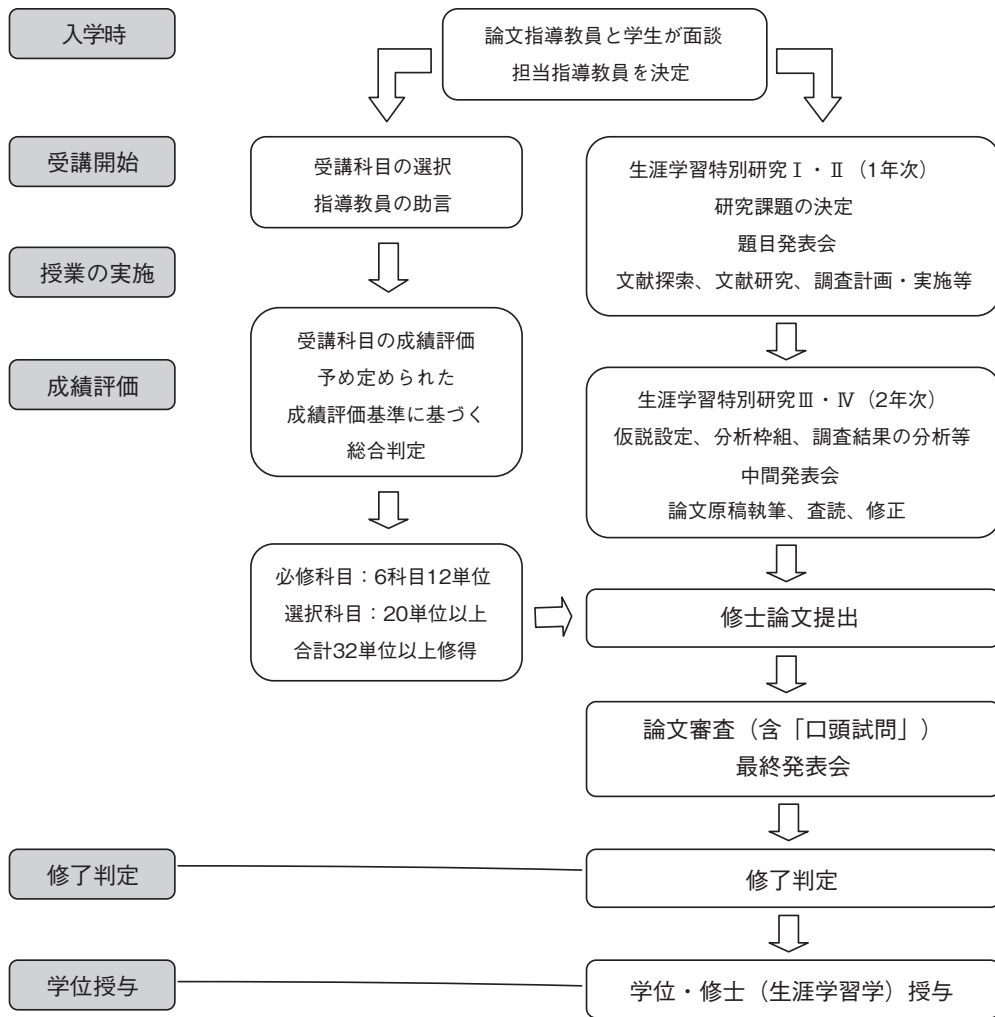
- 1) 研究科委員会の中に修士論文審査委員会を置く。
- 2) 審査委員会は主査1名、副査2名とし、3名で合又は否を審議する。
- 3) 審議結果を受け、研究科委員会で修士論文審査を行い、合格者を決定する。

課程修了の認定

課程修了の認定は、課程修了の要件を満たした学生について、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを認定する。課程修了の時期は、学年又は学期の終わりとする。

学位の授与

課程修了の認定を受け、本学大学院の修士課程を修了した者に対し、修士の学位を授与する。



4. 免許・資格取得について

生涯学習学研究科生涯学習学専攻では、下記に示す教育職員免許状取得のための課程を有している。

既に、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（音楽、美術）、高等学校教諭一種免許状（音楽、美術）、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）を有している者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定された科目を修得することにより、当該免許状の専修免許状を取得することができる。

研究科・専攻	免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
生涯学習学研究科 生涯学習学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	音楽、美術
	高等学校教諭専修免許状	音楽、美術
	特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者

また、今日の学校における様々な教育的な課題に対応することが専修免許状取得の専門性をさらに深める観点から、学会連合資格「学校心理士」の受験資格も取得可能である。

1) 専修免許状の取得

専修免許状の取得を希望する者は、本研究科において、基礎資格として修士の学位を取得し、北翔大学大学院教職課程履修規程別表第1の1から1の5の規定に従って24単位以上を修得する必要がある。

(Ⅸ 諸規程・資料4 北翔大学大学院教職課程履修規程参照)

2) 学校心理士受験資格

本研究科では、一般社団法人学校心理士認定運営機構が認定する「学校心理士」の受験資格を取得できる。

「学校心理士」は、各学校において、知的障害や学習障害、学業不振や学校不適応、不登校やいじめなど、学校を取り巻く病理現象の正しい理解とその対応に対して、専門的知見により対応することができる。今日、各学校においては、スクールカウンセラーの配置が進みその役割が重要とされているが、その業務についても十分対応できる資格である。また、現職の教職員においてもその資格取得は、今日の教育現場において必要とされうる資格であり、特に北海道においてはその養成が急務である。

取得にあっては、下記に示した9教科、18単位を履修すること。

本研究科を修了し、1年間の教職または臨床経験を経た後に、学校心理士認定運営機構が実施する資格審査試験に合格し、同機構に登録することにより、資格認定証が交付される。

機構が定める科目	本学開講科目	本学 単位数
学校心理学に関する科目	学校心理学特論	2
教授・学習心理学に関する科目	教育心理学特論	2
発達心理学に関する科目	生涯発達心理学特論	2
臨床心理学に関する科目	臨床心理学特論	2
心理教育的アセスメントに関する科目	心理検査特別演習Ⅰ	2
心理教育的アセスメント基礎実習に関する科目	心理検査特別演習Ⅱ	2
学校カウンセリング・コンサルテーションに関する科目	学校心理学特別演習	2
学校カウンセリング・コンサルテーション基礎演習に関する科目		
特別支援教育に関する科目	特別支援教育特論	2
生徒指導・教育相談、キャリア教育に関する科目	教育指導特論	2

VI 生涯スポーツ学研究科

<修士課程>

1 2026年度教育課程表

2 教育課程編成について

3 学位授与へのプロセス

4 教職課程について

<博士後期課程>

1 2026年度教育課程表

2 教育課程編成について

3 学位授与へのプロセス

＜修士課程＞

1. 2026年度教育課程表

生涯スポーツ学専攻 修士課程 専門科目

○単位は必修

科目名	授業形態	年次・単位数				教員名	備考
		1年次		2年次			
		前	後	前	後		
基礎教育領域							
生涯スポーツ学特論	講義	②				小坂井 留美	集中講義
スポーツ生理学特論	講義	②				井出 幸二郎	
リサーチ・デザイン特論	講義	②				高田 真吾	集中講義
						小坂井 留美	
						山本 敬三	
データ・アナリシス演習	演習		2			山本 敬三	集中講義
						畠中 智志	
						小田 史郎	
						黒田 裕太	
人文社会科学特論	講義			2		山田 理恵	集中講義
学校教育フィールドワーク	実習	←1→				竹田 唯史	集中講義
応用教育研究領域 スポーツ科学研究分野							
健康医科学特論	講義	2				沖田 孝一	
トレーニング科学特論	講義		2			高田 真吾	
スポーツバイオメカニクス特論	講義	2				山本 敬三	
アスレティックリハビリテーション特論	講義		2			吉田 昌弘	
スポーツ栄養学特論	講義	2				黒田 裕太	
スポーツ心理学特論	講義			2		畠中 智志	隔年開講科目 集中講義
スポーツコンディショニング特論	講義		2			吉田 真	
応用教育研究領域 生涯スポーツ学研究分野							
スポーツ社会学特論	講義		2			石澤 伸弘	隔年開講科目 集中講義
休養・睡眠学特論	講義	2				小田 史郎	
老年学特論	講義		2			小坂井 留美	集中講義
冬季スポーツ指導特論	講義			2		竹田 唯史	隔年開講科目 集中講義
アクアフィットネス特論	講義		2			花井 篤子	
アダプテッドスポーツ特論	講義	2				瀧澤 聡	
スポーツマネジメント特論	講義			2		永谷 稔	集中講義

科 目 名	授業 形態	年次・単位数				教 員 名	備 考
		1年次		2年次			
		前	後	前	後		
研究指導							
特 別 研 究 指 導 I	演習	②				井 出 幸二郎	集中講義
						畝 中 智 志	
						沖 田 孝 一	
						小 田 史 郎	
						黒 田 裕 太	
						小坂井 留 美	
						高 田 真 吾	
						瀧 澤 聡	
						竹 田 唯 史	
						永 谷 稔	
						花 井 篤 子	
						山 本 敬 三	
						吉 田 真	
特 別 研 究 指 導 II	演習	②				井 出 幸二郎	集中講義
						畝 中 智 志	
						沖 田 孝 一	
						小 田 史 郎	
						黒 田 裕 太	
						小坂井 留 美	
						高 田 真 吾	
						瀧 澤 聡	
						竹 田 唯 史	
						永 谷 稔	
						花 井 篤 子	
						山 本 敬 三	
						吉 田 真	
特 別 研 究 指 導 III	演習	②				井 出 幸二郎	集中講義
						畝 中 智 志	
						沖 田 孝 一	
						小 田 史 郎	
						黒 田 裕 太	
						小坂井 留 美	
						高 田 真 吾	
						瀧 澤 聡	
						竹 田 唯 史	
						永 谷 稔	
						花 井 篤 子	
						山 本 敬 三	
						吉 田 真	
吉 田 昌 弘							

VI
研 生 涯 ス ポー ツ 学
研 究 科 学

科 目 名	授業形態	年次・単位数				教 員 名	備 考
		1年次		2年次			
		前	後	前	後		
特 別 研 究 指 導 IV	演習				②	井 出 幸二郎	集中講義
						畝 中 智 志	
						沖 田 孝 一	
						小 田 史 郎	
						黒 田 裕 太	
						小坂井 留 美	
						高 田 真 吾	
						瀧 澤 聡	
						竹 田 唯 史	
						永 谷 稔	
						花 井 篤 子	
						山 本 敬 三	
						吉 田 真	
				吉 田 昌 弘			

2. 教育課程編成について

1) 教育課程の基本構成

本研究科の教育課程は、冰雪寒冷圏域を中心的対象とする生涯スポーツの専門的な大学院レベルの学識を養成するために基盤部分に「基礎教育領域」を、スポーツ科学に関する高い専門性と実践力を養成するために応用発展部分に「応用教育研究領域」を2階層で構成し、基礎から応用へと段階的に専門的学識の教育を図る2階層構造の教育課程編成とした。

「基礎教育領域」には冰雪寒冷圏域を中心的対象とする生涯スポーツの教育研究に取り組む上で必要な科目を配置した。「応用教育研究領域」には、「スポーツ科学研究分野」「生涯スポーツ学研究分野」の2分野を位置付け、それぞれの分野で専門的知識を学修する。

①基礎教育領域

基礎教育領域では、本研究科が冰雪寒冷圏域を中心的対象において生涯スポーツ社会の推進を目指す上で、必要な基礎的理論を学び、さらに、冰雪寒冷圏域固有の気候・風土下にあるヒトの適応能力に関する基礎的理論を学修する。この領域で展開される科目は、修士の研究活動を行う上での学問的基盤となる。基礎教育領域には必修3科目を配置し、冰雪寒冷圏域を中心的対象とする生涯スポーツの基盤的学識や素養を堅固にし、応用教育研究領域への発展につなげる。

②応用教育研究領域

応用教育研究領域は、特に冬季環境を根幹要素に包含する生涯スポーツ学を特化し、その深化を図る領域とする。「スポーツ科学研究分野」「生涯スポーツ学研究分野」の2つの教育研究分野に分属して専門的知識・実践研究能力を高度化する。応用教育研究領域の2分野は冰雪寒冷圏域を中心的対象とする生涯スポーツに関わる独自の教育研究を推進し、生涯スポーツ学の体系化に資する。

スポーツ科学研究分野

本研究分野では、スポーツ科学の側面から生涯スポーツの理論化・高度化に貢献する人材を養成する。生涯にわたってスポーツ付加価値を享受するため、あるいは競技スポーツのパフォーマンス向上のために体力向上や運動遂行の最適化が重要であり、自然科学的な分析・評価手法を修得させ、エビデンスに基づく運動とトレーニングを指導できる知識能力を身に付けさせる。

生涯スポーツ学研究分野

本研究分野では、健康科学、スポーツ教育の側面から生涯スポーツの理論化・高度化に貢献する人材を養成する。冰雪寒冷圏域特有の健康問題や運動を制限する要因をふまえ、生涯スポーツ活動を推進するために、調査分析および指導実践の技術に関する理論を探究し、高度に実践応用できる人材を養成する。

2) 履修について

基礎教育領域の必修3科目を1年次に受講する。1年次の前・後学期に各分野で研究に必要な知識の収集方法や測定・分析技術を修得する。1年次後学期(10月)に行われる「研究進捗報告会」にて研究計画の発表・検討を行った後に、応用教育研究領域のいずれかの分野に所属する。応用教育研究領域の各分野では、研究に必要な講義科目を2年次の後学期までに受講する。修士論文作成は1年次前学期から2年次後学期までの必修科目「特別研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」で行う。

3) 研究科の修了要件

必修3科目6単位、特別研究指導4科目8単位を含め合計32単位以上を修得し、修士論文の審査に合格することとする。標準修業年数は2年とし、最長4年間の在学を可能とする(長期履修制度)。

生涯スポーツ学研究科の修了要件

科目区分		修了必要単位数
基礎教育領域	必修科目	6単位
	選択科目	18単位以上
応用教育研究領域	選択科目	
特別研究指導 (修士論文)	必修科目	8単位
合 計		32単位以上

4) 社会人の履修について

大学設置基準第14条による教育方法の特例について、一部夜間の授業実施や土曜日・長期休業中における集中講義等に対応する。実施にあたっては、予定指導教員へ相談のこと。

3. 学位授与へのプロセス

入学後、研究目的・計画および研究指導教員に関する希望調査に基づき、教育研究分野並びに研究指導教員1名、副指導教員1名以上を暫定的に選定する。これらの研究指導教員が院生と個別に面談し、履修指導、研究目的・計画の指導を行う。

1年次には「特別研究指導Ⅰ・Ⅱ」と研究に必要な科目を履修する過程において、研究計画を作成する。10月には研究計画の検討会として「研究進捗報告会」を公開で実施し、研究科全教員による研究計画に関する評価・指導を行う。これを踏まえて、所属する研究分野と研究指導教員および副指導教員を正式決定する。1年次前・後学期にかけて研究指導教員および副指導教員による複数体制で「特別研究指導Ⅰ・Ⅱ」を行い研究を進める。

2年次には、「特別研究指導Ⅲ・Ⅳ」を履修して研究論文作成を進める。10月には論文作成に向けての検討会として「研究進捗報告会」を公開で実施し、全教員による論文内容の評価・指導を受ける。翌年1月に修士論文を提出し、学位論文の審査を受ける。

また、院生は国内外のスポーツ系、体育系、体力医学系の全国規模の学会にて、研究発表することを学位授与の要件とする。

修了までのスケジュール

1年次	<ul style="list-style-type: none">・講義要綱、大学院便覧に基づいたガイダンス（4月）・研究分野、研究指導教員及び副指導教員の暫定決定（4月）・研究指導教員による履修指導と研究計画の指導・研究進捗報告会で進捗状況を報告する（10月） →研究指導教員と副指導教員を正式決定・研究指導教員と副指導教員による複数体制での研究指導
2年次	<ul style="list-style-type: none">・研究指導教員と副指導教員による複数体制での研究指導・研究進捗報告会で進捗状況を報告する（10月）・修士論文の完成、提出（1月）・学位審査：論文審査、口述試験、発表会（公開審査）（1、2月）・学位授与（3月）・修士課程修了（3月）
修了要件	<ul style="list-style-type: none">①所定の修業年限以上在学し、必修7科目14単位と選択科目を含む合計32単位以上を取得すること②修士論文のテーマについて、全国規模の学術集会において1件以上の発表を実施すること（論文発表も可）③学位審査に合格し、修士論文が受理されること

4. 教職課程について

生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻では、下記に示す教育職員免許状取得のための課程を有している。

既に中学校教諭一種免許状（保健体育）又は高等学校教諭一種免許状（保健体育）を有している者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた科目を修得することにより、当該免許状の専修免許状を取得することができる。

専修免許状の取得を希望する者は、本研究科において、基礎資格として修士の学位を取得し、北翔大学大学院教職課程履修規程別表第2の規定に従って24単位以上を修得する必要がある。

（IX 諸規程・資料4 北翔大学大学院教職課程履修規程参照）

研究科	専攻	免許状の種類及び教科
生涯スポーツ学研究科	生涯スポーツ学専攻	中学校教諭専修免許状（保健体育） 高等学校教諭専修免許状（保健体育）

<博士後期課程>

1. 2026年度教育課程表

生涯スポーツ学専攻 博士後期課程 専門科目

○単位は必修

科目名	授業形態	年次・単位数						教員名	備考
		1年次		2年次		3年次			
		前	後	前	後	前	後		
共通科目									
Sports Academic English	演習	②						C.B.サイモンズ	集中講義
専門科目 スポーツ科学研究分野									
スポーツ医科学特殊研究	講義	2						沖田孝一	集中講義
スポーツ生理学特殊研究	講義	2						井出幸二郎	集中講義
スポーツバイオメカニクス特殊研究	講義	2						山本敬三	集中講義
アスレティックリハビリテーション特殊研究	講義	2						吉田昌弘	集中講義
スポーツ栄養学特殊研究	講義	2						黒田裕太	集中講義
スポーツ心理学特殊研究	講義	2						畝中智志	集中講義
専門科目 生涯スポーツ学研究分野									
生涯スポーツ学特殊研究	講義	2						小坂井留美	集中講義
スポーツ老年学特殊研究	講義	2						小坂井留美	集中講義
休養・睡眠学特殊研究	講義	2						小田史郎	集中講義
健康運動科学特殊研究	講義	2						高田真吾	集中講義
アクアフィットネス特殊研究	講義	2						花井篤子	集中講義
冬季スポーツ指導特殊研究	講義	2						竹田唯史	集中講義
研究指導									
特別研究指導Ⅰ	演習	←④→						井出幸二郎	集中講義
								沖田孝一	
								小田史郎	
								小坂井留美	
								高田真吾	
								竹田唯史	
特別研究指導Ⅱ	演習			←④→				井出幸二郎	集中講義
								沖田孝一	
								小田史郎	
								小坂井留美	
								高田真吾	
								竹田唯史	
特別研究指導Ⅲ	演習					←④→		井出幸二郎	集中講義
								沖田孝一	
								小田史郎	
								小坂井留美	
								高田真吾	
								竹田唯史	
							山本敬三		

2. 教育課程編成について

生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻博士後期課程は、生涯スポーツ関連の研究者及び高度専門職業人の養成に重きをおいている。氷雪寒冷圏域を対象とする生涯スポーツ社会の発展のためには、スポーツや健康に関する科学的知識を備え、社会で指導的役割を担える人材の養成が必要である。このため、院生が教育・研究活動を通して専門的知識を修得し、課題設定能力、科学的分析能力、情報発信能力を身に付けることができるよう教育課程を編成している。

1) 教育課程の基本構成

生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻博士後期課程の教育課程は「共通科目」「専門科目」「研究指導」の3つの科目区分で構成される。

共通科目として、必修科目「Sports Academic English」を配置する。スポーツ科学の研究者として必要な、学術コミュニケーションのための英語能力を養う。

専門科目として2つの研究分野を位置づけている。それぞれ、「スポーツ科学研究分野」と「生涯スポーツ学研究分野」としている。

①スポーツ科学研究分野

スポーツの科学的研究手法を教育研究し、スポーツ科学の理論化と高度化を目指す。特に地域特性を生かした冬季スポーツ種目を中心とする競技スポーツの科学的分析を通し、競技力向上にも貢献する。スポーツを医・科学の側面から捉え、スポーツ動作の理論化・高度化に貢献する人材を養成する。競技スポーツのパフォーマンス向上のためには、体力向上や運動遂行の最適化が重要であり、自然科学的な分析・評価手法を修得し、エビデンスに基づく運動とトレーニング指導ができる知識や技術を修得する。

②生涯スポーツ学研究分野

人文・社会学的手法や健康科学的手法を用いて、生涯スポーツの理論化・高度化に貢献する。氷雪寒冷圏域では、冬季の積雪寒冷により、スポーツ活動の実施を妨げる要因が存在し、住民には独特の健康問題が存在する。こうした諸問題をふまえ、健康で文化的な生活を営み生涯にわたってスポーツを楽しむための普及・指導方法並びに健康づくりを推進するための方策を研究する。当該分野では、これらの学識を明確に備えた上で、生涯スポーツの振興、発展に貢献できる知識や技術を修得する。

研究指導科目として、「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」を配置し、これを本教育課程の中核に位置づける。特別研究指導は、分野を横断してⅠからⅢへ連続性を持たせ、段階的に学位論文作成に向けて学際的な研究指導を行う。専門分野は多岐に広がりながらも、高度な研究を進めるプロセスは共有し、指導教員及び他分野を含めた副指導教員により一貫した研究指導を進める。

2) 修了要件

博士後期課程の修了要件は、以下の通りである。

- ①所定の修業年限以上在学し、必修4科目14単位と選択1科目2単位を含む合計16単位以上を修得すること。
- ②学位授与審査に合格し、博士論文が受理されること。

3) 博士論文

研究内容や学位の質を担保するため、複数教員による博士論文の指導体制及び研究科教員による中間評価を実施できる体制とする。博士論文指導を行う科目「特別研究指導Ⅰ～Ⅲ」では、1名の院生に対して、研究指導教員1名と他分野を含めた副指導教員1名以上の複数教員が担当し、組織的に研究指導及び論文執筆指導を行う。また、円滑な学位授与や学位水準の質を担保するために、中間評価として、研究進捗報告会を毎年10月に実施し、院生にはプレゼンテーションと質疑応答を課す。研究進捗報告会では、院生は研究科の全担当教員によって、進捗状況が評価され、助言と指導が与えられる。複数教員による指導体制と中間評価によって、院生が学際的な視野を広げながら、計画的な研究活動が遂行できる教育研究環境を提供する。

4) 社会人の履修について

生涯スポーツ学研究科博士後期課程では、スポーツ競技者へのセカンドキャリア、コーチ・指導者へのリカレント教育、保健体育科教員への高度専門職化を達成していく視点から、社会人に対する研究教育体制を整えており、大学院設置基準第14条による教育方法の特例に基づいて、一部夜間授業の実施や、休業期間中における集中講義等を実施する。仕事をしながら大学院でのキャリアアップを希望する者が、科目履修及び研究指導を十分受けられる時間割上の工夫をする。実施にあたっては、予定指導教員に相談すること。

3. 学位授与へのプロセス

1) 課程修了のプロセス

生涯スポーツ学研究科博士後期課程では、博士論文の審査基準や審査方法を明記した審査手続きを定める。その審査手続きに基づいて厳格な審査を行い、適切な学位授与を執り行う。課程修了までの指導体制のプロセスは以下の通りである。

1年次	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院便覧、講義要綱に基づいたガイダンス（4月） ・研究分野、研究指導教員及び副指導教員の決定（4月） ・必修科目「Sports Academic English」を履修（前学期） ・研究指導教員による履修指導と研究計画の指導 ・必修科目「特別研究指導Ⅰ」を履修（通年） ・調査・実験の開始。データ収集・分析の実施。 ・研究進捗報告会で進捗状況を報告する（10月）
2年次	<ul style="list-style-type: none"> ・必修科目「特別研究指導Ⅱ」を履修（通年） ・学会等で研究発表及び学術誌への論文投稿 ・研究進捗報告会で進捗状況を報告する（10月）
3年次 (最終年次)	<ul style="list-style-type: none"> ・必修科目「特別研究指導Ⅲ」を履修（通年） ・研究進捗報告会で進捗状況を報告する（10月） ・論文原稿の提出（1月） <ul style="list-style-type: none"> 論文原稿の提出要件 ①筆頭著者として査読付き論文の掲載が2編以上決定されていること（※） ②国際学会会議での研究発表を1回以上行っていること ・学位審査：論文審査、口頭試問、発表審査会（1、2月） ・学位授与（3月） ・博士課程修了（3月） <ul style="list-style-type: none"> 修了要件 ①所定の修業年限以上在学し、必修4科目14単位と選択1科目2単位を含む合計16単位以上を修得 ②博士論文審査に合格し、博士論文が受理されること

※ 査読付きの学術論文については、掲載決定済みの論文も可とする（要掲載決定証明書）。2編の論文は筆頭著者とし、うち1編は日本スポーツ体育健康科学学術連合または日本学術会議に登録された関連する学会が発行する審査規定が明記された学術誌に掲載された論文とする。国際学術誌においては、スポーツ健康体育分野に関連し、査読基準が明確な国際学術団体が発行する論文であること。いわゆる「Predatory Journal」(捕食ジャーナル)を除く。

2) 博士論文審査体制

①基本方針

北翔大学大学院学則に基づき、所定の課程を修了し博士論文審査に合格した者に学位を授与する。学則に則って博士論文の執筆要領や審査基準、審査方法を明記した「博士論文作成要領」を作成し、それに基づいて指導する。博士論文審査基準や審査方法については、院生に明示する。

②審査体制

研究科委員会の中に博士論文ごとの審査委員会を置く。論文審査は予備審査と本審査の2回に分けて行われる。予備審査では、博士後期課程の専任教員で構成される審査員（主査1名と副査2名以上）によって論文審査と口頭試問を行う。予備審査では、提出された論文原稿が審査基準を満たしているか確認をし、必要な場合は、院生に原稿の修正を指示することができる。予備審査に合格した院生を対象に本審査を行う。本審査では、発表審査会が開催され、院生は博士論文の内容をプレゼンテーションし、質疑に応答する。博士後期課程の専任教員全員で審査し、合否についての判定を行う。その後、博士論文等審査結果報告書（博士論文の要旨、予備審査と本審査の審査結果とその要旨）をもって研究科委員会に報告される。研究科委員会では、報告書をもとに博士論文の合否判定を行う。研究科の判定結果は、研究科長から学長に伝達され、博士の学位授与が決定される。以上のプロセスにより、厳正な審査と透明性の高い評価を行う。

③審査委員会の構成

院生が博士論文原稿を提出した後に、研究科委員会の決定に基づき審査委員会を組織し、博士論文の審査を行う。審査委員会の体制は、以下の通りとする。

- ・主査1名、副査2名以上で構成する。
- ・主査は博士後期課程の研究指導教員とする。
- ・副査は博士後期課程の専任教員（合教員以上）とし、必要に応じて、1名は研究科委員会での承認を得て、審査対象論文に関わる専門分野の知見を有する外部の研究者に委嘱することができる。

④審査対象論文原稿の受理

予備審査における審査対象論文原稿の受理条件は、以下の通りとする。

- ・査読付きの学術論文2編以上を基に作成された学位申請の論文原稿であること。
- ・査読付きの学術論文については、掲載決定済みの論文も可とする（要掲載決定証明書）。2編の論文については、院生自身が筆頭著者であり、うち1編は日本学術会議に登録された学会が発行する審査規定が明記された学術誌に掲載された論文、または、国外において第三者審査委員が明記されている学会誌・学術雑誌に掲載された論文であること。
- ・研究テーマに関連する国際的な学術大会での研究成果の発表（口頭、ポスターともに可）を1回以上行っていること。ただし、部会等の学会内の特定地域での発表は含まない。

⑤審査基準

生涯スポーツ学研究科はスポーツ科学という複合領域を主たる学問とする研究科であり、論文の評価基準（合格基準）について、字数など形式要件を一律に定めることは困難である。そのため、審査体制、審査結果の学内外への情報公開などにより博士論文の質を担保する。また、学位授与と博士論文の水準を明確にするために、以下のガイドラインを定める。

- ・研究テーマに明確な新規性及び独創性（オリジナリティ）が認められるか。
- ・研究テーマの学術的意義が認められるか。
- ・博士論文が体系的に構成されているか。
- ・研究目的に適した研究方法であるか。
- ・先行研究の取り扱いが適切であるか。
- ・論旨が明確であり、一貫性があるか。
- ・学術研究における高い倫理性等を有しているか。
- ・研究科のディプロマ・ポリシーに沿い、博士号取得に相応しい人格を有しているか。

⑥単位取得後退学者の学位論文審査について

本大学院博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け退学（単位取得後退学）した者が博士論文を提出するときは、退学後1年以内に提出する場合は、学位論文審査料は全額免除、1年を超えて提出する場合は、半額免除となる。

⑦博士論文の公表について

本大学院が博士の学位を授与したときは、3か月以内にその博士論文の要旨と論文審査の結果の要旨をインターネットにより公表することとなっている。

また、博士の学位を授与された者は、1年以内に博士論文の全文をインターネットで公表しなければならない。なお、やむを得ない場合は論文の要約をもって代えることができるが、本大学院が求めに応じて論文の全文を閲覧に供する。

VII 学生生活

1 充実した学生生活を送るために

2 学生証

3 各種相談について

4 学生対応窓口について

5 各種届及び証明書等について

6 通学定期券について

7 旅客運賃割引証（学割証）・
学生団体割引について

8 奨学制度について

9 表彰制度について

10 学生教育研究災害傷害保険および
学研災付帯賠償責任保険について

11 パソコン利用について

12 学生ポータルサイト **UNIPA**
ユニパ

13 個人情報の保護について

14 学費等納付金について

1. 充実した学生生活を送るために

本学に入学したみなさんには、大人としての自由が保障されると同時に、常識と責任ある行動が求められています。

本学の学生として、学則その他諸規則をはじめ、学内外で守らなければならないルール、マナー等がたくさんあります。

これらを良く理解・順守し、本学学生であることの誇りと自覚を持って、心身ともに豊かで充実した学生生活を送ってください。

1) 学生生活で注意すること

①試験時の不正行為の禁止

試験における不正行為は決して許されません。不正行為を行った場合は、「北翔大学における試験時に不正行為を行った本学学生の取扱要項」(IX 諸規程・資料14)に基づき、自宅謹慎から退学に至るまでの厳しい処分が科されます。試験は学修成果を正しく評価する大切な機会です。誠実な態度で臨んでください。

②出席登録における不正行為の禁止

出席登録時の不正行為（他人による登録、代理操作など）は、学修の根幹を揺るがす重大な不正です。これらの行為は絶対に行ってははいけません。不正が確認された場合は、処分の対象となることがあります。

③キャンパス・ハラスメントの防止について

本学では、すべての学生・教職員が個人として尊重される教育・研究環境を目指し、各種ハラスメントの防止に取り組んでいます。被害を受けた場合や目撃した場合は、一人で悩まず相談してください。キャンパス・ハラスメント相談員の連絡先は学内掲示板に掲示されています。(詳細は「キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」(IX 諸規程・資料16) 参照)

④スマートフォンの使用マナー

公共の場や学内では、周囲への配慮を心がけ、ルールとマナーを守って使用してください。授業中の私的使用は禁止です。写真・動画撮影にあたっては、肖像権や著作権に十分注意してください。

⑤SNS等による情報発信

大学生としての自覚を持ち、誹謗中傷や事件・事故につながる不適切な情報発信は避けてください。

⑥事故・トラブルへの対応について

安全に配慮し、事故やトラブルを防止してください。万一発生した場合は、速やかに指導教員

または学生生活支援オフィスに連絡してください。

⑦自動車等による通学の禁止

自動車・バイク（スクーター含む）・電動キックボードによる通学は禁止です。身体に障がいがある等、やむを得ない事情がある場合は、事前に学生生活支援オフィスへ相談してください。なお、無断で大学周辺の私有地や路上に駐車することは、地域住民の迷惑となるため、厳に慎んでください。

・交通事故の防止

交通ルールを守り、事故の加害者・被害者とならないよう十分注意してください。自動車を運転する場合は、自動車保険への加入、シートベルトやヘルメットの着用、運転中のスマートフォン使用禁止を守り、飲酒運転は絶対にしないでください。

・資格取得への影響

交通事故等の加害者となった場合、免許や資格の取得・更新に悪影響を及ぼすことがあります。日頃から責任ある行動を心がけてください。

・レジャー事故の防止

休日や長期休暇中は、海や山などの行楽地へ出かける機会が増えます。移動時の交通安全に十分配慮するとともに、現地のルールやマナーを守り、事故防止に努めてください。

⑧自転車通学について

自転車は道路交通法上「軽車両」であり、原則として車道の左側を走行します。歩道の通行は、「自転車通行可」の標識がある場合や、13歳未満、70歳以上、または身体に障がいがある場合など、やむを得ない事情がある場合に限られます。

飲酒運転やスマートフォン等を使用しながらの運転などの危険行為は禁止されています。また、2023年4月1日から、自転車乗車時のヘルメット着用は努力義務となっています。

学内では、指定された駐輪場所を利用し、降雪期の指定日以降は学内に自転車を放置してはいけません。

⑨喫煙および飲酒に関するルールについて

・喫煙

20歳未満の喫煙は法律で禁止されています。また、通学途中を含む歩行中の喫煙は、周囲の迷惑となるため控えてください。本学では、社会人としてのマナーの習得と健康な学生生活の維持を目的として、学内の喫煙ルールを定めています。喫煙ルールに違反した場合は、「北翔大学における喫煙ルールに違反した本学学生の取扱要項」(IX 諸規程・資料13)に基づき厳正に対応します。

学内で喫煙できる場所は、南門横の喫煙場所のみです。

・飲酒

20歳未満の飲酒は法律で禁止されています。学内での飲酒は禁止です。「一気飲み」や飲酒の強要は、重大な事故につながる危険な行為であり、絶対にしてはいけません。飲酒にあたっては、周囲への迷惑行為や事故につながらないように、節度ある行動を心がけてください。

体調不良者が出た場合は放置せず、必要に応じて救急要請など、適切な対応を行ってください。

⑩盗難事故の防止について

私物は各自の責任で管理し、盗難防止に十分注意してください。万一盗難に遭った場合は、速やかに学生生活支援オフィスへ届け出てください。

⑪薬物乱用の防止について

大麻、覚せい剤、麻薬、危険ドラッグ等の違法薬物は法律で厳しく禁止されており、心身に重大な被害を及ぼします。興味本位であっても決して関わらないでください。

⑫悪質商法・詐欺等への注意について

マルチ商法や各種詐欺行為は違法です。署名・捺印や契約行為の重みを理解し、不審な勧誘や取引には応じないでください。被害に遭った場合や不安がある場合は、速やかに学生生活支援オフィスへ連絡してください。

⑬学生ローン・クレジットカードについて

無計画な利用は多額の借金につながるおそれがあります。返済能力を十分考慮し、計画的に利用してください。

⑭性犯罪の防止について

性犯罪は重大な人権侵害です。日頃から防犯意識を持ち、万一被害に遭った場合は、速やかに警察および学生生活支援オフィスへ連絡してください。

⑮一人暮らしに関する注意事項について

地域社会の一員として、近隣への配慮を忘れず、騒音・迷惑行為を慎みましょう。防犯、火気管理、ゴミ出しのルールを守り、冬季の凍結事故等にも注意してください。

⑯各種申請書類の提出について

奨学金や課外活動等の申請書類は、必ず期限内に本人の責任で提出してください。

⑰遺失物・拾得物について

学内での遺失物および拾得物は、原則として学生生活支援オフィスで取り扱います。なお、体育施設での拾得物についてはスポーツ支援室で取り扱います。

拾得物は原則として3か月間保管し、保管期間を過ぎたものについては処分します。貴重品等については別途管理しますので、心当たりがある場合は早めに学生生活支援オフィスへ問い合わせてください。

2) 知っておいてほしいこと

①学生への連絡事項について

- ・大学からの連絡は、原則として学生ポータルサイト **UNIPA** を通じて行います。重要な情報が掲載されるため、日常的に確認する習慣を身につけてください。
- ・掲載された連絡事項は、全学生が確認したものと取り扱われます。「確認していなかった」ことを理由とする異議申し立ては認められません。
- ・詳細は、本便覧「Ⅶ 学生生活」12. 学生ポータルサイト **UNIPA** を参照してください。
- ・父母・友人等の外部からの電話による呼び出しについては、特別な事情がない限り、大学では取り次ぎや連絡を行いません。この点については、あらかじめ関係者に伝えておいてください。

②学生ロッカーについて

本学では、全学生に個人ロッカーを貸与しています。使用にあたっては、次の事項を守ってください。

- ・南京錠またはダイヤル錠を各自で用意し、盗難防止のため必ず施錠してください。
- ・現金や貴重品はロッカー内に保管しないでください。
- ・ロッカーは入学時に割り当てられた場所以外を使用することはできません。また、他の学生に貸与することもできません。違反して使用しているロッカーについては、錠を切断し中身を取り出す場合があります。
- ・鍵の紛失等によりロッカーを開けられなくなった場合は、学生生活支援オフィスに連絡してください。
- ・卒業年次の指定日（12月～1月）までに錠を取り外し、ロッカー内を空にしてください。留年や進学により在籍を継続する場合は、次年度に新たにロッカーを貸与します。
- ・卒業後のロッカーは次年度の新生に貸与するため、シール等を貼らず、きれいに使用してください。
- ・ロッカーの上に私物を置かないでください。

③ボランティア活動について

建学の精神である「自立した社会人の育成」を具現化するため、本学ではボランティア活動を学生の自立支援および地域貢献活動の一環として、教育的観点から推進しています。

- ・ボランティア活動に参加する際は、活動の趣旨や内容を十分理解したうえで取り組んでください。
- ・活動を希望する学生は、地域連携センターでボランティア登録を行ってください。
- ・万一の事故に備え、ボランティア活動保険に加入します（保険料は大学が負担します）。

④アルバイトについて

- ・本学では、アルバイトの紹介は行っていません。
- ・アルバイトをする場合は、学業に支障が出ないように十分注意してください。
- ・危険作業、人体に有害な作業、深夜作業、風俗営業関係、悪質商法関係など、学生として不適

当なアルバイトには従事しないでください。

⑤学内学生団体（サークル）について

- ・本学には、文化系および体育系の課外活動団体があります。
- ・学内学生団体は、次のとおりです（令和8年2月現在）

学内学生団体一覧

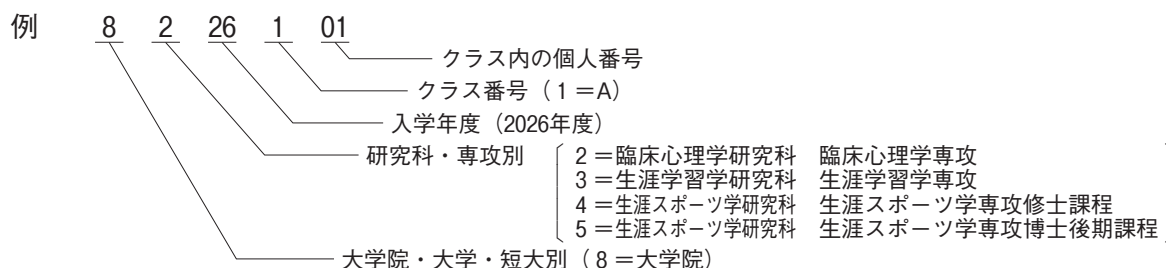
体育系団体				文化系団体	
1	アルティメット部	21	ソフトテニス部	1	アート表現部
2	エアロビック部	22	体育指導研究会	2	映画鑑賞サークル
3	空手道部	23	体操競技部	3	合唱サークル (Compagno di canto)
4	球技サークル	24	卓球部	4	北翔大学吹奏楽団
5	筋トレ部	25	男子バスケットボール部	5	軽音サークル
6	クライミングサークル	26	男子バドミントン部	6	国際交流アシスタント.COM
7	剣道部	27	男子バレーボール部	7	こどもイベントサークルがっきーず
8	硬式庭球部	28	男女混合バレーサークル	8	茶道部
9	硬式野球部	29	男子ラクロス部	9	ジャズ研究会
10	ゴルフ部	30	チアダンス部	10	TEAM PAL : C
11	サッカー部	31	トレーナー部	11	ピアノサークル 'clavier'
12	女子ハンドボール部	32	軟式野球部	12	ボードゲームサークル
13	女子ソフトボール部	33	バドミントンサークル	13	北翔大学YOSAKOIソーランサークル～友和～
14	女子バスケットボール部	34	フットサルサークル	14	ボランティアサークルみつばち
15	女子バドミントン部	35	ミニバレーサークル	15	漫画・アニメ文化研究会
16	女子バレーボール部	36	ラグビーサークル		
17	女子ラクロス部	37	陸上競技部		
18	水泳部	38	Lucida (ルシダ ダンスサークル)		
19	スキー部	39	男子ハンドボール部		
20	スポーツチャンバラサークル				

2. 学生証

学生証は、本学の学生であることを証明する重要な身分証明書です。図書館の利用や出席確認などにも使用しますので、常に携帯し、紛失や汚損のないよう十分注意してください。

●学生証の取扱い上の注意

- ・学生証を他人に貸与・譲渡することはできません。
- ・退学等により学籍を失った場合は、速やかに学生生活支援オフィスへ返却してください。
- ・紛失または汚損した場合は、速やかに学生生活支援オフィスに届け出て、再交付の手続きを行ってください。
- ・氏名・学科・有効期限等の記載事項に変更が生じた場合は、学生証の交換が必要です。
- ・学生証裏面（学生番号・氏名・現住所）は必ず記載してください。
- ・各種証明書の申請、通学定期券・学割証の購入等に必要となるため、常に携帯してください。



●次の場合は、必ず学生証を提示すること。

- ・本学教職員から提示を求められたとき。
- ・各種証明書の交付を受けるとき。
- ・試験を受けるとき。
- ・通学定期券または、旅客運賃割引証（学割証）により乗車券を購入するとき及び乗車の際に、係員から提示を求められたとき。
- ・図書館で図書等の貸し出しを受けるとき。

3. 各種相談について

学業、学生生活等でいろいろな困ったこと、悩みが生じることがあると思います。

そのようなときは、どんなことでも一人で悩まずに、指導教員、事務局職員、保健センター、学生相談室等に気軽に相談してください。

●保健センター（PAL 3 階）

健康相談、ケガの応急処置等に専任の看護師が応じています。（Ⅷ 各種センター・施設 3.）

●学生相談室（PAL 3 階）

対人関係、心身の不調、いじめ・いやがらせ等の相談にカウンセラー（臨床心理士・公認心理

師)が、応じています。(Ⅷ 各種センター・施設3.)

●アクセシビリティ支援室 (7号棟2階)

障害やその他の理由によって充実した大学生活を送ることが難しい学生からの相談に応じ、専任のコーディネーター1名と事務スタッフ2名が、学科の教員や各部署の職員と協働しながら、修学支援・学生生活支援を行います。(Ⅷ 各種センター・施設3.)

●学習サポート教室 (図書館2階)

大学での学習で不安を感じていること、レポート作成や小論文対策、基礎的な数学分野、試験対策など、幅広い学習の悩みや質問に専門の担当教員が応じます。詳しくは、学習支援オフィスに確認してください。

●何でも相談 (1号棟1階)

学生生活の全ての疑問や悩みを受け付け、必要に応じて専門の部署を紹介します。「聞きたいことがあるけど、どこで聞いたらよいかわからない」「悩みがあるけど誰に相談したらよいかわからない」そんな時は、学生生活支援オフィスの“何でも相談”を活用してください。

4. 学生対応窓口について

事務局の受付時間は、月曜日から金曜日の8時30分から17時までです。(大学の休業日を除く)

学習支援オフィス

1. 年間の学事日程に関すること。
2. 授業時間割に関すること。
3. 履修登録に関すること。
4. 単位の認定に関すること。
5. 休講・補講に関すること。
6. 欠席届に関すること。
7. 修了(見込)証明書、成績証明書、学力に関する証明書、在学証明書、各種資格取得見込証明書などの発行に関すること。
8. 学籍(休・退・復学など)、修了に関すること。
9. 科目等履修生・研究生・聴講生に関すること。

学生生活支援オフィス

1. 学生証の発行に関すること。
2. 通学証明書、実習用定期券購入申請に関すること。
3. 旅客運賃割引証(学割証)の発行に関すること。
4. 住所変更に関すること。
5. 奨学金に関すること。
6. 課外(自治会・クラブ等)活動に関すること。

7. 学生の団体設立及び加盟に関する事。
8. 学生の学内施設使用に関する事。
9. 学生の掲示に関する事。
10. 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に関する事。
11. ロッカーに関する事。
12. 遺失物、拾得物に関する事。
13. 学内外の国際交流行事に関する情報提供。
14. 国際交流アシスタントの登録に関する事。
15. 大学主催の海外研修プログラムに関する事。
16. 個人留学の相談に関する事。
17. 海外留学、語学学習その他諸外国に関する書籍・資料の収集、閲覧に関する事。
18. その他学生の生活全般に関する事。

FD支援オフィス

1. 学生FD活動に関する事。
2. パソコン教室に関する事。
3. 学内無線LANに関する事。
4. アカウントに関する事。
5. メールに関する事。
6. その他コンピュータに関する事。

スポーツ支援室

1. 体育・スポーツ施設の使用及び貸出に関する事。
2. 体育機器・備品・用具等の使用及び貸出に関する事。
3. 体育実技・講義の準備及び事務に関する事。
4. その他体育関連業務全般に関する事。

キャリア支援センター

1. 就職活動の支援（履歴書等の書類添削、面接練習など）に関する事。
2. 進路相談に関する事。

教職センター

1. 教育実習（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）に関する事。
2. 養護実習に関する事。
3. 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（特別支援学校）に関する事。
4. 介護等体験に関する事。
5. 看護学臨床実習に関する事。
6. 学校現場における学生の体験活動等に関する事。
7. 教育職員免許状の申請に関する事。
8. 教員採用検査等に関する事。

9. 保育実習に関する事。

財務会計課

1. 学費等納付金に関する事。

地域連携センター

1. 各種講座に関する事。
2. 資格取得・検定に関する事。
3. 高大連携活動、ボランティア活動に関する事。

5. 各種届及び証明書等について

- ・手数料は本学所定の証紙（事務局内の自動販売機で購入できます）でお支払いください。
- ・証明書の交付を希望する場合は、「証明書交付願」に記入し、関係窓口に提出してください。
- ・受け取りの際には学生証の提示が必要です。
- ・証明書の有効期間は3ヶ月です。申し込み後3ヶ月を経過しても受け取りに来ない場合は破棄します。

	用 件	手数料	期 日	所 管	備 考
証 明 (書)	在学証明書	200円	1日	学習支援オフィス	学生証提示
	成績証明書	300円	3日		
	学力に関する証明書	300円	14日		
	修了（見込）証明書	200円	3日		
	教育職員免許状等各種資格取得見込証明書	200円			
	英文修了（見込）証明書	1,000円	14日		
	英文成績証明書	1,000円			
	人物に関する調書	200円	3日	キャリア支援センター	
	推薦書	200円	学内選考決定後翌日		
	健康診断証明書	300円	3日	保健センター	
身 上	休学、退学、復学、転科願			学習支援オフィス	学生証提示
	改姓届				
	学生証再発行願	1,000円		学生生活支援オフィス	
	仮学生証発行願	700円			
	保証人変更届				
	本籍地変更				
	住所変更届				
学 生 生 活	旅客運賃割引証（学割証）			学生生活支援オフィス	学生証提示
	通学証明書（中央バス等）				掲示にて通知
	本学取扱奨学金		指定日		
	遺失物等届				
	学内学生団体設立許可願				
	学外団体加盟届（学内学生団体のみ）				
	学内学生団体学外活動参加届 （学外練習、対外試合、学外合宿、行事）		一週間前		
	学内学生団体活動報告書 （対外試合、学外合宿、学内合宿、行事等）		一週間以内		
	学内施設使用許可願		一週間前		
	掲示承認願出				

※証明（書）に関する期日は、発行に要する日数

6. 通学定期券・実習用定期券について

●通学定期券

- ・現住所の最寄り駅から本学最寄り駅までの最短区間で、通学定期券を購入できます。
- ・各交通機関において、学生証の提示により購入可能です。

●実習用定期券

- ・実習のため本学以外の施設へ通う場合は、各交通機関の許可を受けて通学定期券（実習用）を購入します。
- ・実習開始の1か月前までに、学生生活支援オフィスに申し込んでください。
- ・教員から別途指示がある場合は、その指示に従ってください。

7. 旅客運賃割引証（学割証）について

●旅客運賃割引証（学割証）

- ・JR（列車・バス）で、片道100kmを超える旅行（帰省・実習等）をする場合、学割証の発行を受けることができます。
- ・学割証を利用すると、普通旅客運賃が2割引になります。
- ・学割証は本人以外の使用はできません。不正使用があった場合、大学全体が発行停止処分を受けることがあります。
- ・発行を希望する場合は、学生証を持参のうえ学生生活支援オフィスに申し込んでください。

8. 奨学制度について

奨学制度の募集がある場合は、**UNIPA**を通じて連絡します。制度の趣旨や応募条件等を十分に確認したうえで、期限内に応募してください。

奨学金の募集は、主に年度初めの4月に行われることが多く、原則として年1回の募集となります。特にこの時期はこまめに確認し、応募漏れののないよう注意してください。

主な奨学金の概要については本便覧に掲載していますが、不明な点がある場合は、学生生活支援オフィスに問い合わせてください。

【日本学生支援機構奨学金】(<https://www.jasso.go.jp>)

制 度 の 趣 旨		経済的理由により修学困難な優れた学生に対し、学資の貸与を行う	
種 類	第一種奨学金	無利子：修士課程 50,000円、88,000円 博士後期課程 80,000円、122,000円	
	第二種奨学金	有利子（上限年3%）：月額5、8、10、13、15万円から本人が選択 ※年度の途中で月額を変更することも可能	
	緊急採用・応急採用	主たる家計支持者の失職、病気、災害等により、1年以内に家計が急変した場合、年間を通じて随時申請可能（貸与期間は緊急採用、応急採用により異なる） 貸与内容は、第一種奨学金、第二種奨学金と同様 該当になるかどうかは、学生生活支援オフィスで要確認	
貸 与 期 間		奨学生採用時から修了期まで （ただし、毎年「継続願」を提出して継続が認められた場合）	
学 力 基 準		第 一 種	第 二 種
		大学等並びに大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を擁する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができると認められる	大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者
申 請 方 法 等 （定期採用の場合）		①4月中旬に開催される、申込説明会に出席 ②必要書類（所定用紙、収入に関する証明書等）を学生生活支援オフィスへ提出 ③インターネットを利用した申し込み	
採 用 ま だ の 手 続 き		①被推薦希望者の学内選考を行い、本学から日本学生支援機構に推薦 ②日本学生支援機構で奨学生を決定し、本学経由で本人に通知（6～7月頃） ③指定口座へ入金（以後は基本的に毎月入金） ④採用説明会に出席し、必要書類（奨学生証、返還誓約書）を受け取る ⑤返還誓約書（返還に関する手続書類）を提出（返還開始は修了後）	
返 還 方 法		修了後に一定額を月賦または月賦・半年賦併用（本人が選択）により、定められた期間内に返還 貸与終了月の7ヶ月目経過後から、指定口座からの自動引落により返還が開始 返還が困難になった場合は、状況に応じて猶予を願い出ることも可能	
返 還 免 除		第一種奨学金の貸与を受けた学生で、在学中に特に優れた業績をあげた者として機構が認定した場合は、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部が免除詳細は、貸与終了時に各奨学生へ連絡	

【本学の奨学制度】

本学の奨学制度の概要は、次のとおりです。

なお、詳細については「北翔大学大学院 奨学規程」(IX 諸規程・資料15)を参照してください。

入学時特待奨学生	内 容	当該年度の入学生で、向上心が高く学業、スポーツ技能・技術若しくは芸術又は特技が特に優秀な者に対する奨学制度 後学期授業料の半額を免除		
	申 請	4月中旬頃から申請書類を配付→申請→7月に採用者決定		
成績優秀特別奨学生	内 容	人物優秀で向学心が高く、かつ、学業、スポーツ技能・技術若しくは芸術又は特技において国際的に活躍する者あるいはそれに準ずる者に対する奨学制度 授業料の全額又は半額免除		
やる気 チャレンジ奨学生	対象	全学部・全学科	申請	前学期・後学期（制度説明会開催）
	学生が独自の活動において挑戦し、成し遂げた学生を評価する奨学金 1次審査：独創的・挑戦的企画であるかを書類審査（企画活動計画書） 2次審査：1次審査を通過した者はプレゼンテーションを行う。 奨学金：企画1件最大50万円 ＊募集説明会に出席すること。 ＊本学のカリキュラム、本学学生団体活動と異なる独自の活動であること。 ＊奨学金に頼らなくても実行可能な活動であること。			

【淑萃会（本学同窓会）奨学金】

制 度 の 趣 旨	大学院、大学3年次以上、短大2年次に在学し、経済的理由等で学業継続が困難な者に、学業達成を援助するために無利子で貸与する
貸 与 金 額	在学する年度の前学期、後学期の授業料相当額
申 請 方 法 等	7月上旬および1月中旬に募集する（募集人数：若干名）
返 還 方 法	月賦

【その他】

地方自治体奨学金や各種団体による奨学金については、募集があった場合に **UNIPA** でお知らせします。これらの奨学金の中には、大学を通さず、各自治体・団体へ直接申請するものもあります。不明な点がある場合は、各自治体・団体の窓口へ直接確認してください。

なお、奨学金とは異なる制度として、日本政策金融公庫による「国の教育ローン」があります。この制度は、教育に必要な資金（学納金、教科書代、パソコン購入費等）について、350万円を上限に融資を受けられる制度です。詳細は、学生生活支援オフィスへ問い合わせてください。

9. 表彰制度について

本学では、学業成績、課外活動および社会活動において、特に顕著な功績があった学生または学生団体を対象に、「北翔大学学生表彰規程」(IX 諸規程・資料11)に基づく表彰制度を設けています。表彰の種類は、次の3つです。

●学業成績表彰

向学心が高く、品行方正であり、学業に精励し、特に優秀な成績を修めた学生を表彰します。

●課外活動表彰

課外活動が活発で、その成果が特に顕著であり、課外活動の振興に功績があった学生または学生団体を表彰します。

●社会活動表彰

社会活動において、社会的に高い評価を受ける功績または善行のあった学生または学生団体を表彰します。

10. 学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険について

【学生教育研究災害傷害保険】

本学では、学生が教育研究活動中（授業・実習・学校行事・課外活動・通学中・学内施設滞在中等）に、偶然の事故により負傷した場合に備え、「学生教育研究災害傷害保険」に加入しています。

通院・入院等の状況に応じて、所定の保険金が支払われます。詳細については、入学時に配付された「保険加入者のしおり」を参照してください。

区分	正課中・学校行事中	その他学内にいる間・課外活動中	通学中・学校施設等相互間移動中
死亡保険金	2,000万円	1,000万円	1,000万円
後遺障害保険	程度に応じて120万円～3,000万円	程度に応じて60万円～1,500万円	程度に応じて60万円～1,500万円
医療保険金※ (270日限度)	治療日数1日以上が対象 3千円～30万円	治療日数14日以上が対象 3万円～30万円	治療日数4日以上が対象 6千円～30万円
入院の場合	1日につき4千円を加算（180日限度）		

医療保険金※

平常の生活ができるようになるまでの治療日数	支払保険金	平常の生活ができるようになるまでの治療日数	支払保険金
1日～3日	3,000円	90日～119日	110,000円
4日～6日	6,000円	120日～149日	140,000円
7日～13日	15,000円	150日～179日	170,000円
14日～29日	30,000円	180日～269日	200,000円
30日～59日	50,000円	270日～	300,000円
60日～89日	80,000円		

【学研災付帯賠償責任保険】

正課中（授業・実習）、学校行事、通学等において、学生が他人にけがをさせた場合や、他人の財物を破損した場合に生じる法律上の損害賠償責任を補償する保険です。

対人・対物賠償を合わせ、1事故につき1億円を限度として補償されます。

【注意事項・問い合わせ先】

保険の適用については、事故の内容や状況により補償対象とならない場合があります。事故が発生した場合は、速やかに下記窓口へ相談してください。

・大学窓口

北翔大学 学生生活支援オフィス

・保険会社窓口

東京海上日動 学校保険コーナー

フリーダイヤル：0120-868-066

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（土日祝除く）

11. パソコン利用について

1) パソコン利用について

本学では、パソコンを使用するためのアカウント（ユーザ名）と認証パスワード、メールアドレスを貸与しています。アカウント（ユーザ名）と認証パスワードは、実習室や図書館などのパソコンへのログイン、本学メールや **UNIPA** を利用する際の認証情報となります。この情報は、あなたが学内で正当な利用者であることを証明する大切なものです。特に、認証パスワードの取扱には厳重に注意し、随時変更して下さい。

*ユーザID、仮パスワード、メールアドレス、パスワード変更についての説明書を、別紙でお渡しいたします。

①利用できるサービス

- ・学内ネットワークに接続されたパソコンへのログイン（パソコン実習室、図書館など）
- ・個人専用の保存領域（Xドライブ）の利用
- ・本学メールによるメールの閲覧及び送受信（学外からも可）
- ・ **UNIPA** の利用

②取扱の注意事項

- ・利用有効期限は基本的に修了時までとなっています。学位記授与式後は、全ての機能が利用できなくなりますので、注意してください。
- ・認証パスワードの取扱には、厳重に注意してください。万一パスワードが漏れた場合、あなたになりすましてメールやXドライブなどを悪用される危険性があります。
- ・第三者への貸与・譲渡はできません。
- ・定期的にパスワードの変更をお勧めいたします。
- ・パスワードを忘れたときは、速やかにFD支援オフィスに届け出て初期化を依頼して下さい。

③パソコンへのログイン方法

- ・学内にあるネットワークに接続されたパソコンの電源を入れるとログイン画面が表示されます。
 - ・「ユーザ名」欄に「学生番号」を、「パスワード」欄に「認証パスワード」を入力します。
 - ・正しく認証されると、パソコンが起動し利用可能な状態になります。
- *エラーが表示されたときには、その原因の多くが入力ミスです。正しい入力を行ってもログインできない場合は、FD支援オフィスまでお問い合わせください。

2) 本学メール

本学では、在学生全員に在学期間利用可能なメールアドレスを提供しております。

アクセス方法は、別途提供しております「[重要] 学生個人ユーザアカウントのお知らせ」資料をご参照ください。

利用上の注意事項

●個人情報の取扱

電子メールは、誰かに内容を盗み取られる危険性があります。必要以外に、個人情報を入力しないようにしてください。

●ウイルスメールや添付ファイルに注意

送信者が不明のメールや、添付ファイルが含まれたメールなどは、ウイルスメールの可能性が非常に高くなります。細心の注意を払って、読まず（開封せず）に必ず削除してください。また知人であっても、送信者を詐称するウイルスメールもありますので、添付ファイル付きのメールには注意してください。

●署名をつける

メールを送信する際には、必ず受信者に送信者がはっきりわかるように、文面の最後には「署名（氏名・メールアドレス）」を記入してください。

●感情的にならない

受け取る相手も人間です。誤解を与えてしまうことのないように配慮しましょう。相手を思いやり、どんなメールであっても冷静に対応するようにしてください。

●無断転送・改ざんの禁止

他人から受け取ったメールを、当人に無断で転送・複製・改ざんしたりしないでください。著作権の侵害になる場合があります。

●目的外利用の禁止

貸与されたメールアドレスは、基本的に学業・就職活動などへの利用に限られています。特に営利目的とした商品広告・宣伝・販売活動等には絶対に利用しないでください。

●容量の配慮

写真などのファイルを添付してメールを送信する場合、容量が大きいと送信できない場合があります。容量の大きいファイルについては必ず圧縮を行い、ファイルサイズを小さくしてから添付しましょう。また、返信の際、受信したメールを不必要な部分まで引用するのも避けましょう。メールの容量が大きいほど受信に時間がかかります。受信料は受信者の負担になることを忘れずに配慮しましょう。

●重要なメールは手段を併用する

「メールを送信＝相手を読む」とは限りません。届くのに時間がかかったり、相手の状況下においては誤って削除してしまったり、最悪の場合届かないケースも考えられます。電子メールを確実な手段であると過信せず、重要な内容についてはメールだけではなく別の手段を併用するなどの工夫が必要です。

●半角カタカナ・機種依存文字を使用しない

半角カタカナや①（丸付き数字）・㈱・Ⅰ（ローマ数字）などの機種依存文字は使用しないでください。コンピュータの環境は使用者により様々で異なります。これらの文字は同一の環境以外で表示させた場合、異なった文字として表示され、送信者が意図した内容が正しく伝わらない場合がありますので注意してください。

3) 法令の遵守

インターネットを利用するにあたっては、現実の社会と同様に、関連する法律や規則を守る義務が生じます。以下、インターネットを利用する上で留意しなければならない点を紹介합니다。

- ・著作権の侵害をしない
- ・商標を無断で使用しない
- ・肖像権の侵害をしない
- ・プライバシーの侵害をしない
- ・他人を誹謗中傷する行為はしない
- ・公序良俗に反するわいせつな文書や画像の配信をしない
- ・不正アクセスの禁止

他人のユーザIDやパスワードを盗用して利用をしたり（なりすまし行為）、セキュリティホールを攻撃したりして、ネットワーク上のコンピュータに侵入する行為や、不正アクセス行為を助長する行為（例えば、他人のユーザIDやパスワードを第三者の求めに応じて無断で提供する行為）などは不正アクセス禁止法に違反し処罰の対象となります。

4) その他

パソコン・本学メール等について、疑問や質問またはご不明な点がございましたら、FD支援オフィスまでお気軽にお問い合わせください。

12. 学生ポータルサイト **UNIPA**

UNIPA は、『講義のお知らせ』『履修登録・成績照会』『出席管理』など学生生活を支援するための情報コミュニティサイトです。

パソコンやスマホ/携帯電話等、インターネットに接続できる機器であればアクセス可能です。

(個人の通信機器を利用する場合、通信料が個人負担となりますのでご注意ください)

また、本学からの伝言やお知らせを、指定のメールアドレスにメッセージ転送することも可能です。

大変便利なサイトですので、是非ご活用ください！

1) **UNIPA**へのアクセス <https://unipa.hokusho-u.ac.jp/hksuprx/>

アクセス機器	アクセス方法
学内パソコン	インターネットを起動すると、 UNIPA が表示されます
個人所有機器 (PC、タブレット、 スマホ、携帯電話)	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを起動して、上記URLアドレスにアクセスします ・本学ホームページからもアクセス可能です (『在学生の方へ』→『UNIPA』リンク)

※認証画面が表示されますので、「ユーザID」欄に「学生番号」、「パスワード」欄に「認証パスワード」をそれぞれ入力します

※ **UNIPA** の使い方詳細については、unipa (ユニパ) 操作マニュアルをご参照ください

2) UNIPAの主な機能

主な機能		用途
ポータル	掲示板	伝言およびお知らせを表示します
	学籍情報照会	学生情報を表示します
	健康診断情報照会	健康診断結果を表示します
	学籍情報変更申請	住所などの変更申請を行います
	アンケート回答	アンケートについて回答します
	安否確認回答	安否確認の回答をします
教務	授業時間割表	指定した条件で履修できる授業をカレンダー形式もしくは一覧形式で表示します
	教員時間割表	教員を指定して時間割表を表示します
	学生時間割表	履修している授業について時間割形式で表示します
	授業評価回答	授業評価を回答します
	希望資格登録	希望する資格を登録します
	シラバス照会	条件を指定してシラバスを表示します
履修	履修登録	履修登録期間に履修登録を行います
	履修カルテ登録	履修カルテの登録を行います
成績照会	成績照会	成績及び単位取得状況を表示します
学修ポートフォリオ	学修ポートフォリオ	学修ポートフォリオを表示します
マイステップ	マイステップ登録	年度目標や履修目標を登録します
出欠	学生出欠状況確認	出欠状況を確認します
北翔キャリアNAVI	北翔キャリアNAVI	就職支援サイトにアクセスします
クラスプロフィール	課題提出	課題の確認及び提出を行います
	テスト	テストの確認及び回答を行います
	クリッカー	クリッカーへの参加及び結果の確認を行います
	授業Q&A登録	授業担当教員に対してQAを作成します
	WebNote	WebNoteの作成・編集を行います
	プロジェクト	ディスカッションや課題提出を行います
	コース学習	コース単位でコンテンツや課題、テストなどを学習します
	学習状況	学習状況を確認します
	授業資料	公開期間内の授業資料を確認します

13. 個人情報の保護について

本学では、学生に関する個人情報の収集、管理、利用、開示、提供について技術的、組織的な対策を講じるとともに、教職員に対する全学的な教育・啓発活動を通じて個人情報の適正な利用と保護に努めています。学生に関する個人情報は、学生の教育研究及び学生支援に必要な業務を遂行するために利用される一方、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、確実に保障されなければなりません。今後も対策基準及び遵守状況の継続的な評価、見直しを行い、学生に関する個人情報の保護に取り組んでいきます。

なお、詳細につきましては、「学生に関する個人情報の取扱規程」(IX 諸規程・資料17)をご覧ください。

14. 学費等納付金について

1) 学費等納付金

①修士課程

一般試験・外国人留学生特別選抜（一般学生2年のみ）

	内訳		前学期	後学期	年度計
	一般学生2年	学費	入学金	200,000円	—円
授業料			290,000円	290,000円	580,000円
施設設備費			110,000円	110,000円	220,000円
計			600,000円	400,000円	1,000,000円
その他の経費		保険料(2年分)	2,430円	—円	2,430円
		同窓会費(終身)	40,000円	—円	40,000円
		計	42,430円	—円	42,430円
合計		642,430円	400,000円	1,042,430円	
長期履修学生3年	学費	入学金	200,000円	—円	200,000円
		授業料	193,400円	193,400円	386,800円
		施設設備費	73,400円	73,400円	146,800円
		計	466,800円	266,800円	733,600円
	その他の経費	保険料(3年分)	3,620円	—円	3,620円
		同窓会費(終身)	40,000円	—円	40,000円
		計	43,620円	—円	43,620円
合計		510,420円	266,800円	777,220円	
長期履修学生4年	学費	入学金	200,000円	—円	200,000円
		授業料	145,000円	145,000円	290,000円
		施設設備費	55,000円	55,000円	110,000円
		計	400,000円	200,000円	600,000円
	その他の経費	保険料(4年分)	4,660円	—円	4,660円
		同窓会費(終身)	40,000円	—円	40,000円
		計	44,660円	—円	44,660円
合計		444,660円	200,000円	644,660円	

社会人特別選抜

	内訳		前学期	後学期	年度計
	一般学生2年	学費	入学金	免除	—円
授業料			145,000円	145,000円	290,000円
施設設備費			55,000円	55,000円	110,000円
計			200,000円	200,000円	400,000円
その他の経費		保険料(2年分)	2,430円	—円	2,430円
		同窓会費(終身)	20,000円	—円	20,000円
		計	22,430円	—円	22,430円
合計		222,430円	200,000円	422,430円	
長期履修学生3年	学費	入学金	免除	—円	—円
		授業料	96,700円	96,700円	193,400円
		施設設備費	36,700円	36,700円	73,400円
		計	133,400円	133,400円	266,800円
	その他の経費	保険料(3年分)	3,620円	—円	3,620円
		同窓会費(終身)	20,000円	—円	20,000円
		計	23,620円	—円	23,620円
合計		157,020円	133,400円	290,420円	
長期履修学生4年	学費	入学金	免除	—円	—円
		授業料	72,500円	72,500円	145,000円
		施設設備費	27,500円	27,500円	55,000円
		計	100,000円	100,000円	200,000円
	その他の経費	保険料(4年分)	4,660円	—円	4,660円
		同窓会費(終身)	20,000円	—円	20,000円
		計	24,660円	—円	24,660円
合計		124,660円	100,000円	224,660円	

※長期履修学生の授業料と施設設備費は、一般学生2年間の総額を長期履修が認められた期間で除いた金額になります。長期履修学生3年については差額が生じますので、最終年次（3年次）に調整いたします。

※長期履修学生3年の3年次学費等

入学制度	内訳	前学期	後学期	年度計
一般試験	授業料	193,200円	193,200円	386,400円
	施設設備費	73,200円	73,200円	146,400円
	計	266,400円	266,400円	532,800円
社会人特別選抜	授業料	96,600円	96,600円	193,200円
	施設設備費	36,600円	36,600円	73,200円
	計	133,200円	133,200円	266,400円

※長期履修学生が履修期間の短縮を認められた場合は、すでに納付済みの学費等を除いた残りの学費等を残りの学期で納付していただきます。

※入学金・保険料・同窓会費は初年度のみ。ただし、2年（長期履修学生は3年・4年）を超えて在籍する場合は、別途保険料が必要となります。

※経済情勢などの変動により金額が改定されることがあります。（社会人特別選抜入学制度は、2年次以降も改定いたしません。）

②博士後期課程（生涯スポーツ学研究科）

一般試験

	内訳	前学期	後学期	年度計	
一般学生3年	学費	入学金	200,000円	—円	200,000円
		授業料	260,000円	260,000円	520,000円
		施設設備費	50,000円	50,000円	100,000円
		計	510,000円	310,000円	820,000円
	その他の経費	保険料(3年分)	3,620円	—円	3,620円
		同窓会費(終身)	40,000円	—円	40,000円
		計	43,620円	—円	43,620円
合計	553,620円	310,000円	863,620円		
長期履修学生4年	学費	入学金	200,000円	—円	200,000円
		授業料	195,000円	195,000円	390,000円
		施設設備費	37,500円	37,500円	75,000円
		計	432,500円	232,500円	665,000円
	その他の経費	保険料(4年分)	4,660円	—円	4,660円
		同窓会費(終身)	40,000円	—円	40,000円
		計	44,660円	—円	44,660円
合計	477,160円	232,500円	709,660円		
長期履修学生5年	学費	入学金	200,000円	—円	200,000円
		授業料	156,000円	156,000円	312,000円
		施設設備費	30,000円	30,000円	60,000円
		計	386,000円	186,000円	572,000円
	その他の経費	保険料(5年分)	5,750円	—円	5,750円
		同窓会費(終身)	40,000円	—円	40,000円
		計	45,750円	—円	45,750円
合計	431,750円	186,000円	617,750円		
長期履修学生6年	学費	入学金	200,000円	—円	200,000円
		授業料	130,000円	130,000円	260,000円
		施設設備費	25,000円	25,000円	50,000円
		計	355,000円	155,000円	510,000円
	その他の経費	保険料(6年分)	6,740円	—円	6,740円
		同窓会費(終身)	40,000円	—円	40,000円
		計	46,740円	—円	46,740円
合計	401,740円	155,000円	556,740円		

社会人特別選抜

	内訳		前学期	後学期	年度計
一般学生 3年	学費	入学金	100,000円	—円	100,000円
		授業料	130,000円	130,000円	260,000円
		施設設備費	25,000円	25,000円	50,000円
		計	255,000円	155,000円	410,000円
	その他の経費	保険料(3年分)	3,620円	—円	3,620円
		同窓会費(終身)	20,000円	—円	20,000円
		計	23,620円	—円	23,620円
合計		278,620円	155,000円	433,620円	
長期履修学生 4年	学費	入学金	100,000円	—円	100,000円
		授業料	97,500円	97,500円	195,000円
		施設設備費	18,800円	18,800円	37,600円
		計	216,300円	116,300円	332,600円
	その他の経費	保険料(4年分)	4,660円	—円	4,660円
		同窓会費(終身)	20,000円	—円	20,000円
		計	24,660円	—円	24,660円
合計		240,960円	116,300円	357,260円	
長期履修学生 5年	学費	入学金	100,000円	—円	100,000円
		授業料	78,000円	78,000円	156,000円
		施設設備費	15,000円	15,000円	30,000円
		計	193,000円	93,000円	286,000円
	その他の経費	保険料(5年分)	5,750円	—円	5,750円
		同窓会費(終身)	20,000円	—円	20,000円
		計	25,750円	—円	25,750円
合計		218,750円	93,000円	311,750円	
長期履修学生 6年	学費	入学金	100,000円	—円	100,000円
		授業料	65,000円	65,000円	130,000円
		施設設備費	12,500円	12,500円	25,000円
		計	177,500円	77,500円	255,000円
	その他の経費	保険料(6年分)	6,740円	—円	6,740円
		同窓会費(終身)	20,000円	—円	20,000円
		計	26,740円	—円	26,740円
合計		204,240円	77,500円	281,740円	

※長期履修学生の授業料と施設設備費は、一般学生3年間の総額を長期履修が認められた期間で除した金額になります。社会人特別選抜の長期履修学生4年については差額が生じますので、最終年次(4年次)に調整いたします。

※社会人特別選抜 長期履修学生4年の4年次学費等

入学制度	内訳	前学期	後学期	年度計
社会人特別選抜	授業料	97,500円	97,500円	195,000円
	施設設備費	18,600円	18,600円	37,200円
	計	116,100円	116,100円	232,200円

※長期履修学生が履修期間の短縮を認められた場合は、すでに納付済みの学費等を除いた残りの学費等を残りの学期で納付していただきます。

※入学金・保険料・同窓会費は初年度のみ。ただし、3年(長期履修学生は4年～6年)を超えて在籍する場合は、別途保険料が必要になります。

※経済情勢などの変動により金額が改定されることがあります。(社会人特別選抜入学制度は、2年次以降も改定いたしません。)

2) 別途徴収となる実習費

下記の特定期目履修者については、履修登録時に別途実験実習料を納付していただきます。

修士課程

専攻	特定期目名	実験実習料	備考
臨床心理学専攻	臨床心理基礎実習・心理実践実習Ⅰ	35,000円	1年次
	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）・臨床心理実習Ⅱ	55,000円	2年次

※上記実験実習料の金額については、実習費用などの上昇及び履修規程の改正などにより変更する場合があります。

3) 納付期日

学費等の納付については、財務会計課から本学所定の振込依頼書を送付いたします（年2～4回）ので、必ずこの振込依頼書を使用して銀行などの金融機関の窓口でお振り込みください。振込依頼書の送付予定日及び納付期日は下記のとおりです。

回	振込依頼書送付予定日	納付期日	納付内容
1回目	3月中旬 (初年度は合格通知等に同封)	4月30日 (初年度は入学手続時)	前学期 授業料 前学期 施設設備費
2回目	6月下旬	7月下旬	前学期(通年含む)実験実習料
3回目	8月中旬	9月30日	後学期 授業料 後学期 施設設備費
4回目	11月中旬	12月中旬	後学期 実験実習料

※特定科目等を履修していない場合、2回目・4回目の実験実習料は発生いたしませんので、振込依頼書の送付はありません。

※実験実習料の前学期・後学期については、授業等が開講される学期になりますので、本学ホームページ内の「講義要綱（シラバス）」よりご確認ください。

※納付期日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納付期日となります。

※入学後の振込依頼書（2回目以降）は、入学手続時に提出された誓約書に記載されている連帯保証人宛（社会人特別選抜の場合は本人宛）に送付いたします。連帯保証人以外の者が学費を負担する場合は手続きが必要となりますので、財務会計課（TEL（011）387-3393）にお問い合わせください。

VIII 各種センター・施設

- 1 教育支援総合センター
- 2 図書館
- 3 保健センター・学生相談室・アクセシビリティ支援室
- 4 地域連携センター
- 5 キャリア支援センター
- 6 教職センター
- 7 スポーツ支援室
- 8 カレッジホールPAL
- 9 臨床心理学研究科
臨床心理センター
- 10 北方圏学術情報センター／
北翔大学札幌円山キャンパス
- 11 北方圏生涯スポーツ研究所／
スポーツ科学センター

1. 教育支援総合センター

場所

1号棟1階 事務局内

受付時間

・月曜日～金曜日 8:30～17:00

ただし、次の期日は閉鎖します。

- ・土曜日・日曜日・国民の祝日（授業日を除く）・創立記念日（9月5日）
- ・夏季・冬季休業中の一定期間
- ・その他臨時に必要な場合

業務内容

教育支援総合センターは学生のみなさんを学習面や生活面で総合的に支援するための組織で、「学習支援オフィス」、「学生生活支援オフィス」及び「FD支援オフィス」の3つのオフィスを持ち、加えて保健センター、学生相談室、地域連携センター、教職センター及びキャリア支援センター等他の組織と連携して学生サービスを行います。

また、“何でも相談”及び“交流スペースhug（ハグ）”を運営し、学習面、生活面の両面からみなさんの悩みに対応します。

<学習支援オフィス>

履修・単位に関すること、授業に関すること、学籍や修了に関すること及びこれらに関する証明書の発行等を行う窓口です。詳しくは学生生活編をご覧ください。

<学生生活支援オフィス>

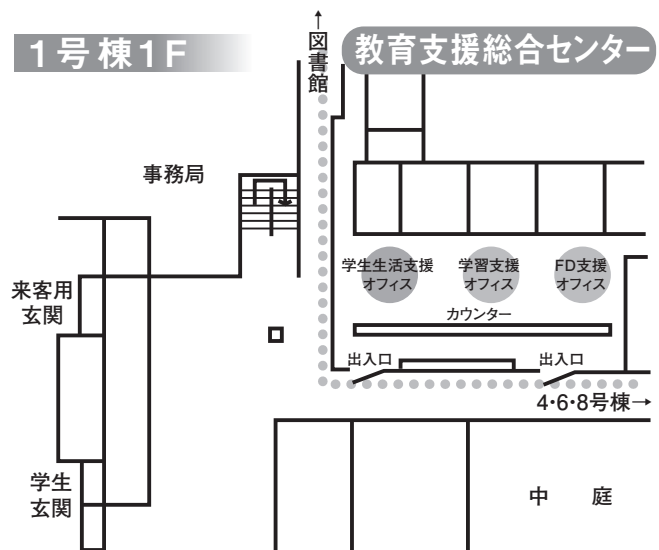
奨学金に関すること、課外活動に関すること、国際交流に関すること、忘れ物・落とし物に関すること、学生証や通学証明書に関することなど学生生活全般に関して対応する窓口です。詳しくは学生生活編をご覧ください。

<FD支援オフィス>

授業評価の実施や授業開発、教職員向けの研修機会の提供等、学生のみなさんにより良い教育機会を提供できるよう間接的にサポートします。

また、学生視点で授業や教育に関わる“学生FD”に注力しており、学生で構成する学生FDスタッフの支援を行っています。

その他、パソコン教室、学内無線LAN接続などコンピュータに関する問い合わせ対応も行っています。



2. 図書館

1) 開館時間・休館日

開館時間

授業期間		休業期間	
月曜日～金曜日	土曜日	月曜日～金曜日	土曜日
8：45～19：00	8：45～15：00	8：45～16：30	休館

休館日

- ・日曜日・国民の祝日（授業日を除く）・創立記念日（9月5日）及び本学の行事日
- ・春季・夏季・冬季休業期間内の土曜日及び一定期間
- ・その他臨時に必要な場合

2) 入館にあたって

- ・受付カウンターは1階にあります。
- ・入館時に学生証が必要です。
- ・館内での飲食は禁止ですが、キャップつきの飲料に限り飲むことができます。
- ・閲覧室内でスマートフォンの通話はできません。着信先が急を要する場合は、1階中央階段前のホールで通話してください。
- ・図書館の資料の複写には、図書館1階に設置しているコピー機を使用してください。

3) フロアガイド

1階から3階までの館内で、自由に資料を利用できます。1階には、芸術・スポーツ分野の一般図書のほか、新着図書、雑誌、新聞及び視聴覚資料があります。また、教員指定の「テキスト・参考書・指定図書」を講義科目別にまとめた「科目関連図書コーナー」や、就職活動や資格取得に役立つ資料を集めたコーナーがあります。

2階には、医学・福祉をはじめ広い分野の一般図書、洋書、貴重書、大型本が、3階には、教育・社会学、衣食住、文学の一般図書のほか絵本、児童書、紙芝居があります。

グループで資料を利用しながらディスカッションをするときは1階の「ラーニング・コモンズ」または「グループ学習ゾーン」を利用してください。2・3階は「個人学習ゾーン」です。会話は控えてください。

図書館資料を検索するパソコンが各階にあります。また、1階には学内ネットワークに接続されたパソコン、館内貸出用のモバイルPC、プリンタを備えています。印刷用紙は各自で準備してください。1階「ラーニング・コモンズ」の視聴覚ブースでは、所蔵するCD・DVDなどが利用できます。2階の「生涯学習サポート教室“まなぼっと”」には電子黒板、大型液晶ディスプレイ、プロジェクターを備えています。利用の際はカウンターで申し込んでください。

4) 資料の貸出について

借りたい資料と学生証を持参して1階カウンターで手続きをしてください。

貸出期間・冊数

種 類	期 間	冊 数
●一般図書	30日間	制限なし
●参考図書（緑ラベル）	7日間	
●指定図書（青ラベル）	7日間	
●禁帯出本（赤ラベル）	オーバーナイト*	
●雑誌（バックナンバー・紀要）	7日間	
●雑誌最新号	オーバーナイト*	
●CD	7日間	
●DVD	館内閲覧	
●CD-ROM	館内閲覧	

※オーバーナイト貸出

貸出業務終了1時間前から翌開館日の開館30分後までの貸出です。

なお、図書や雑誌など資料を紛失・破損した場合は弁償していただきます。

5) 複写

図書館の資料の複写には、図書館にあるコピー機を使用できます。料金はモノクロコピーが1枚10円、カラーコピーが1枚50円（A3判は80円）です。1冊の図書を全部、及び1人で同じものを2部以上複写することは禁じられています（著作権法第31条による）。ノート類や持込資料の複写はできません。

6) 学外から利用できる図書館サービス

【マイライブラリ】

マイライブラリとは、「借用中の資料」や「借りた資料の履歴」などが確認できる個人のページです。**UNIPA**と同じID/PWでログインしてください。

【学外から使える電子ブック・データベース】

図書館ホームページ内のマイライブラリにログインして利用できます。

【貸出延長手続き】【貸出中の資料へ予約申込】

図書館ホームページ内のマイライブラリにログインして手続きができます。

【購入希望図書申込】

図書館に所蔵してほしい図書をリクエストすることができます。

【文献複写申込】

本学図書館で所蔵していない雑誌・研究紀要の文献複写依頼の申込ができます。

【図書館なんでも相談室】

図書館所蔵資料の検索方法やレポート・課題の文献の集め方、契約データベースの利用方法などわからないことを気軽に質問してください。

詳しくは図書館ホームページから⇒ <https://lib.hokusho-u.ac.jp/drupal/>



3. 保健センター・学生相談室・アクセシビリティ支援室

1) 保健センター

保健センターは、健康で充実した学生生活を送ることができるよう、疾病予防や健康の保持・増進を援助することを目的として設置されています。

自分の健康に不安を感じるがあれば、気軽に保健センターを利用してください。

業務内容

- ・ 定期健康診断
- ・ 保健講話の実施
- ・ 応急処置および医療機関の案内
- ・ 保健管理の企画・実施
- ・ 健康相談
- ・ 健康診断証明書の発行(定期健康診断を受けたものに限る)
- ・ 有所見者の保健指導
- ・ 学内の衛生管理

利用時間

- ・ 月曜日～金曜日 8:30～17:00

ただし、次の期日は閉鎖します。

- ・ 土曜日・日曜日・国民の祝日(授業日を除く)・創立記念日(9月5日)
- ・ 夏季・冬季・春季休暇中の一定期間
- ・ その他臨時に必要な場合

利用方法

- ・ 利用時間内にいつでも予約なしで利用できます。
- ・ 電話・E-mailでも相談を受け付けます。
電話：(011) 387-3984 (保健センター直通)
E-mail：center@hokusho-u.ac.jp
- ・ 場所はPAL 3階です。

2) 学生相談室

学生相談室では、心理的な悩みや、健康・学業・進路の悩みなど、大学生活に関することをカウンセラー（臨床心理士・公認心理師）が相談に応じています。相談内容は自分自身のことに限らず、家族や友人など周りの人に関することでも構いません。相談の秘密は守られます。一人で悩まずに気軽に相談室を利用してください。

相談内容

- ・対人関係の悩み
- ・自分自身の性格のこと、心理・精神面の悩み
- ・いじめや嫌がらせを受けている
- ・心身の不調（不眠・不安・憂鬱）
- ・学業の悩み
- ・進路（休学・退学・就職等）のこと
- ・経済的な悩み
- ・課外活動などの悩み など

相談時間

- ・月曜日～金曜日 9：00～17：00（予約をお勧めします）

相談方法

- ・休業期間中など、開室時間を変更する場合があります。詳しくはホームページの「学生相談室カレンダー」で確認してください。
- ・相談を希望する方は、保健センターまたは学生相談室へお越しください。
- ・下記の電話、E-mailでも申し込みできます。
電話：(011) 387-9154（学生相談室直通）
E-mail：gakuso@hokusho-u.ac.jp
- ・場所はPAL 3階です。

3) アクセシビリティ支援室

アクセシビリティ支援室は、主に障害のある学生が学習するうえで必要な支援のニーズに応じています。支援資源の提供のほか、各学科の教員や各部署の職員と協働し、学生の皆様に充実した学びの環境を提供できるよう調整します。学びの環境に不安を感じる事があれば、いつでもお気軽にアクセシビリティ支援室をご利用ください。

利用時間

- ・月曜日～金曜日 8：30～17：00
電話：(011) 387-3392
E-mail：accessibility@hokusho-u.ac.jp
- ・場所は7号棟2階です。

4. 地域連携センター

ボランティア活動への参加支援、資格取得や検定合格を後押しする対策講座の受け付けを行なっています。「市民向け講座」を開講するなど、地域に開かれた「窓」としての役割も担います。

1) ボランティア

参加登録や活動紹介など手続き全般を支援しています。大学にはさまざまな依頼が寄せられます。高齢者施設、障害者支援施設など社会福祉施設での活動や小・中学校での学習支援、幼稚・保育園での活動もあります。地域イベントへの参加は、住民と触れ合う貴重な機会になっています。

本学を含む江別市内4大学の学生が合同で行うものもあります。近隣自治体などが「学生地域定着推進広域連携事業（ジモ×ガク）」として展開する地域体験活動です。

ボランティア活動は、実社会で多くのことを学べる貴重な機会です。資料をそろえています。気軽に相談してください。

2) 資格・検定対策講座

資格取得や検定合格は就活の「武器」になります。目標に向かって、対策講座を積極的に活用してください。講座案内は大学HP（「総合案内」→「在学生の方へ」）の「オリエンテーション資料」に掲載しています。[UNIPA](#)でもお知らせします。

◆主な対策講座

(建築・デザイン)：2級建築士、インテリアコーディネーター、宅地建物取引士、カラーコーディネーター検定

(教育)：保育士

(事務)：秘書検定（2・3級）、MOS（マイクロソフト・オフィス・スペシャリスト）Word、Excel、PowerPoint

(医療・福祉)：医療事務、調剤薬局事務、介護職員初任者研修

このほか、団体申込で割引価格となる講座を紹介しています。

3) 市民向け講座、その他

地域住民を対象に多彩な内容の講座を開講しています。本学学生の参加も可能です。大学ホームページで紹介しています。

大学を訪問する中学・高校生に人気の施設見学のガイド役をお願いしています。Teamsや[UNIPA](#)で募集します。チェックしてみてください。母校の来学があるかもしれません。

認知症予防や介護予防などを目指し、大学が社会貢献事業として取り組む「地域まるごと元気アッププログラム（まる元）」(コープさっぽろ、NPO法人との連携事業)もサポートしています。

場 所：1号棟1階

受付・利用時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00

電 話：(011) 387-3939 (直通) Teams：地域連携センター〔学生〕

5. キャリア支援センター

就職・進路相談をはじめ、応募先への書類添削や面接練習等も行っていますのでご利用ください。

場所：7号棟1階

受付・利用時間：月～金曜日 8：30～17：00

電話：(011) 387-3659 (直通)

E-mail：career@hokusho-ac.jp

【北翔キャリアNAVIについて】

就職活動を支援するナビサイトで、パソコン、タブレット、スマートフォンからアクセスが可能です。

求人検索をはじめ、学内外で開催されるイベント、インターンシップ等の情報を収集することができます。(アクセス方法や使い方は別途案内のマニュアルをご覧ください)



北翔キャリアNAVIの主な機能

求人検索	大学に届いた求人票を検索・閲覧
マイ求人管理	気になる求人や応募状況を管理
学内就活イベント案内・予約	大学主催の説明会・セミナーの案内確認と予約
就職試験の受験報告検索	先輩の受験報告を検索して閲覧
履歴書登録	本学指定の履歴書様式に入力、ダウンロード
インターンシップ情報 (5日間以上)	インターンシップ情報を検索・閲覧
オープンカンパニー・インターンシップ等	短期から長期まで様々なプログラム情報を閲覧
学外就活イベント案内	就職情報社や団体等が主催する学外イベントの案内確認
進路希望・求職登録 * 登録必須	自分の進路希望や求職状況を登録
就職試験の受験報告登録	自分が受けた就職試験の受験報告を登録 ※採用に関連した試験や面接を受けた場合は、可否にかかわらず登録してください
進路内定・決定登録 * 登録必須	内定・進路決定状況を登録
来校企業情報	大学に来校した企業の情報を確認
各種アンケート	キャリア支援センターからのアンケートに回答

◆ 「進路希望・求職登録」: 希望進路に関わらず登録をお願いします。

◆ 「就職内定・決定登録」: 内定獲得、進路、進学先決定の状況をすみやかに登録してください。

6. 教職センター

教職センターは、本学の教職課程の充実と、教職課程履修者への支援を目的とし、主に次のような取り組みを行っています。

- ・教員を目指す学生に対して教員採用検査対策講座や各教育委員会による学内説明会を開催し、より多くの学生が希望を叶えられるように支援をしています。
- ・教育実習、養護実習、特別支援教育実習にあたっては、事前のオリエンテーションや個別指導を行うとともに、実習受け入れ機関との連携を図り、学生が充実した実習を行えるようサポートします。
- ・各教育委員会と連携して、学校現場における学生の体験活動等を行えるよう支援しています。
- ・教職課程資料閲覧室には、実際の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において使用される教科書や、学習指導要領等の教職課程関連図書、教員採用検査関連の資料を多数揃え、学生が学習しやすい環境を整えています。
- ・教職課程学習室は、教員を目指している方が自習することができるスペースです。自習はもちろん模擬授業や教員採用検査の試験勉強など、有効に活用してください。

場 所

- ・ 7号棟 1階 教職センター・教職課程資料閲覧室
- ・ 7号棟 2階 教職課程学習室

受付・利用時間

- ・ 月曜日～金曜日 8:30～17:00
- ・ 教職課程学習室は上記時間外も利用可能です。

7. スポーツ支援室

本学には以下のような体育・スポーツ施設や分析室があります。施設及び備品の使用に際しては、利用方法に沿って記載事項を遵守してください。

なお、スポーツ支援室は北方圏生涯スポーツ研究所（スポル）1Fにあります。

主な体育・スポーツ施設

●屋内：イ 浅井記念館

- 1F：第1体育館・第1トレーニング室・研修教室・特別室・トレーニングデッキ
- 2F：ギャラリー・第1多目的室・アスレティックトレーナー演習室・ランニングコース
- 3F：第2多目的室

ロ 第2体育館

ハ 北方圏生涯スポーツ研究所（スポル）

- 1F：多目的ホール・プール・ジャグジー・クライミングウォール・第2トレーニング室・高温トレーニングルーム・人工気象室・第1測定室・第1分析室
- 2F：ダイビングピット・第3トレーニング室・第2測定室・第2分析室・健康相談室
- 3F：第3体育館・ジムナスホール
- 4F：映像分析室

5F：ランニングコース

6F：大会議室

●屋外：陸上競技場・野球場・テニスコート・サッカー場・PALグラウンド

付属施設

・クラブハウス・スキーハウス・雅館

体育・スポーツ施設の利用方法

- ・体育・スポーツ施設は、体育実技の授業、学校行事のほか、本学指定スポーツ団体の定期的な活動における使用を優先しています。
- ・体育・スポーツ施設の使用は、許可が必要です。スポーツ支援室で確認し、利用申請を行います。
 - * 備品・用具等の使用も同様に手続きすること。
- ・上記以外で、学生及び団体等が体育施設・備品等の使用を希望する場合は、許可が必要です。使用日の1週間以上前にスポーツ支援室に相談し、了解が得られれば体育施設使用願を提出し、使用許可証の交付を受けてください。
 - * 一部、貸出及び開放を行っていない施設がある。
 - * 授業・行事・クラブ活動等の事情により、貸出及び開放日時を変更することがある。
 - * 感染症等の事由により、貸出を制限する場合があります。

施設利用上の注意

- ・屋内の体育・スポーツ施設は土足禁止。必ず上履きに履き替えること。
- ・目的に合ったシューズを用意すること。
- ・貴重品・私物は各自の責任で管理すること（貴重品ボックスを利用すること）。
- ・水分補給のためのドリンクの持ち込みは、缶・紙コップなどの密閉できないものは持ち込まないこと（ペットボトルや水筒などのキャップ付きのものに限る）。
- ・施設内での食事を禁止しています。（軽食は浅井記念館1階ロビーまたは2階観覧席をご利用ください。）
- ・ゴミを放置しないこと。
- ・怪我や緊急の事態が生じたときには、速やかに担当教員又はスポーツ支援室を通じて保健センターに申し出ること。
なお、職員が不在のときは、「安全対策マニュアル」に従って対応すること。
- ・器物や備品を破損したり、故障が生じたときには、速やかにスポーツ支援室に届け出ること。
なお、故意または過失による破損の場合は、弁済を求めることがある。
- ・使用後は清掃し、用具や備品は元どおりに返却・整頓すること。
- ・各施設ごとの使用心得を遵守すること。

8. カレッジホールPAL

2階

<購買>

学内のコンビニとして、日常必需品の販売と店内に設置されているサービスセンターにおいて、学生生活に必要な各種サービスの提供をおこなっております。

営業時間

・月曜日～金曜日 8：45～17：00

ただし、次の期日は閉鎖します。

- ・土曜日・日曜日・国民の祝日（授業日を除く）・創立記念日（9月5日）・8月の最終月曜日
- ・夏季・冬季・春季休暇中の一定期間
- ・その他臨時に必要な場合

取扱商品・サービス

- ・パン・弁当・おにぎり・菓子・カップ麺・アイス・ジュース・お茶などの食料品。
- ・ノート・ファイル・ボールペンなどの文房具。
- ・本学オリジナルグッズの販売。
- ・切手、ハガキ。
- ・教科書・教材・テキスト、スポーツ用品などの紹介や宅配便の取次。
- ・卒業式用貸衣装の展示会。
- ・自動車学校の申込受付、アパート・マンション業者の紹介。
- ・学内設置の各種自動販売機による飲料水やフードの販売。
- ・FAX・ラミネート加工、レンタカー申込、スキーレンタル、オリジナルTシャツ作成等々。

<キャッシュコーナー（北洋銀行ATM）>

北洋銀行の現金自動預入支払機（ATM）により、北洋銀行の他、郵便局や各種金融機関のキャッシュカードによる現金の引き出しが可能です。

取扱時間

・月曜日～金曜日 9：00～17：00

ただし、次の期日は閉鎖します。

- ・土曜日・日曜日・国民の祝日・創立記念日（9月5日）・8月の最終月曜日
- ・夏季・冬季・春季休暇中の一定期間
- ・その他臨時に必要な場合

<交流スペース “hug”>

学生がくつろげる場所としてソファ席とカウンター席を用意し、教職員から寄贈された図書を配置しています。また、公開ゼミやオープンオフィスアワーなど教職員との交流を図ることができます。

空き時間を利用して自由に来室し、教職員を見かけたら気軽に話しかけてみてください。

3階

<保健センター> 別掲

<同窓会室>

<和室“翔”>

4階

<メインカフェテリア“hashi”>

札幌の街を一望しながらランチを楽しめるスタイリッシュなメインカフェテリア。「おいしい食事」をテーマに、麺類やカレーライス、日替わり定食などメニューは豊富。食べたい料理や予算に合わせて一品料理も自由に選べます。

営業時間

・月曜日～金曜日 11:00～14:00

ただし、次の期日は閉鎖します。

・土曜日・日曜日・国民の祝日（授業日を除く）・創立記念日（9月5日）・8月の最終月曜日

・夏季・冬季・春季休暇中の一定期間

・その他臨時に必要な場合

5階

<カフェ“Central CAFE”>

モダンなカフェスタイルのレストスペースです。

昼休みのお食事、授業の合間の休憩、修学にご利用できます。

大テーブルはミーティングやグループワークにも最適です。

<学生ラウンジ>

優しく日の光が差し込む室内にはテーブルやチェアが設置され、落ち着いた雰囲気となっています。

利用時間

・月曜日～土曜日 9:00～21:00

6階

<オーディトリウム（多目的ホール）>

9. 臨床心理学研究科 臨床心理センター

本センターは、大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻における臨床心理学に関する教育研究を効果的に行うことを目的として設置されています。すなわち、大学院における臨床心理学の実習や研究を行うことを主たる目的として、こころの問題を抱える外来の来談者に対する心理相談や心理査定などを有料で行う施設です。

本センターは、臨床心理士ならびに公認心理師養成のための機関ですので、相談対応は臨床心理士・公認心理師等の資格を持つ教員の指導・監督の下、臨床心理学専攻の大学院生および大学院を修了した研修員が中心となって行いますが、教員が相談を担当する場合もあります。センターの管理運営は、大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻所属の教員等によって構成される、臨床心理センター運営委員会によって行われています。

設備には、相談室3室、遊戯療法のためのプレイルーム大小2室、待合室2室、相談員室1室などがあります。また、各種心理検査や箱庭療法用具など、様々な来談者に対応できるように整備されています。

相談内容に関する秘密は固く守られますが、相談内容によってはより適切と思われる機関を紹介することがあります。

本センターは原則として学外の方のための相談施設です。学生のみなさんは無料で相談を受けられる、本学学生相談室を利用することができます。

10. 北方圏学術情報センター／北翔大学札幌円山キャンパス

北方圏学術情報センターは、平成13年度文部科学省の学術フロンティア推進事業として選定され、平成14年5月に竣工した札幌円山キャンパス（札幌市中央区南1条西22丁目）にあります。最寄り駅は地下鉄東西線の「円山公園駅」または「西18丁目駅」でどちらからも徒歩で6～7分という交通の便の良い場所に位置しています。当センターは、北方圏住民の生活の質（Quality of Life）の向上に関する総合的研究を目的として、福祉領域、健康、衣食住生活、ファッション、美術・音楽・舞台芸術などの分野における人々の全生涯、全生活領域における豊かさの向上を目指し、本学の多くの教員スタッフが学外研究者をも交えた研究プロジェクトチームを編成して様々な研究活動を展開し、市民講座等で広くその成果を公表し、地域住民の皆様にも還元してきています。

北翔大学札幌円山キャンパスは、本センターの研究活動の推進並びにその成果の公表が中心となる研究施設ですが、学生の皆さんも、企画の内容が本センターの目的に合致し研究スタッフである教員の指導助言を受けることで、研究活動の一環として使用することができます。本施設は、地上8階、地下1階、総面積8,700㎡の建物で、その1階から5階までと6階の半分が北方圏学術情報センターとなっています。6階の半分と7階、8階は札幌ファッションデザイン専門学校DOREMEが教育実践の場として使用しています。また、多目的ホールやギャラリー、ユニバーサルデザイン住宅のモデルルーム、アトリウムや研究室等があります。

11. 北方圏生涯スポーツ研究所／スポーツ科学センター

研究所が所在する建物の正式名称は北方圏生涯スポーツ研究所ですが、通称を「スポル」といい、ギリシア語でスポーツを意味します。この施設は、平成16年度文部科学省の学術フロンティア推進事業の選定に基づき、北方圏における総合型地域スポーツクラブ、寒冷地スポーツ推進、競技者育成、体力向上、体験活動、食育推進について総合的・学際的研究を行い、生涯スポーツ文化の創造に貢献することを目的として平成17年3月に竣工した建物です。北海道全域に生涯スポーツを振興するための拠点として本学および学外の研究者が研究活動を進めています。

スポーツ科学センター

スポーツ科学センターは、大学の体育・スポーツに関する事業全般を一元管理する組織として令和3年4月に設置されました。学生の体育実技の教務補助に関することや体育・スポーツ施設の管理に関すること等は勿論、北方圏生涯スポーツ研究所の事業も統括します。スポーツ科学センターの事務を司るスポーツ支援室が学生の皆さんにとっての窓口となります。

IX 諸規程・資料

1 北翔大学大学院
学則

2 北翔大学
学位規程

3 北翔大学大学院
長期履修規程

4 北翔大学大学院
教職課程履修規程

5 北翔大学大学院
公認心理師受験資格取得に
関する履修規程

6 北翔大学
聴講生規程

7 北翔大学
科目等履修生規程

8 北翔大学
研究生規程

9 北翔大学大学院
日本学生支援機構奨学金返還
免除候補者選考規程

10 北翔大学大学院
日本学生支援機構奨学金返還
免除候補者選考基準

11 北翔大学
学生表彰規程

12 北翔大学における学生の
不祥事に対する懲戒処分又は
措置等のガイドライン

13 北翔大学における喫煙ルールに
違反した本学学生の取扱要項

14 北翔大学における試験時に
不正行為を行った本学学生の
取扱要項

15 北翔大学大学院
奨学規程

16 学校法人北翔大学
キャンパス・ハラスメントの
防止等に関する規程

17 学校法人北翔大学
学生に関する個人情報の取扱
規程

1. 北翔大学大学院 学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、北翔大学学則（平成9年4月1日施行。以下「本学学則」という。）第5条第2項の規定に基づき、北翔大学大学院（以下「本大学院」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本大学院は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、學術の理論及び実践を重視した応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的とする。

2 臨床心理学研究科臨床心理学専攻修士課程は、学校、病院や社会福祉施設をはじめとする各種臨床現場で、他の専門職と十分な連携を図りながら心理臨床活動に従事できる人材の育成を目的とする。

3 生涯学習学研究科生涯学習専攻修士課程は、地域における生涯学習を振興することのできる資質・能力を身につけた研究者・上級職業人の育成を目的とする。

4 生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻修士課程は、北海道をはじめ氷雪寒冷圏域における生涯スポーツ社会の発展に向けて、運動・スポーツや健康に関する学術研究能力と専門的技術を修得し、指導的役割を担う人材の養成を目的とする。

5 生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻博士後期課程は、北海道をはじめ氷雪寒冷圏域における豊かな生涯スポーツ社会の発展に向けて、スポーツ科学・生涯スポーツ学に関する高度な専門的知識を修得し、課題設定能力、科学的分析能力、情報発信能力を備えた研究者及び高度職業人の養成を目的とする。

(点検評価)

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上に資するとともに、本大学院の目的を達成するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本大学院は、前項の措置に加え、本大学院の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法の定めるところにより、一定の期間ごとに認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前2項の点検及び評価の実施等に関し必要な事項は、北翔大学点検評価規程に定める。

第2章 本大学院の組織

(研究科、専攻及び学生定員)

第4条 本大学院に、次の研究科を置く。

臨床心理学研究科

生涯学習学研究科

生涯スポーツ学研究科

2 前項の研究科に置く専攻及び当該専攻の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻・課程	入学定員	収容定員	
臨床心理学研究科	臨床心理学専攻 修士課程	4人	8人	
生涯学習学研究科	生涯学習学専攻 修士課程	6人	12人	
生涯スポーツ学研究科	生涯スポーツ学専攻	修士課程	6人	12人
		博士後期課程	3人	9人

(研究科の課程)

第5条 前条第1項の各研究科の課程は、修士課程及び博士後期課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科附属のセンター)

第6条 第4条第1項の臨床心理学研究科に、臨床心理センターを置く。

2 臨床心理センターについては、北翔大学大学院臨床心理学研究科臨床心理センター規程に定める。

(研究科長及び専攻主任)

第7条 第4条第1項の各研究科には研究科長を置き、複数の専攻又は課程を持つ研究科には専攻主任を置く。

2 研究科長及び専攻主任の選任方法等については、学校法人北翔大学管理運営規程の定めるところによる。

第3章 研究科委員会及び大学院委員会

(研究科委員会)

第8条 第4条第1項の各研究科に、それぞれ研究科委員会を置く。

(研究科委員会の審議事項)

第9条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、当該研究科の教育研究に関する重要な事項で、当該研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、当該研究科の教育研究に関する事項について審議し及び、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(研究科委員会の構成員)

第10条 研究科委員会は、当該研究科を担当する専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。ただし、必要に応じて、その他の職員を加えることができる。

(研究科委員会の招集及び議長)

第11条 研究科委員会は、当該研究科の研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、当該研究科の構成員のうちから、あらかじめ当該研究科長の指名した者がその職務を代行する。

(研究科委員会の定足数及び議事)

第12条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(大学院委員会)

第13条 本大学院に、大学院委員会を置く。

(大学院委員会の審議事項)

第14条 大学院委員会は、大学院及び各研究科に共通する教育研究に関する事項について審議し及び、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(大学院委員会の構成員)

第15条 大学院委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 学部長
- (5) 各研究科の教授2名(以下「5号委員」という)
- (6) その他委員会において必要と認める者

2 前項第5号の委員の任期は、2年とする。

3 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(大学院委員会の招集及び議長)

第16条 学長は、大学院委員会を招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、あらかじめ学長の指名した委員がその職務を代行する。

(大学院委員会の定足数及び議事)

第17条 大学院委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第4章 研究科

第1節 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年)

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第19条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第20条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日 9月5日
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日

2 前項第4号から第6号までの期間は、学長が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長は、必要により休業日を臨時に変更し、又は休業日に授業を課すことができる。

4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

（授業期間）

第21条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週を原則とする。

第2節 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第22条 本大学院の修士課程の修業年限は、2年とする。

2 本大学院の博士後期課程の修業年限は、3年とする。

（在学年限）

第23条 修士課程の学生は4年を、博士後期課程の学生は6年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、第45条の2に規定する長期にわたる教育課程の履修を希望する学生の在学年限は最長6年とする。

（在学年限の短縮）

第23条の2 本大学院は、第50条の規定により本大学院の修士課程に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし当該修士課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第3節 入学

（入学の時期）

第24条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、本大学院が必要と認めたときは、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第25条 本大学院各研究科の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した

者

(5) 文部科学大臣が指定した者

(6) 大学に3年以上在学し、所定の科目、単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めた者

(7) その他、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者

2 本大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者の指定（平成元年9月1日文部科学省告示第118号）で文部科学大臣が指定した者

(6) 本研究科において、個別の入学資格検査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、満24歳に達した者

（入学出願）

第26条 本大学院に入学を志願する者は、所定の期日までに、本大学院所定の書類に、入学検定料を添えて、願い出なければならない。

（入学者選抜）

第27条 前条に規定する入学出願を行った者に対しては、入学者選抜を行い、選考のうえ合格者を決定する。

2 前項に規定する入学者選抜については、別に定める。

（入学手続）

第28条 合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本大学院所定の書類を提出するとともに、入学金並びに所定の授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

（入学許可）

第29条 前条に規定する入学手続を終えた者について、学長は、入学を許可する。

（連帯保証人）

第30条 入学を許可された者は、連帯保証人を定めて届け出なければならない。

2 連帯保証人は、本人が在籍する期間、本人についての一切の責任を負うものとする。

3 連帯保証人は、父母又は成年の親族とし、独立の生計を営む者とする。

第31条 本人及び連帯保証人の身上に異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

第4節 再入学及び転入学

（再入学）

第32条 本大学院に1年以上在学して退学した者で、再び本大学院の同一研究科の同一専攻に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(転入学)

第33条 他の大学の大学院の学生であって、本大学院に転入学を志願する者があるときは、欠員のあるときに限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

(再入学及び転入学の入学出願手続等)

第34条 第26条から第31条までの規定は、前2条の規定により入学する場合に準用する。

(再入学及び転入学学生の修業年限及び在学年限等の取扱)

第35条 第32条及び第33条の規定により入学した学生の入学前の本大学院、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院における在学期間については、大学院委員会の議を経て、その一部又は全部を、第22条に規定する修業年限に通算することができる。

2 前項の規定により修業年限を通算された学生の在学年限については、第23条第1項の規定にかかわらず、入学時に決定した学年の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

3 第1項の規定により修業年限を通算された学生の通算された期間は、本大学院における在学年数とみなし、第66条第1項本文に規定する在学年数に通算する。

第36条 前3条に定めるもののほか、再入学及び転入学に関し必要な事項は、北翔大学再入学、転入学及び編入学規程の定めるところによる。

第5節 転科及び転専攻

(転科及び転専攻)

第37条 一の研究科の学生で、他の研究科又は同一研究科の他の専攻に転科又は転専攻を志願する者があるときは、選考のうえ、転科又は転専攻を許可することがある。

2 転科又は転専攻の出願、選考及び入学手続等に関し必要な事項は、北翔大学転学部及び転学科等規程の定めるところによる。

第6節 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位)

第38条 臨床心理学研究科の教育課程は、次の表に掲げる領域等の科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

専攻名	臨床心理学専攻
領域等の科目区分	臨床心理学領域
	基礎心理学領域
	演習
	実習
	研究指導

2 前項に規定する授業科目の名称及び単位数は、別表第1のとおりとする。

3 生涯学習学研究科の教育課程は、次の表に掲げる領域等の科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

専攻名	生涯学習学専攻
領域等の科目区分	生涯学習学理論領域
	生涯学習活動論領域
	研究指導

4 前項に規定する授業科目の名称及び単位数は、別表第2のとおりとする。

5 生涯スポーツ学研究科修士課程の教育課程は、次の表に掲げる領域等の科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

専攻名等	生涯スポーツ学専攻修士課程	
領域等の 科目区分	基礎教育領域	
	応用教育 研究領域	スポーツ科学研究分野
		生涯スポーツ学研究分野
	研究指導	

6 前項に規定する授業科目の名称及び単位数は、別表第3の1のとおりとする。

7 生涯スポーツ学研究科博士後期課程の教育課程は、次の表に掲げる領域等の科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

専攻名等	生涯スポーツ学専攻博士後期課程	
領域等の 科目区分	共通科目	
	専門科目	スポーツ科学研究分野
		生涯スポーツ学研究分野
	研究指導	

8 前項に規定する授業科目の名称及び単位数は、別表第3の2のとおりとする。

9 第2項、第4項、第6項及び前項に規定する授業科目のほか、研究科において必要があるときは、当該研究科委員会の議を経て、臨時の授業科目を開設することがある。

第39条 削除

(教育課程の編成及び研究指導)

第40条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び修士論文又は博士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目及び自由選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

3 前項に規定する各年次の配当は、別に定める。

(授業の方法)

第41条 授業は、講義、演習、若しくは実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項に定める授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

(授業及び研究指導の内容等の改善のための組織的な研修等)

第41条の2 本大学院は、教育の質の充実に資するとともに、授業及び研究指導の内容等の改善を図るために全学的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）(以下「FD」という。)を実施するものとする。

2 前項のFD実施に関し必要な事項は、北翔大学FD規程に定める。

(教育研究活動等の適切かつ効果的な運営のための研修)

第41条の3 本大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させるための研修（スタッフ・ディベロップメント（SD）、第41条の2に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 前項の研修の実施に関し必要な事項は、北翔大学SD規程に定める。

(授業期間)

第42条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

(研究指導)

第43条 学生の研究指導は、第10条に規定する当該研究科を担当する教員が行うものとする。

2 前項の研究指導を行う教員（以下「指導教員」という。）は、各学生ごとに定める。

3 各学生の指導教員は、当該研究科委員会において定める。

4 本大学院が教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、学生が他の大学の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(単位の計算方法)

第44条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目の履修及び単位の修得)

第45条 臨床心理学研究科の学生は、第38条第2項に規定する別表第1の備考の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、43単位以上を修得しなければならない。

2 生涯学習学研究科の学生は、第38条第4項に規定する別表第2の備考の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、32単位以上を修得しなければならない。

3 生涯スポーツ学研究科の学生は、修士課程にあつては、第38条第6項に規定する別表第3の1の備考の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、32単位以上を修得しなければならない。博士後期課程にあつては同条第8項に規定する別表第3の2の備考の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、16単位以上を修得しなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第45条の2 職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出る者があるときは、当該研究科において支障のない限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

(履修手続)

第46条 授業科目を履修するためには、学生は、学期始めの所定の期日までに、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

2 前項の規定により登録した授業科目以外の授業科目は、履修することができない。

(単位の授与)

第47条 一の授業科目を履修し、予め定められた成績評価基準に合格した学生に対しては、担当教員の認定により、所定の単位を与えるものとする。

2 学費等未納の者については、単位は与えない。

3 授業科目について、欠席時数が当該授業科目の実授業時間の3分の1を超える者については、単位は与えない。

(他の専攻、他研究科の専攻又は学部における授業科目の履修)

第48条 本大学院が教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、学生が他の専攻又は他研究科の専攻若しくは学部の授業科目を指定して履修させ、当該課程の単位とすることがある。

2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、その一部又は全部を、第66条第1項本文に規定する単位に算入することがある。

(他の大学の大学院における授業科目の履修等)

第49条 本大学院が教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定の実施にあたり、必要があるときは、当該大学の大学院との間において、履修できる授業科目の範囲等必要な事項について協議し、学生交流に関する協定又は大学間相互単位互換協定を締結することができる。

3 第1項の規定により、学生が履修した授業科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で、第66条第1項本文に規定する単位に算入することがある。ただし、第50条第2項本文及び第61条第3項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第50条 本大学院が教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、新たに本大学院の第1年次に入学した学生が、入学前に本大学院又は他の大学の大学院若しくは外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に規定する科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えない範囲で、第66条第1項本文に規定する単位に算入することがある。ただし、前条第3項本文及び第61条第3項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(再入学及び転入学学生の既修得単位等の取扱)

第51条 本大学院が教育上有益と認めるときは、当該研究科委員会の議を経て、第32条及び第33条の規定により入学した学生の入学前に本大学院又は他の大学の大学院若しくは外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、その一部又は全部を、本大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。(他の大学の大学院等での履修科目の範囲及び修得単位の認定等)

第52条 前4条の規定により履修することができる授業科目又は履修したとみなすことができる授業科目の範囲及び履修により修得した単位又は修得したものとみなし、又は与えることができる単位数の認定方法その他必要な事項は、北翔大学他大学等における授業科目の履修及び修得単位並びに既修得単位の認定等に関する規程の定めるところによる。

第7節 成績評価基準及び成績判定

(成績評価基準)

第53条 第47条第1項に規定する成績評価基準は、科目試験、論文試験、口述試問、実技試験、課題評価、作品評価及び受講態度評価等を組み合わせ、予め定めるものとする。

2 前項に定める科目試験の実施等に関し必要な事項は、北翔大学試験に関する規程の定めるところによる。

(成績判定)

第54条 前条第1項に規定する試験の成績評価は、A(優)[100点~80点]、B(良)[79点~70点]、C(可)[69点~60点]及びD(不可)[59点以下]の評語をもって判定し、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(学位論文の提出)

第55条 学位論文は、各研究科の定める期日までに提出しなければならない。

第8節 休学、復学、留学、転学、退学、除籍及び復籍

(休学)

第56条 学生が、疾病その他やむを得ない事情により3ヵ月以上修学できないときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による休学願に、疾病の場合は医師の診断書を、その他の事情の場合は詳細な理由書を添えて学長に提出し、許可を得て休学することができる。

2 前項の規定にかかわらず、疾病のため修学が不相当と認められる学生に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第57条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別な事情があるときは、学長は休学期間の延長を許可し、又は延長を命ずることができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、特別な事情があると認められるときは、学長は大学院委員会の議を経て、2年を超えて休学を許可し、又は休学を命ずることができる。

(休学期間の取扱)

第58条 休学期間は、第23条第1項及び第66条第1項本文に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第59条 休学している学生が、休学期間が満了したとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の様式による復学願を学長に提出し、許可を受けて復学することができる。なお休学の事由が疾病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の規定により復学した場合で、休学期間が通算して3ヵ月未満のときは、前条の規定にかかわらず、在学年数に算入する。

第60条 前4条に定めるもののほか、休学及び復学に関し必要な事項は、北翔大学休学及び復学に関する規程の定めるところによる。

(留学)

第61条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学長は、学生が外国の大学の大学院において授業科目を履修するための留学を認めることができる。

2 学生が、前項の規定により留学しようとするときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による

留学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

3 第49条第2項及び第3項の規定は、留学の実施及び履修した授業科目について修得した単位の取り扱いについて準用する。

4 留学期間は、第23条第1項及び第66条第1項本文に規定する在学年数に算入する。

5 前4項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、北翔大学留学に関する規程の定めるところによる。

(転学)

第62条 学生が、他の大学の大学院に転学を志願するときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による転学願に、事由を記した書類を添えて学長に提出し、許可を受けなければならない。

(退学)

第63条 学生が、退学しようとするときは、連帯保証人連署のうえ、所定の様式による退学願に、詳細な事由を記した書類及び学生証を添えて学長に提出し、許可を受けなければならない。

(除籍)

第64条 学生が、次の各号の一に該当するときは、大学院委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第23条に規定する在学年限に達し、なお所定の単位を修得していないとき。
- (2) 第57条第2項に規定する休学期間を超え、なお修学できないとき。
- (3) 授業料及び施設設備費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。
- (4) 欠席が長期にわたるとき又は長期にわたり行方不明のとき。

第65条 前3条に定めるもののほか、転学、退学及び除籍に関し必要な事項は、北翔大学転学、退学及び除籍に関する規程の定めるところによる。

(復籍)

第65条の2 第64条第3号又は第4号の規定により除籍された者で、復籍を願い出た者があるときは、学長は、教授会の議を経て、相当年次に復籍を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、復籍に関し必要な事項は、北翔大学復籍に関する規程の定めるところによる。

第9節 課程の修了要件及び学位授与

(課程修了の要件)

第66条 修士課程の修了要件は、本大学院の修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目を履修して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科が専攻の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。

3 博士後期課程の修了要件は、本大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目を履修して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。

(課程修了の認定)

第67条 課程修了の認定は、前条に規定する課程修了の要件を満たした学生について、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを認定する。

2 課程修了の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(学位の授与)

第68条 前条第1項の規定により課程修了の認定を受け、本大学院の修士課程又は博士後期課程を修了した者に対し、それぞれ修士又は博士の学位を授与する。

2 本大学院の博士後期課程を修了しない者であっても、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格して、本大学院博士後期課程修了者と同等以上の学力があると認められる場合には、博士の学位を授与することができる。

3 学位に関し必要な事項は、北翔大学学位規程の定めるところによる。

第10節 教育職員免許状及び資格の取得

(教育職員免許状)

第69条 本大学院において、取得することができる教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教育職員免許状（以下「免許状」という。）の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・専攻	免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
生涯学習学研究科 生涯学習学専攻 修士課程	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	音楽、美術
	高等学校教諭専修免許状	音楽、美術
	特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
生涯スポーツ学研究科 生涯スポーツ学専攻 修士課程	中学校教諭専修免許状	保健体育
	高等学校教諭専修免許状	保健体育

2 前項に規定する免許状を取得しようとする学生は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

3 免許状の取得に関し必要な事項は、北翔大学大学院教職課程履修規程の定めるところによる。

(公認心理師の受験資格)

第69条の2 本大学院において、公認心理師法（平成27年法律第68号）に規定する公認心理師の受験資格を取得しようとする学生は、北翔大学大学院公認心理師受験資格取得に関する履修規程の定めるところにより、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(学校心理士資格その他資格取得)

第70条 学校心理士資格その他本大学院において取得することのできる任用資格及び認定資格等の取得に関し必要な事項は、それぞれの資格等の種類に応じて定める当該資格等の取得に関する履修規程の定めるところによる。

第11節 賞罰

(表彰)

第71条 学長は、学生として表彰に値する行為があったときは、大学院委員会の議を経て、表彰することができる。

(罰則)

第72条 学長は、学生が本大学院の学則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、大学院委員会の議を経て、懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第23条第1項及び第66条第1項本文に規定する在学年数に算入しない。ただし、停学期間が通算して3ヵ月未満のときは、在学年数に算入する。

第12節 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び研究生

(聴講生)

第73条 本大学院において一又は複数の授業科目を聴講するため、聴講生として入学を志願する本大学院の学生以外の者（第77条に規定する研究生を含む。）があるときは、当該研究科において適当と認め、かつ、学生の教育に支障がないときに限り、選考のうえ、入学を許可することができる。

2 聴講生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学聴講生規程の定めるところによる。

(科目等履修生)

第74条 本大学院において、一又は複数の授業科目を履修するため、科目等履修生として入学を志願する本大学院の学生以外の者（第77条に規定する研究生を含む。）があるときは、当該研究科において適当と認め、かつ、学生の教育に支障のないときに限り、選考のうえ、入学を許可することができる。

2 科目等履修生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学科目等履修生規程の定めるところによる。

(特別聴講学生)

第75条 本大学院において、特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

2 特別聴講学生に係る入学検定料及び入学金は、徴収しない。

3 特別聴講学生は、科目等履修料を納付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の協議に基づき、授業科目の履修による科目等履修料等を相互に不徴収とする場合は、徴収しない。

5 前4項に定めるもののほか、特別聴講学生の受け入れに関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第76条 本大学院において、研究指導を受けようとする他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該大学の大学院との協議に基づき、特別研究学生として許可することができる。

2 特別研究学生に係る入学検定料及び入学金は、徴収しない。

3 特別研究学生は、研究料を納付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の協議に基づき、研究指導による研究料等を相互に不徴収とする場合は、徴収しない。

5 前4項に定めるもののほか、特別研究学生の受け入れに関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第77条 本大学院において、特定の専門事項について研究するため、研究生として入学を志願する者があるときは、当該研究科において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、選考のうえ、入学を許可することができる。

2 研究生が、第73条第1項又は第74条第1項の規定により、聴講生又は科目等履修生として入学を志願するときは、あらかじめ、指導教員の承認を得なければならない。

3 研究生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学研究生規程の定めるところによる。

第13節 外国人留学生及び委託生

(外国人留学生)

第78条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、当該研究科において適当と認め、かつ、支障のないときに限り、特別に選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学外国人留学生規程の定めるところによる。

(委託生)

第79条 公の機関又は団体の長からの委託に基づき、その所属職員につき、本大学院において特定の授業科目の聴講又は履修若しくは特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、当該研究科において適当と認め、かつ、学生の教育に支障のないときに限り、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

2 委託生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項は、北翔大学委託生規程の定めるところによる。

第80条 外国人留学生及び委託生については、この学則を準用する。

第5章 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料)

第81条 本大学院に、入学、再入学又は転入学を志願する者及び聴講生、科目等履修生又は研究生として入学を志願する者並びに転科又は転専攻を志願する者は、その際、入学検定料を納付しなければならない。

(学生納付金)

第82条 学生納付金は、入学金、授業料、施設設備費、聴講料、科目等履修料及び研究料とする。

(授業料及び施設設備費の納付)

第83条 授業料及び施設設備費は、次の2期に分けて納付しなければならない。

前学期 納付の期限は4月30日限りとする。

後学期 納付の期限は9月30日限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、前学期に係る授業料及び施設設備費を納付するときに、当該年度の後学期に係る授業料及び施設設備費を併せて納付することができる。

3 入学年度の前学期に係る授業料及び施設設備費は、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付しなければならない。

4 再入学、転入学及び編入学した者の授業料及び施設設備費の額は、入学を許可された年次に在学する学生の額と同額とする。

(授業料及び施設設備費の減免及び猶予等)

第84条 授業料及び施設設備費の納付が困難な場合で、本大学院において特別の事情があると認められた者に対しては、前条第1項の規定にかかわらず、授業料及び施設設備費を減免し、又は分納若しくは延納による納付の猶予を認めることがある。

(聴講料、科目等履修料及び研究料の納付)

第85条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び研究生は、それぞれ聴講料、科目等履修料又は研究料を納付しなければならない。

2 特別研究学生及び研究生は、前項に定めるもののほか、施設設備費を納付しなければならない。

(実習費及び履修費その他教育に必要な経費の納付等)

第86条 授業を実験又は実習で行う授業科目(学外の施設で行う実習を含む。)及び教職課程を履修する場合は、実習費及び履修費を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか教育に必要な経費は、別に徴収する。

(再試験受験料の徴収)

第87条 再試験を受験するときは、再試験受験料を徴収する。

(各種証明書等の発行手数料等)

第88条 在学証明書、修了証明書その他諸証明等の発行手数料等は、別に徴収する。

(休学及び復学の場合の授業料及び施設設備費)

第89条 休学を許可され又は命ぜられた学生については、休学した日の属する月の翌月(休学した日が月の初日の場合は、その月とする。)から復学した日の属する月の前月(復学した日が月の末日の場合は、その月までとする。)までの授業料及び施設設備費を免除する。

2 前項の規定により免除する金額は、授業料年額及び施設設備費年額について、それぞれの金額の12分の1に相当する額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)に免除されることとなる月数を乗じて得た金額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第59条第2項の規定により、在学年数に算入することとなる期間については、免除しない。

4 休学により授業料の免除を受けていた学生が復学したときは、復学した日の属する月(復学した日が月の末日の場合は、翌月とする。)から授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(転学又は退学等の場合の授業料及び施設設備費)

第90条 学期の途中で転学又は退学を許可された場合若しくは除籍された場合においては、当該納期分までの授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

2 停学期間中も、授業料及び施設設備費は納付しなければならない。

(学年の途中で修了する場合の授業料及び施設設備費)

第91条 学年の途中で修了する見込みの者は、修了する見込みの学期までの授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(既納の入学検定料及び学生納付金等の返還)

第92条 既納の入学検定料及び学生納付金は、原則として返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、納付した者の申し出により当該各号に定める額を還付する。

- (1) 第83条第2項の規程により、前学期に係る授業料及び施設設備費を納付するときに、当該年度の後学期に係る授業料及び施設設備費を併せて納付した学生が、その年の9月30日までに休学又は退学したとき後学期に係る授業料及び施設設備費に相当する金額
- (2) 学期の途中で第56条の規定により休学を許可され又は命ぜられたとき当該学期に係る授業料及び施設設備費について、それぞれの金額の6分の1に相当する額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)に免除されることとなる月数を乗じて得た金額
- (3) その他本大学院が特に還付が必要と認めたとき必要と認めた学生納付金等の必要と認めた額(入学検定料及び学生納付金等の額その他の取扱等)

第93条 前12条に規定するもののほか、入学検定料及び学生納付金等の額及び納付時期・方法、留年した者及び外国人留学生の学生納付金、授業料及び施設設備費の減免又は猶予等の取り扱いその他必要な事項は、北翔大学学費等納付金規程の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (学生納付金改定に伴う改正)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (臨床心理学専攻の増設及び学生納付金改定等に伴う改正)

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第4条に規定する人間福祉学専攻及び臨床心理学専攻の総定員は、完成年度(平成16年度)のものであり、学年進行中の各年度の総定員は、次のとおりとする。

	人間福祉学研究科 人間福祉学専攻	人間福祉学研究科 臨床心理学専攻
平成15年度	12人	6人
平成16年度	8人	12人

附 則 (生涯学習学研究科生涯学習学専攻の新設及び学則の整備等に伴う改正)

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第4条第2項に規定する生涯学習学研究科の学生定員は、平成16年度は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	入学定員	収容定員
生涯学習学研究科	生涯学習学専攻	6人	6人

附 則 (校名変更、人間福祉学研究科人間福祉学専攻の教育課程等の変更及び同専攻において取得することができる教育職員免許状の種類に、高等学校教諭専修免許状「福祉」を追加することに伴う改正)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (教育課程改正に伴う改正)

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（大学名称の変更、法令改正による教員組織の見直し、大学院設置基準の改正、保証人に関する条項の整備、復籍に関する条項の整備、生涯学習学専攻において取得することができる教育職員免許状の種類に高等学校教諭専修免許状「家庭」、中学校教諭専修免許状「家庭」、小学校教諭専修免許状、幼稚園教諭専修免許状、特別支援学校教諭専修免許状を追加すること及び教育課程等の変更に伴う改正）
- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第69条第1項、第2項及び別表については、平成19年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（単位の授与に関する条項の整備に伴う改正）
- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（大学院委員会の審議事項及び構成員の整理、教育課程の改正に伴う改正）
- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育課程の変更に伴う改正）
- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（単位の授与等に関する条項の整備、教育課程の変更に伴う改正）
- 1 この学則は平成23年4月1日から施行する。
- 2 別表については、平成23年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（人間福祉学専攻の教育課程の変更、休学中の授業料及び施設設備費の免除に係る文言の整理に伴う改正）
- 1 この学則は平成24年4月1日から施行する。
- 2 別表については、平成24年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（生涯学習生に関する規定の廃止、長期履修に関する規定の追加に伴う改正）
（入学資格に係る条項の整備に伴う改正）
- 1 この学則は、平成24年7月27日（理事会承認の日）から施行する。
- 2 第45条の2に規定する長期履修については平成24年度入学生から適用する。

附 則（生涯スポーツ学専攻の新設及び生涯学習学専攻の教育課程の変更に伴う改正）
- 1 この学則は平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在籍する者について、なお従前の例による。
- 3 第4条第2項に規定する生涯スポーツ学専攻の学生定員は、平成25年度は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	入学定員	収容定員
生涯スポーツ学研究科	生涯スポーツ学専攻	6人	6人

- 附 則（生涯学習学専攻の教育課程の変更に伴う改正）
- 1 この学則は平成26年4月1日から施行する。
 - 2 別表については、平成26年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（人間福祉学研究科人間福祉学専攻の教育課程の変更、教育職員免許状の種類及び免許教科の変更、生涯学習学研究科生涯学習学専攻の教育課程の変更、研究指導担当者の教員資格の見直しに伴う改正）

- 1 この学則は平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在籍する者については、第20条、第43条及び第59条を除き、なお従前の例による。

附 則（学校教育法改正及び生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は平成27年4月1日から施行する。
- 2 別表については、平成27年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（人間福祉学研究科臨床心理学専攻の入学定員及び収容定員の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項に規定する人間福祉学研究科臨床心理学専攻の学生定員は、平成28年度は次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	入学定員	収容定員
人間福祉学研究科	臨床心理学専攻	4人	10人

附 則（大学院設置基準の一部改正に伴う改正及び生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻の教育課程の一部変更に伴う改正）

- 1 この学則は平成29年4月1日から施行する。
- 2 別表については、平成29年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（人間福祉学研究科人間福祉学専攻の教職課程の廃止及び教育課程の変更、人間福祉学研究科臨床心理学専攻の公認心理師受験資格科目設置及び教育課程の変更、生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻の教育課程の変更及び修了に係る単位修得方法の整備に伴う改正）

- 1 この学則は平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（生涯学習学研究科生涯学習学専攻において取得することができる教育職員免許状のうち、高等学校教諭専修免許状「保健体育」、「保健」、「家庭」、「工芸」、「情報」、及び中学校教諭専修免許状「保健体育」、「保健」、「家庭」の課程認定を取り下げること、教育職員免許法及び同施行規則の改正に伴う改正、並びに法人名称の変更、略称の統一に伴う改正）

- 1 この学則は平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。ただし、第7条、第20条についてはこれを適用する。

附 則（管理運営規程、研究科長規程及び専攻主任規程との整合を図ること、除籍の対象について整備したこと、人間福祉学研究科人間福祉学専攻及び生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 別表については、令和2年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻博士後期課程の設置に伴う改正）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
- 3 第4条第2項に規定する生涯スポーツ学専攻博士後期課程の学生定員は、完成年度のものであり、学年進行中の各年度の定員は、次のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和3年度	3人	3人
令和4年度	3人	6人

附 則（大学院設置基準の一部改正に伴う改正及び生涯学習学専攻の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（人間福祉学専攻の学生募集停止にかかる入学定員及び収容定員の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
- 3 第4条第2項の規定にかかわらず、人間福祉学専攻の学生定員については、令和4年度は次のとおりとし、当該専攻に学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

年度	入学定員	収容定員
令和4年度	0人	4人

附 則（保証人契約の適正化並びに生涯学習学専攻及び生涯スポーツ学専攻の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（人間福祉学専攻から臨床心理学専攻への専攻名称変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（授業の方法の変更並びに生涯学習学専攻及び生涯スポーツ学専攻の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在籍する者の教育課程については、なお従前の例による。

附 則（生涯学習学専攻及び生涯スポーツ学専攻の教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この学則は令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在籍する者の教育課程については、なお従前の例による。

臨床心理学研究科 臨床心理学専攻 授業科目一覧表

区分	授業科目名	単位	選択必修の授業科目区分
臨床心理学領域	臨床心理学特論Ⅰ	②	
	臨床心理学特論Ⅱ	②	
	臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	②	
	臨床心理面接特論Ⅱ	②	
	家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2	(3)
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2	(3)
	精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2	(4)
	心身医学特論	2	(4)
	障害者心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2	(4)
	心理療法特論	2	(5)
	学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2	
	コミュニティ心理学特論	2	(5)
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	
	心の健康教育に関する理論と実践	2	
基礎心理学領域	心理学研究法特論	2	(1)
	認知心理学特論	2	(2)
	生理心理学特論	2	(2)
	発達心理学特論	2	(2)
	社会心理学特論	2	(3)
演習	臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	②	
	臨床心理査定演習Ⅱ	②	
	心理学特別演習	4	(1)
実習	臨床心理基礎実習	②	
	心理実践実習Ⅰ	④	
	臨床心理実習Ⅰ (心理実践実習Ⅱ)	⑧	
	臨床心理実習Ⅱ	①	
研究指導	修士論文指導Ⅰ	②	
	修士論文指導Ⅱ	②	
	修士論文指導Ⅲ	②	

備考

- 表中○数字は、必修科目の単位数を示す。
- 学則第45条第1項に規定する43単位以上は、次の授業科目区分ごとに定める単位以上の単位を修得するものとする。
 - 必修科目：13科目33単位
 - 選択必修科目：上表の「選択必修の授業科目区分」欄に定める(1)から(5)の区分に応じ、それぞれの区分ごとに各1科目以上2単位以上、計10単位以上

生涯学習学研究科 生涯学習学専攻 授業科目一覧表

区分	授業科目名	単位	授業科目名	単位
生涯 学習学 理論 領域	生涯学習学特論	②	教育課程研究特論	2
	生涯学習行政特論	2	保育原理特論	2
	生涯学習計画特論	2	教育心理学特論	2
	生涯学習メディア特論	2	学校心理学特論	2
	生涯学習環境特論	2	生涯発達心理学特論	2
	美学芸術学特論	2	臨床心理学特論	2
	デザイン学特論	2	特別支援教育特論	2
	教育学特論	2	障害者心理学特論	2
	教育指導特論	2	障害者心理学特別演習	2
	道德教育研究特論	2	病弱教育研究	2
	教育制度特論	2	生涯学習行政論特別演習	2
	教育経営特論	2	心理検査特別演習Ⅰ	2
	教育方法特論	2	心理検査特別演習Ⅱ	2
	教職研究特論	2	学校心理学特別演習	2
生涯 学習 活動論 領域	生涯学習活動特論	②	生涯音楽指導特別演習(演奏指導)	2
	研究方法論	2	特別支援教育コーディネーター特論	2
	統計分析演習	2	特別支援教育コーディネーター実践論	2
	生涯学習施設運営特論	2	知的障害者指導特論	2
	生涯芸術特論	2	知的障害者指導特別演習	2
	生涯美術指導特論	2	肢体不自由者指導特論	2
	芸術鑑賞特論	2	肢体不自由者指導特別演習	2
	生涯音楽指導特論	2	重複障害者指導特論	2
	生涯学習活動特別演習(芸術Ⅰ)	2	発達障害者指導特論	2
	生涯学習活動特別演習(芸術Ⅱ)	2	学校教育フィールドワーク(幼・小)	1
	生涯学習活動特別演習(自然科学)	2	学校教育フィールドワーク(中・高)	1
	継続学習活動特別演習	2		
研 究 指 導	生涯学習特別研究Ⅰ	②	生涯学習特別研究Ⅲ	②
	生涯学習特別研究Ⅱ	②	生涯学習特別研究Ⅳ	②

備考

- 表中○数字は、必修科目の単位数を示す。
- 学則第45条第2項に規定する32単位以上は、次の授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。
 - 必修科目：6科目12単位
 - 選択科目：必修科目を除く全授業科目から20単位

生涯スポーツ学研究科 生涯スポーツ学専攻 修士課程 授業科目一覧表

区 分		授業科目名	単位
基礎教育領域		生涯スポーツ学特論	②
		スポーツ生理学特論	②
		リサーチ・デザイン特論	②
		データ・アナリシス演習	2
		人文社会科学特論	2
		学校教育フィールドワーク	1
応用教育研究領域	スポーツ科学研究分野	健康医科学特論	2
		トレーニング科学特論	2
		スポーツバイオメカニクス特論	2
		アスレティックリハビリテーション特論	2
		スポーツ栄養学特論	2
		スポーツ心理学特論	2
		スポーツコンディショニング特論	2
	生涯スポーツ学研究分野	スポーツ社会学特論	2
		休養・睡眠学特論	2
		老年学特論	2
		冬季スポーツ指導特論	2
		アクアフィットネス特論	2
		アダプテッドスポーツ特論	2
		スポーツマネジメント特論	2
研究指導		特別研究指導Ⅰ	②
		特別研究指導Ⅱ	②
		特別研究指導Ⅲ	②
		特別研究指導Ⅳ	②

備 考

- 1 表中の○数字は、必修科目の単位数を示す。
- 2 学則第45条第3項に規定する32単位以上は、次の授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。
 - (1) 必修科目：7科目14単位
 - (2) 選択科目：必修科目を除く全授業科目から18単位

生涯スポーツ学研究科 生涯スポーツ学専攻 博士後期課程 授業科目一覧表

区 分		授業科目名	単 位
共通科目		Sports Academic English	②
専 門 科 目	ス ポ ー ツ 科 学 研 究 分 野	スポーツ医科学特殊研究	2
		スポーツ生理学特殊研究	2
		スポーツバイオメカニクス特殊研究	2
		アスレティックリハビリテーション特殊研究	2
		スポーツ栄養学特殊研究	2
		スポーツ心理学特殊研究	2
	生 涯 ス ポ ー ツ 学 研 究 分 野	生涯スポーツ学特殊研究	2
		スポーツ老年学特殊研究	2
		休養・睡眠学特殊研究	2
		健康運動科学特殊研究	2
		アクアフィットネス特殊研究	2
		冬季スポーツ指導特殊研究	2
研究指導	特別研究指導Ⅰ	④	
	特別研究指導Ⅱ	④	
	特別研究指導Ⅲ	④	

備 考

- 1 表中の○数字は、必修科目の単位数を示す。
- 2 学則第45条第3項に規定する16単位以上は、次の授業科目区分ごとに定める単位数以上の単位を修得するものとする。
 - (1) 必修科目：4科目14単位
 - (2) 選択科目：1科目2単位

2. 北翔大学 学位規程

(趣旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、北翔大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、北翔大学学則(平成9年4月1日施行)及び北翔大学大学院学則(平成13年4月1日施行)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学士、修士及び博士の学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。

2 前項に規定する学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	専攻分野の名称
生涯スポーツ学部	スポーツ教育学科	スポーツ教育学
	健康福祉学科	健康福祉学
教育文化学部	教育学科	教育学
	芸術学科	芸術学
	心理カウンセリング学科	心理カウンセリング学

3 第1項に規定する修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科	専 攻	専攻分野の名称
臨床心理学研究科	臨床心理学専攻	臨床心理学
生涯学習学研究科	生涯学習学専攻	生涯学習学
生涯スポーツ学研究科	生涯スポーツ学専攻	スポーツ科学

4 第1項に規定する博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科	専 攻	専攻分野の名称
生涯スポーツ学研究科	生涯スポーツ学専攻	スポーツ科学

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項の規定にかかわらず、博士の学位は、本学大学院博士後期課程を修了しない者であっても、学位論文審査料を納付のうえ、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院博士後期課程修了者と同等以上の学力があると認められる場合には、授与することができる。

5 本学大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、退学した者が、再入学せずに論文を提出するときは、前項の規定によるものとする。

(修士論文又は博士論文の審査及び試験の基準・方法並びに審査委員会)

第4条 修士論文又は博士論文の審査及び試験は、本学大学院研究科の審査委員会が行う。

2 修士論文又は博士論文の審査及び試験に関する基準・方法並びに審査委員会に関する事項については、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(合否の決定・学位の授与)

第5条 修士論文又は博士論文の審査及び試験の合否は、審査委員会による結果及び研究科委員会の議を経て学長が決定する。

2 学長は、前項に基づき修士又は博士の学位を授与すべき者に対し、所定の学位記を授与する。

(論文要旨等の公表)

第6条 本学大学院は博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表したときは、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学大学院の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学大学院は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の報告)

第7条 本学大学院が博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3か月以内に、別表第4による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位の取消)

第8条 学位を授与された者が、不正な方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会又は大学院委員会の議決に基づいて、授与した学位を取り消すものとする。

2 前項の規定により学位を取り消された者は、その学位記を本学に返付しなければならない。

(学位記の授与日)

第9条 学位記を授与する月は、毎年3月又は9月とし、授与する日については、教授会及び大学院委員会の議に基づき、学長が定めた日とする。

(学位の名称)

第10条 本学において学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(学位記の様式)

第11条 学位記の様式は、別表第1のとおりとする。

2 前項に規定する学位記に併記する英文表記中、第2条第2項に規定する学部、学科及び専攻分野の名称並びに同条第3項及び第4項に規定する研究科、専攻及び専攻分野の名称の英文表記は、別表第2の(1)、(2)及び(3)のとおりとする。

3 第1項に規定する学位記に付記する記号は、別表第3の(1)、(2)及び(3)のとおりとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、博士の学位の授与に関し必要な事項は北翔大学博士学位細則に定める。

(改正)

第13条 この規程の改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、北海道女子大学に在学し卒業する者は、北海道女子大学の名称を用いるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成14年3月5日から施行する。
- 2 この規程中「本学」とあるのは、本規程の施行日に、北海道女子大学に在学する者にあつては、「北海道女子大学」と読み替えて適用するものとする。

附 則（人間福祉学研究科に臨床心理学専攻を新設したことに伴う改正）

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（大学院に生涯学習学研究科生涯学習学専攻を新設したこと並びに生涯学習システム学部の健康プランニング学科及び芸術メディア学科の卒業生に授与する学士の学位に付記する専攻分野の名称を変更したことに伴う改正）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（校名変更及び学習コーチング学科設置に伴う改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（人間福祉学部介護福祉学科を地域福祉学科に、生活福祉学科を医療福祉学科に名称変更したこと、人間福祉学部福祉心理学科の卒業生に授与する学士の学位に付記する専門分野の名称を変更したこと、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の設置及び生涯学習システム学部健康プランニング学科の廃止に伴う改正）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（大学院生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻の設置に伴う改正）

- 1 この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則（生涯スポーツ学部健康福祉学科及び教育文化学部教育学科、芸術学科、心理カウンセリング学科の設置、並びに人間福祉学部地域福祉学科、医療福祉学科、福祉心理学科及び生涯学習システム学部芸術メディア学科、学習コーチング学科の廃止に伴う改正）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（大学院生涯スポーツ学研究科生涯スポーツ学専攻博士後期課程設置に伴う改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（大学院人間福祉学研究科人間福祉学専攻の学生募集停止に伴う改正）

- 1 この規程は、令和5年3月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 令和4年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（北翔大学博士学位細則の制定に伴う改正）

- 1 この規程は、令和5年12月20日から施行し、令和3年度入学生から適用する。

附 則（生涯スポーツ学部健康福祉学科の介護福祉士養成課程の廃止、並びに大学院人間福祉学研究科から臨床心理学研究科への研究科名称変更に伴う改正）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

北翔大学 博士学位細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、北翔大学学位規程（以下「規程」という。）第12条の規定に基づき、博士の学位の授与に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において「課程博士」とは、規程第3条第3項の規定により授与される博士の学位をいい、「論文博士」とは、規程第3条第4項又は第5項の規定により授与される博士の学位をいう。

第2章 課程博士の学位論文

(研究進捗報告会)

第3条 本学大学院博士後期課程の修了を予定している者は、公開で行う研究進捗報告会において、研究内容を発表しなければならない。

- 2 研究進捗報告会の実施時期、実施方法等については、別に定める。

(学位論文の提出資格)

第4条 学位論文を提出することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 博士後期課程に3年以上在学する者で、所定の単位を修得した者又は学位論文提出日の属する学期末までに修得する見込みが確実な者で、指導教員が提出を認めた者
 - (2) 博士後期課程に1年以上在学する者で、研究科委員会が北翔大学大学院学則第66条第3項ただし書に該当すると認めた者
- 2 前項に定めるもののほか、学位論文を提出することができる者は、筆頭著者として査読付き論文の掲載が2編以上決定されていること、及び国際学術会議での研究発表を1回以上行っていることを必要とする。なお、査読付き論文2編のうち、少なくとも1編は、日本スポーツ体育健康科学学術連合または日本学術会議に登録された関連する学会が発行する審査規定が明記された学術誌に掲載された論文とする。国際学術誌においては、スポーツ健康体育分野に関連し、査読基準が明確な国際学術団体が発行する論文であること。いわゆる「Predatory Journal」(捕食ジャーナル)を除くものとする。
- 3 前項に定める査読付き論文2編については、本学博士後期課程入学以降に掲載が決定された論文とする。
 - 4 第1項第2号に規定する者は、学位論文の提出に先立ち、早期修了の適用に係る審査を経なければならない。
 - 5 早期修了の適用に係る審査の取扱いについては、別に定める。

(学位論文等の提出方法等)

第5条 学位論文を提出しようとする者は、指導教員の承認を得て、次の各号に掲げる申請書類を、学長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願 (別紙様式第1号)
- (2) 学位論文 (正本1部、副本3部)(主論文1編、副論文1編)
- (3) 学位論文概要 4部 (別紙様式第2号)
- (4) 論文目録 4部 (別紙様式第3号)
- (5) 履歴書 1部 (別紙様式第4号)
- (6) 許諾書 1部 (別紙様式第5号)

2 前項第6号の許諾書において、全文の公表の一時的な保留を希望した場合、保留事由の消滅後速やかに「博士論文(全文)公表の一時的な保留事由消滅に係る届出書(別紙様式第6号)」を、学長に提出するものとする。

3 学位論文等の提出期間は、次のとおりとする。

- (1) 3月修了予定者 1月中旬～下旬
- (2) 9月修了予定者 6月中旬～下旬

(学位論文受理の決定)

第6条 学位論文の受理の可否は、研究科委員会において決定するものとする。

(審査委員会)

第7条 審査委員会は、主査1名、副査2名以上で構成する。主査は博士後期課程の研究指導教員とする。副査は博士後期課程の専任教員(合教員以上)とし、1名は研究科委員会での承認を得て、審査対象論文に関わる専門分野の知見を有する外部の研究者に委嘱することができる。

2 指導教員は、学位論文ごとに審査委員候補者として、学位論文審査委員会委員推薦書(別紙様式第7号)により、学長に推薦するものとする。

3 第1項の定めにより、副査を外部の研究者に委嘱する場合は当該委員候補者の履歴書(別紙様式第8号)を添付しなければならない。

4 審査委員会の委員は、研究科委員会において選出し、学長が決定する。

(学位論文の審査)

第8条 学位論文の審査は、予備審査と本審査の2回に分けて行う。審査委員会は論文審査と口頭試問からなる予備審査を別に定める日までに行うものとする。

2 審査委員会は、当該学生に対して予備審査の期日及び方法を当該審査日の7日前までに通知しなければならない。

3 学位論文の審査基準は、別に定める。

4 本審査は、予備審査に合格した者を対象に行うものとし、次条に規定する博士論文発表審査会をもってあてる。

5 審査委員会は、必要に応じて再度、学位論文の審査(再審査)を実施することができるものとする。

(博士論文発表審査会)

第9条 審査委員会は、博士論文発表審査会を公開で行わなければならない。

2 審査委員会は、前項の博士論文発表審査会を行うときは、期日及び方法等を当該発表会の7日前までに公示しなければならない。

3 審査委員会の委員及び博士後期課程の専任教員は、博士論文発表審査会に必ず出席しなければならない。

(研究科委員会への報告)

第10条 研究科委員会への報告は、学位論文審査結果報告書(別紙様式第9号)により審査終了後7日以内に行うものとする。

(学長への報告)

第11条 審査結果の学長への報告は、博士後期課程修了審議結果報告書(別紙様式第10号)により行うものとする。

第3章 論文博士の学位論文

(学位論文の提出資格)

第12条 論文博士の学位論文を提出することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。なお、当該学位論文の内容に関連のある本学博士後期課程研究指導教員1名の承諾を得るものとする。

(1) 博士後期課程に3年以上在学する者で、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者

(2) 規程第3条第4項に規定する学位(博士(スポーツ科学))を希望する者のうち、前号に掲げる者と同等以上の研究歴を有する者

2 前項第2項の研究歴とは次の各号に掲げるものとする。

(1) 大学、短期大学及び高等専門学校で教職員として研究に従事した期間

(2) 大学の研究生として研究に従事した期間

(3) 大学院の学生として在学した期間

(4) 官公庁、会社等において研究に従事した期間

(5) その他、研究科委員会において前各号と同等以上と認める研究に従事した期間

3 第1項に定めるもののほか、学位論文を提出することができる者は、筆頭著者として査読付き論文の掲載が3編以上(主論文1編、副論文2編以上)を基に作成した博士論文であることを必要とする。なお、査読付き論文3編のうち、少なくとも2編は、日本スポーツ体育健康科学学術連合または日本学術会議に登録された関連する学会が発行する審査規定が明記された学術誌に掲載された論文とする。国際学術誌においては、スポーツ健康体育分野に関連し、査読基準が明確な国際学術団体が発行する論文であること。いわゆる「Predatory Journal」(捕食ジャーナル)を除くものとする。

4 前項に定める査読付き論文のうち、少なくとも1編は、学位論文提出日から逆算して3年以内に投稿された論文とする。

5 規程第3条第5項に規定する者のうち、退学の日から起算して3年以内に学位の授与の申請を行う者の博士論文の提出条件等は、第4条第2項を適用するものとする。

(外国語試験)

第13条 論文博士の学位を受けようとする者は、あらかじめ本学が実施する外国語試験に合格していなければならない。ただし、TOEIC又はTOEFLの試験結果の提出をもって代えることができる。

2 外国語試験は、英語とする。

- 3 外国語試験の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- 4 論文博士の学位を受けようとする者のうち、次のいずれかに該当する者は外国語試験を免除することができる。

- (1) 第12条第1項第1号に規定する者で、退学後3年以内に学位論文の提出を予定している者
- (2) 経歴及び研究業績により、英語力があると研究科委員会が認める者
(学位論文等の提出方法等)

第14条 学位論文を提出しようとする者は、次の各号に掲げる申請書類に学位論文審査料を添えて、学長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願（別紙様式第11号）
 - (2) 学位論文（正本1部、副本3部）（主論文1編、副論文2編）
 - (3) 学位論文概要 4部（別紙様式第2号）
 - (4) 論文目録 4部（別紙様式第3号）
 - (5) 履歴書 1部（別紙様式第4号）
 - (6) 最終学歴の卒業（修了）証明書 1通
 - (7) 研究業績書（別紙様式第12号） 4部
 - (8) 審査依頼書（別紙様式第13号）
 - (9) 許諾書 1部（別紙様式第5号）
- 2 前項第9号の許諾書において、全文の公表の一時的な保留を希望した場合、保留事由の消滅後速やかに「博士論文（全文）公表の一時的な保留事由消滅に係る届出書（別紙様式第6号）」を、学長に提出するものとする。
 - 3 学位論文等の提出期限は、5月末日又は12月末日のいずれかとする。
(学位論文受理の決定)

第15条 学位論文の受理の可否は、研究科委員会において決定するものとする。
(審査委員会)

第16条 審査委員会は、主査1名、副査2名以上で構成する。主査は第12条第1項に定める本学博士後期課程研究指導教員とする。副査は博士後期課程の専任教員（合教員以上）とし、1名は研究科委員会での承認を得て、審査対象論文に関わる専門分野の知見を有する外部の研究者に委嘱することができる。

- 2 指導教員は、学位論文ごとに審査委員候補者として、学位論文審査委員会委員推薦書（別紙様式第7号）により、学長に推薦するものとする。
- 3 第1項の定めにより、副査を外部の研究者に委嘱する場合は当該委員候補者の履歴書（別紙様式第8号）を添付しなければならない。
- 4 審査委員会の委員は、研究科委員会において選出し、学長が決定する。
(学位論文の審査)

第17条 学位論文の審査は、予備審査と学力の確認において行う。審査委員会は論文審査と口頭試問からなる予備審査を別に定める日までに行うものとする。

- 2 審査委員会は、当該学生に対して予備審査の期日及び方法を当該審査日の7日前までに通知しなければならない。
- 3 学位論文の審査基準は、別に定める。
- 4 学力の確認は、予備審査に合格した者を対象に行うものとし、次条に規定する博士論文発表審査

会をもってあてる。

5 審査委員会は、必要に応じて再度、学位論文の審査（再審査）を実施することができるものとする。

（博士論文発表審査会）

第18条 審査委員会は、博士論文発表審査会を公開で行わなければならない。

2 審査委員会は、前項の博士論文発表審査会を行うときは、期日及び方法等を当該発表会の7日前までに公示しなければならない。

3 審査委員会の委員及び博士後期課程の専任教員は、博士論文発表審査会に必ず出席しなければならない。

（研究科委員会への報告）

第19条 研究科委員会への報告は、学位論文審査・学力の確認結果報告書（別紙様式第14号）により審査終了後7日以内に行うものとする。

（学長への報告）

第20条 審査結果の学長への報告は、論文博士の学位授与審議結果報告書（別紙様式第15号）により行うものとする。

第4章 雑則

（雑則）

第21条 この細則に規定するもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（改正）

第22条 この細則の改正は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、令和5年12月20日から施行し、令和3年度入学者から適用する。

3. 北翔大学大学院 長期履修規程

（目的）

第1条 この規程は、北翔大学大学院学則第45条の2第2項の規定に基づき、長期履修の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 長期履修を申請できる者は、北翔大学大学院に入学を志願する者又は在籍する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、臨床心理学研究科に入学を志願する者及び在籍する者を除く。また、在籍者においては修士課程にあっては1年次に在籍する者、博士後期課程にあっては1年次又は2年次に在籍する者に限る。

- (1) 職業等を有している者
- (2) 子の養育又は家族の介護等を行う者
- (3) その他やむを得ない事情を有すると認められる者

（履修期間）

第3条 長期履修の履修期間は修士課程にあつては3年又は4年、博士後期課程にあつては4年、5年又は6年とする。

(在学年限)

第4条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の在学年限は、学則第23条第2項の定めるところによる。

(手続)

第5条 長期履修を希望する者は、入学志願者においては入学者選抜の入学願書出願時に、在籍者においては長期履修開始年度の前年度の1月末日までに、別紙申請書（別紙様式1-1 入学志願者用又は1-2 在籍者用）に次の書類を添付して学長に申請するものとする。ただし、申請は入学志願時、在籍時をとおして1度限りとする。また、在籍者は申請日までに当該学期の学費等納付金を全て納付していなければならない。

(1) 第2条第1号に該当する者

在職証明書又は就業が確認できる書類

(2) 第2条第2号又は第3号に該当する者

当該事実若しくは事情を証する理由書

2 前項の申請については、研究科委員会の議を経て学長が許可する。

(履修期間の変更)

第6条 長期履修学生は、認められた履修期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。）を1度に限り申し出ることができるものとする。

2 修士課程在籍者で履修期間の短縮を希望する者は2年次の9月末日までに、長期履修の取止めを希望する者は1年次の9月末日までに、博士後期課程在籍者で履修期間の短縮を希望する者は3年次の9月末日までに、長期履修の取止めを希望する者は、2年次の9月末日までに、履修期間短縮・取止め申請書（別紙様式2）により申し出るものとし、その可否は研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(学費等)

第7条 長期履修学生の学費等納付金は学費等納付金規程に定める。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修の取扱いに関し必要な事項は、各研究科において定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は平成24年7月27日（理事会における学則変更承認日）から施行し、平成24年度入学生から適用する。

附 則（対象者変更に伴う改正）

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則（博士後期課程設置に伴う改正）

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則（人間福祉学研究科から臨床心理学研究科への研究科名称変更に伴う改正）

- 1 この規程は令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

4. 北翔大学大学院 教職課程履修規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学大学院学則（平成13年4月1日施行。以下「大学院学則」という。）第69条第3項の規定に基づき、北翔大学大学院（以下「本大学院」という。）に置く教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教育職員免許状（以下「免許状」という。）授与の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(免許状の種類)

第2条 本大学院において、取得することができる免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科・専攻	免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
生涯学習学 研究科 生涯学習学 専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	音楽、美術
	高等学校教諭専修免許状	音楽、美術
	特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者・肢体不自由者・病弱者
生涯スポーツ学 研究科 生涯スポーツ学 専攻	中学校教諭専修免許状	保健体育
	高等学校教諭専修免許状	保健体育

(教職課程の履修資格)

第3条 前条に規定する免許状を得ようとする学生で、教職課程を履修することができる者は、原則として、次の各号に該当すると認めたとする。

- (1) 学力が優良で、出席が常である者
- (2) 大学院学則第66条に規定する本大学院修士課程の修了要件を満たす見込みがある者
- (3) その他教育職員免許法第5条に規定する免許状の授与が見込まれる者

(教職課程の教育課程)

第4条 本大学院に置く教職課程の教育課程は、第2条に規定する免許状の種類に応じて、次の各号に掲げる科目の区分により開講する授業科目をもって編成する。

- (1) 大学が独自に設定する科目
 - ① 教科及び教科の指導法に関する科目
 - ② 教育の基礎的理解に関する科目
 - ③ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
 - ④ 教育実践に関する科目
- (2) 特別支援教育に関する科目

(教職課程の履修及び単位の修得方法)

第5条 教職課程を履修し、第2条に規定する専修免許状を得ようとする者は、それぞれ同種の1種免許状を取得している者で、基礎資格として修士の学位を取得し、所有している免許状の種類及び免許教科の区分に応じ、それぞれ別表第1から別表第2に定めるところにより必要な単位を修得しなければならない。

(教職課程の履修届及び辞退届)

第6条 教職課程を履修しようとする学生は、各学期の始めの所定の期日までに教職課程の履修を登録しなければならない。

2 前項の登録をしていない学生は、教職課程を履修することができない。

3 教職課程を履修している学生が、教職課程の履修を中止しようとするときは、各学期の始めの所定の期日までに教職課程の履修を取り消さなければならない。

(教職課程科目の履修登録)

第7条 教職課程を履修し、別表第1から別表第2に規定する科目を履修するときは、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

2 前項の履修登録及び授業科目の履修は、学則第46条の規定によるものとする。

(教育職員免許状の申請手続き)

第8条 教育職員免許状の申請に関する手続きは、教職センターにおいて行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、教職課程の履修に関し必要な事項は、当該研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

附 則 (校名変更、人間福祉学研究科人間福祉学専攻に置かれている教職課程の免許状に、新たに福祉の免許状を加えること及び教育課程の一部が変更されたこと並びに機構改正に伴う改正)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

2 平成17年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (規程の整備等に伴う改正)

1 この規程は、平成17年7月12日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

2 平成17年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (教育課程の改正に伴う改正)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。

2 平成18年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (生涯学習学研究科生涯学習学専攻に置かれている教職課程の免許状に、新たに高等学校教諭専修免許状(家庭)、中学校教諭専修免許状(家庭)、小学校教諭専修免許状、幼稚園教諭専修免許状、及び特別支援学校教諭専修免許状を加えること、並びに教育課程の変更に伴う改正)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度入学者から適用する。
- 2 平成19年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（校名変更に伴う改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（機構改編に伴う改正）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。但し、別表第2については平成23年度入学生から適用する。

- 2 平成24年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（生涯スポーツ学専攻科生涯スポーツ学専攻設置に伴い、中学校教諭専修免許状（保健体育）と高等学校教諭専修免許状（保健体育）の教職課程を設置すること、条項の整備及び教育課程の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に本学に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（人間福祉学研究科人間福祉学専攻に置かれている中学校教諭専修免許状（家庭）と高等学校教諭専修免許状（家庭）の課程認定を取り下げること及び規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育課程の改正に伴う改正）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（人間福祉学研究科人間福祉学専攻に置かれている高等学校教諭専修免許状（福祉）の課程認定を取り下げること、並びに教育課程の変更及び規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（生涯学習学専攻科生涯学習学専攻に置かれている高等学校教諭専修免許（保健体育・保健・家庭・工芸・情報）及び中学校教諭専修免許状（保健・体育・保健・家庭）の課程認定を取り下げること、並びに教育職員免許法及び同施行規則の改正並びに規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（大学院の略記の改正に伴う改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（教育課程の改正に伴う改正）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（教育課程の変更並びに規程の整備に伴う改正）

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。
附 則（教育課程の変更及び規程の整備に伴う改正）
- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に本学に在籍する者については、なお従前の例による。

(令和7年度以降入学生適用)

別表第1の1 (第5条関係) 生涯学習学研究科 生涯学習学専攻
幼稚園教諭専修免許状

区分	授業科目名	単位数	備 考
大学が独自に設定する科目	生涯学習学特論	②	必修4単位を含み、合計24単位以上修得すること。
	生涯学習活動特論	②	
	教育学特論	2	
	教育指導特論	2	
	教育心理学特論	2	
	学校心理学特別演習	2	
	心理検査特別演習Ⅰ	2	
	心理検査特別演習Ⅱ	2	
	教育制度特論	2	
	教育経営特論	2	
	教職研究特論	2	
	教育課程研究特論	2	
	保育原理特論	2	
	学校心理学特論	2	
	生涯発達心理学特論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法特論	2	
	臨床心理学特論	2	
教育実践に関する科目	学校教育フィールドワーク(幼・小)	1	

備 考

表中○数字は、必修科目の単位数を示す。

(令和7年度以降入学生適用)

別表第1の2 (第5条関係) 生涯学習学研究科 生涯学習学専攻
小学校教諭専修免許状

区分	授業科目名	単位数	備 考
大学が独自に設定する科目	生涯学習学特論	②	必修4単位を含み、合計24単位以上修得すること。
	生涯学習活動特論	②	
	教育学特論	2	
	教育指導特論	2	
	教育心理学特論	2	
	学校心理学特別演習	2	
	心理検査特別演習Ⅰ	2	
	心理検査特別演習Ⅱ	2	
	教育制度特論	2	
	教育経営特論	2	
	教職研究特論	2	
	教育課程研究特論	2	
	学校心理学特論	2	
	生涯発達心理学特論	2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法特論	
道徳教育研究特論		2	
臨床心理学特論		2	
教育実践に関する科目	学校教育フィールドワーク(幼・小)	1	

備 考

表中○数字は、必修科目の単位数を示す。

(令和7年度以降入学生適用)

別表第1の3 (第5条関係) 生涯学習学研究科 生涯学習学専攻
 中学校教諭専修免許状「音楽」及び高等学校教諭専修免許状「音楽」

区分		授業科目名	単位数	備 考
大学が独自に設定する科目	教育の基礎的理解に関する科目	生涯学習学特論	②	必修4単位を含み、合計24単位以上修得すること。
		生涯学習活動特論	②	
		生涯学習計画特論	2	
		生涯学習メディア特論	2	
		教育学特論	2	
		教育指導特論	2	
		教育心理学特論	2	
		学校心理学特別演習	2	
		心理検査特別演習Ⅰ	2	
		心理検査特別演習Ⅱ	2	
		教育制度特論	2	
		教育経営特論	2	
		学校心理学特論	2	
	生涯発達心理学特論	2		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法特論	2	
臨床心理学特論		2		
教育実践に関する科目	学校教育フィールドワーク(中・高)	1		

備 考

表中○数字は、必修科目の単位数を示す。

(令和7年度以降入学生適用)

別表第1の4 (第5条関係) 生涯学習学研究科 生涯学習学専攻
 中学校教諭専修免許状「美術」及び高等学校教諭専修免許状「美術」

区分	授業科目名	単位数	備 考	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	デザイン学特論	2	必修4単位を含み、合計24単位以上修得すること。
		美学芸術学特論	2	
		生涯芸術特論	2	
		生涯美術指導特論	2	
		芸術鑑賞特論	2	
	教育の基礎的理解に関する科目	生涯学習学特論	②	
		生涯学習活動特論	②	
		生涯学習メディア特論	2	
		教育学特論	2	
		教育指導特論	2	
		教育心理学特論	2	
		学校心理学特別演習	2	
		教育制度特論	2	
		教育経営特論	2	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育方法特論	2	
		臨床心理学特論	2	
教育実践に関する科目	学校教育フィールドワーク (中・高)	1		

備 考

表中○数字は、必修科目の単位数を示す。

(令和6年度以降入学生適用)

別表第1の5 (第5条関係) 生涯学習学研究科 生涯学習学専攻
特別支援学校教諭専修免許状

区分	授業科目名	単位数	中心となる領域	含む領域	備考
特別支援教育に関する科目	特別支援教育特論	②			合計必修24単位を修得すること。
	障害者心理学特論	②	知的障害者	肢体不自由者 病弱者	
	障害者心理学特別演習	②	発達	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者	
	特別支援教育コーディネーター特論	②	発達	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者	
	特別支援教育コーディネーター実践論	②	発達	視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者	
	知的障害者指導特論	②	知的障害者		
	知的障害者指導特別演習	②	知的障害者		
	肢体不自由者指導特論	②	肢体不自由者		
	肢体不自由者指導特別演習	②	肢体不自由者		
	病弱教育研究	②	病弱者		
	重複障害者指導特論	②	重複		
	発達障害者指導特論	②	発達		

備考

表中○数字は、必修科目の単位数を示す。

(令和7年度以降入学生適用)

別表第2 (第5条関係) 生涯スポーツ学研究科 生涯スポーツ学専攻
中学校教諭専修免許状「保健体育」及び高等学校教諭専修免許状「保健体育」

区分		授業科目名	単位数	備 考
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	生涯スポーツ学特論	②	必修4単位を含み、合計24単位以上修得すること。
		スポーツ心理学特論	2	
		冬季スポーツ指導特論	2	
		アダプテッドスポーツ特論	2	
		スポーツバイオメカニクス特論	2	
		スポーツ生理学特論	②	
		トレーニング科学特論	2	
		アスレティックリハビリテーション特論	2	
		休養・睡眠学特論	2	
		健康医科学特論	2	
		スポーツ栄養学特論	2	
		スポーツコンディショニング特論	2	
		スポーツ社会学特論	2	
		アクアフィットネス特論	2	
		スポーツマネジメント特論	2	
	教育実践に関する科目	学校教育フィールドワーク	1	

備 考

表中○数字は、必修科目の単位数を示す。

5. 北翔大学大学院 公認心理師受験資格取得に関する履修規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学大学院学則（以下「学則」という。）第69条の2の規定に基づき、北翔大学大学院（以下「本学」という。）に置く公認心理師法（平成27年法律第68号）に規定する公認心理師の受験資格を得るための科目の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(公認心理師受験資格)

第2条 公認心理師の受験資格を得ようとする者は、本学臨床心理学研究科臨床心理学専攻において、所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(定義)

第3条 公認心理師（公認心理師法第2条）とは、その名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- (1) 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること
- (2) 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと
- (3) 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと
- (4) 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと

(公認心理師受験資格の取得と必要な科目)

第4条 公認心理師受験資格（公認心理師法第7条第1号）は、大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業した者で、かつ、大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目（別表1）を修めてその課程を修了した者に与えられる。

(実習科目の履修に係る費用の納付)

第5条 心理実践実習Ⅰおよび臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）を履修する者は、学則第86条及び学費等納付金規程に定める実習に要する費用を、所定の期日までに納付しなければならない。

(改正)

第6条 この規程の改正は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（人間福祉学研究科から臨床心理学研究科への研究科名称変更に伴う改正）

- 1 この規程は令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

別表1 公認心理師受験資格に関する科目一覧表

施行規則に定める基準 指定科目名	本学基準		
	授業科目	単位数	備考
保健医療分野に関する理論と支援の展開	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	
福祉分野に関する理論と支援の展開	障害者心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2	
教育分野に関する理論と支援の展開	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2	
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2	
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	
心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	
心理支援に関する理論と実践	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2	
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2	
心の健康教育に関する理論と実践	心の健康教育に関する理論と実践	2	
心理実践実習	心理実践実習Ⅰ	4	150時間
	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）	8	300時間
合 計		30	

6. 北翔大学 聴講生規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学学則（以下「本学学則」という。）第76条第3項、北翔大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第73条第2項及び北翔大学短期大学部学則（以下「短期大学部学則」という。）第68条第2項の規定に基づき、北翔大学（以下「本学」という。）、北翔大学大学院（以下「大学院」という。）及び北翔大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）における聴講生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入学資格)

第2条 本学の学部、大学院の研究科及び短期大学部（以下「学部等」という。）に聴講生として入学することができる者は、当該授業科目を聴講する学力があると認められる者とする。

(出願手続)

第3条 入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に定める書類に入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 願書（別紙様式第1）
- (2) 履歴書（別紙様式第2）
- (3) 最終学校の卒業（見込）証明書
- (4) 大学等に在学している場合は、在学証明書（第2号の卒業見込みの場合を除く。）
- (5) 大学等に聴講生、科目等履修生又は研究生等として在籍したことがある者については、その在籍期間証明書
- (6) その他本学、大学院及び短期大学部が必要とする書類・証明書等

2 次の各号に掲げる場合には前項に規定する書類の提出は要しない。

- (1) 本学の学部等を卒業又は修了した者（見込みの者を含む。以下同じ。）については、第1項第3号に掲げる証明書
- (2) 本学の学部等に聴講生、科目等履修生又は研究生等として在籍したことがある者については、当該在籍期間に係る第1項第5号に掲げる在籍期間証明書
- (3) 本学及び大学院の研究生については、第1項第2号から第5号に掲げる証明書
- (4) 聴講期間の終了後引き続き同一年度の後学期又は翌年度の学年の始めに入学を志願するときは、第1項第2号から第5号に掲げる証明書等

(選考及び入学許可)

第4条 前条の願出があった者について、教授会又は研究科委員会において選考を行い、学長が入学を許可する。

2 前項の選考は、聴講しようとする授業科目ごとに選考を行い、必要に応じ相応の試験を課すことができる。

3 第1項の入学を許可された者に対し、学長は、別紙様式第3による聴講生入学許可書を交付する。

4 聴講生には、別に定める聴講生証を交付する。

(入学手続)

第5条 入学許可書を交付された者は、所定の期日までに、入学に必要な手続きをとらなければならない。

2 前項の手続きを所定の期日までにとらなかった者は、入学を辞退したものとみなし、入学許可を

取り消す。

(入学の時期)

第6条 聴講生の入学の許可は、学則に定める前学期・後学期の開始日とする。ただし履修期間を特別に定めて開講する場合は当該授業科目の開講の日とする。

(聴講期間)

第7条 聴講生の授業科目の聴講期間は、1年又は6ヶ月とする。ただし、履修期間を特別に定めて開講する場合は当該授業科目の開講期間とする。

(聴講した授業科目の単位)

第8条 聴講生には、聴講した授業科目についての単位は、授与しない。

(施設等の利用)

第9条 聴講生は、別に定めがある場合を除き、本学、大学院及び短期大学部の施設等を利用することができる。

(退学)

第10条 聴講生が退学しようとするときは、別紙様式第4による聴講生退学願に事由を記して学長に提出し、許可を受けなければならない。

(諸規則の遵守及び除籍)

第11条 聴講生は、本学、大学院及び短期大学部の諸規則を遵守しなければならない。

2 聴講生が本学、大学院及び短期大学部の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があったとき、若しくは、疾病その他正当な理由がなく学修を怠り成業の見込みがないと認められる場合は、教授会等の議を経て、学長が除籍する。

(入学検定料等)

第12条 聴講生の入学検定料、入学金及び聴講料の額並びに納付方法等の取り扱いその他必要な事項は、北翔大学学費等納付金規程の定めるところによる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、教授会等の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第14条 この規程の改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成16年1月13日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

附 則 (出願手続き提出書類のうち、健康診断書を削除したことに伴う改正)

1 この規程は、平成16年10月5日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

附 則 (校名変更及び学科名称変更等に伴う改正)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (規程の整備に伴う改正)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (大学・短期大学の事務組織改正に伴う改正)

この規程は、平成20年12月2日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則（事務組織再編に伴う改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（入学手続未了者の規定整備に伴う改正）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

7. 北翔大学 科目等履修生規程

（目的）

第1条 この規程は、北翔大学学則（以下「本学学則」という。）第77条第3項、北翔大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第74条第2項及び北翔大学短期大学部学則（以下「短期大学部学則」という。）第69条第2項の規定に基づき、北翔大学（以下「本学」という。）、北翔大学大学院（以下「大学院」という。）及び北翔大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）における科目等履修生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（入学資格）

第2条 本学の学部、大学院の研究科及び短期大学部（以下「学部等」という。）に科目等履修生として入学することができる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 履修を希望する授業科目を履修する学力があると認められる者
- (2) 単位を修得することを希望する者

（出願手続）

第3条 入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に定める書類に入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 願書（別紙様式第1）
- (2) 履歴書（別紙様式第2）
- (3) 最終学校の卒業（見込）証明書
- (4) 大学等に在学している場合は、在学証明書（第2号の卒業見込みの場合を除く。）
- (5) 大学等に聴講生、科目等履修生又は研究生等として在籍したことがある者については、その在籍期間証明書
- (6) その他本学、大学院及び短期大学部が必要とする書類・証明書等

2 次の各号に掲げる場合には前項に規定する書類の提出は要しない。

- (1) 本学の学部等を卒業又は修了した者（見込みの者を含む。以下同じ。）については、第1項第3号に掲げる証明書
- (2) 本学の学部等に聴講生、科目等履修生又は研究生等として在籍したことがある者については、当該在籍期間に係る第1項第5号に掲げる在籍期間証明書
- (3) 本学の学部等の聴講生並びに本学及び大学院の研究生については、第1項第2号から第5号に掲げる証明書等
- (4) 履修期間の終了後引き続き同一年度の後学期又は翌年度の学年の始めに入学を志願するときは、第1項第2号から第5号に掲げる証明書等

（選考及び入学許可）

第4条 前条の願出があった者について、教授会又は研究科委員会において選考を行い、学長が入

学を許可する。

2 前項の選考は、履修しようとする授業科目ごとに行い、必要に応じ相応の試験を課すことができる。

3 第1項の入学を許可された者に対し、学長は、別紙様式第3による科目等履修生入学許可書を交付する。

4 科目等履修生には、別に定める科目等履修生証を交付する。

(入学手続)

第5条 入学許可書を交付された者は、所定の期日までに、入学に必要な手続きをとらなければならない。

2 前項の手続きを所定の期日までにとらなかった者は、入学を辞退したものとみなし、入学許可を取り消す。

(入学の時期)

第6条 科目等履修生の入学の許可は、学則に定める前学期・後学期の開始日とする。ただし履修期間を特別に定めて開講する場合は当該授業科目の開講の日とする。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の授業科目の履修期間は、1年又は6ヶ月とする。ただし、履修期間を特別に定めて開講する場合は当該授業科目の開講期間とする。

(単位の授与及び証明書)

第8条 当該授業科目の試験に合格した科目等履修生には、所定の単位を授与する。

2 前項に規定する単位の授与、試験及び成績判定については、本学の学部にあつては本学学則第48条、第54条及び第55条、大学院の研究科にあつては大学院学則第47条、第53条及び第54条、短期大学部にあつては短期大学部学則第43条、第50条及び第51条の規定を適用する。

3 学長は、科目等履修生から願い出があつたときは、単位修得証明書を交付する。

(施設等の利用)

第9条 科目等履修生は、別に定めがある場合を除き、本学、大学院及び短期大学部の施設等を利用することができる。

(退学)

第10条 科目等履修生が退学しようとするときは、別紙様式第4による科目等履修生退学願に事由を記して学長に提出し、許可を受けなければならない。

(諸規則の遵守及び除籍)

第11条 科目等履修生は、本学、大学院及び短期大学部の諸規則を遵守しなければならない。

2 科目等履修生が本学、大学院及び短期大学部の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があつたとき、若しくは、疾病その他正当な理由がなく学修を怠り成業の見込みがないと認められる場合は、教授会等の議を経て、学長が除籍する。

(入学検定料等)

第12条 科目等履修生の入学検定料、入学金及び科目等履修料の額並びに納付方法等の取り扱いその他必要な事項は、北翔大学学費等納付金規程の定めるところによる。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、教授会等の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第14条 この規程の改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（学則の改正に伴う聴講生制度の創設及び未制定であった大学院における科目等履修生
の出願、選考及び入学手続き等に関する事項を、本学及び短期大学部における科目等
履修生と同一の取り扱いとするため、一元化した規程として整備することに伴う改
正）

1 この規程は、平成16年1月13日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

2 北海道浅井学園大学短期大学部科目等履修規程（平成7年4月1日施行）は、廃止する。

3 北海道浅井学園大学短期大学部科目等履修生の取り扱いの特例に関する申し合せ（平成15年4月
1日実施）は、廃止する。

附 則（出願手続き提出書類のうち、健康診断書を削除したことに伴う改正）

1 この規程は、平成16年10月5日から施行し、平成17年度入学生から適用する。

附 則（校名変更及び学科名称変更に伴う改正）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（規程の整備に伴う改正）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（大学・短期大学の事務組織改正に伴う改正）

この規程は、平成20年12月2日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則（事務組織再編に伴う改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（入学手続未了者の規定整備に伴う改正）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

8. 北翔大学 研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、北翔大学学則第79条第3項及び北翔大学大学院学則第77条第3項の規定に基づき、北翔大学（以下「本学」という。）及び北翔大学大学院（以下「大学院」という。）における研究生の出願、選考及び入学手続き等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入学資格)

第2条 本学の学部及び大学院の研究科（以下「学部等」という。）に研究生として入学することができる者は、次の各号の一に該当し、特定の専門的事項について研究をする目的をもつ者とする。

- (1) 学校教育法による大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (2) 外国において学校教育による16年の課程を修了した者

(出願手続)

第3条 入学を志願する者は、所定の期日までに、次の各号に定める書類に入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 願書（別紙様式第1）
- (2) 履歴書（別紙様式第2）
- (3) 最終学校の卒業又は修了（見込）証明書
- (4) 最終学校の成績証明書
- (5) その他本学及び大学院が必要とする書類・証明書等

2 本学の学部等を卒業又は修了した者（見込みの者を含む。以下同じ。）については、第1項第3号に掲げる証明書の添付を要しない。

(選考及び入学許可)

第4条 前条の願い出があった者について、教授会又は研究科委員会において選考を行い、学長が入学を許可する。

- 2 前項の入学を許可された者に対し、学長は、別紙様式第3による研究生入学許可書を交付する。
- 3 研究生には、別に定める研究生証を交付する。

(入学手続)

第5条 入学許可書を交付された者は、所定の期日までに、入学に必要な手続きをとらなければならない。

- 2 前項の手続きを所定の期日までにとらなかつた者は、入学を辞退したものとみなし、入学許可を取り消す。

(入学の時期)

第6条 研究生の入学の許可は、学則に定める前学期・後学期の開始日とする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、1年とする。ただし、特別の事由があるときは、1年未満とすることができる。

- 2 研究生がその研究を継続し、又は引き続き新たな専門的事項について研究しようとするときは、別紙様式第4による研究生継続願に第16条に定める研究報告書を添えて学長に願い出ることができる。

- 3 前項の規定による願い出があったときは、教授会等の選考を経て、学長が継続を許可することができる。
- 4 前項の継続を許可された者に対し、学長は、別紙様式第5による研究生継続許可通知書を交付する。
- 5 継続許可通知書を交付された者は、所定の期日までに、継続に必要な手続きをとらなければならない。
- 6 前項の手続きを所定の期日までにとらなかつた者は、継続を辞退したものとみなし、継続許可を取り消す。

(指導教員)

第8条 研究生は、指導教員の指導を受けて研究に従事するものとする。

- 2 指導教員は、教授会等の議を経て、学部等の長が、所属する学部等の教授、准教授又は専任の講師のうちから指名する。

(授業科目の履修)

第9条 指導教員が研究遂行上支障がないと認めたときは、研究生は、本学、大学院又は北翔大学短期大学部の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により授業科目を履修しようとする者は、北翔大学聴講生規程及び北翔大学科目等履修生規程の定めるところにより、所定の手続きを経なければならない。

(施設等の利用)

第10条 研究生は、別に定めがある場合を除き、本学及び大学院の施設等を利用することができる。

(退学)

第11条 研究生が退学しようとするときは、別紙様式第6による研究生退学願に事由を記して学長に提出し、許可を受けなければならない。

(諸規則の遵守及び除籍)

第12条 研究生は、本学及び大学院の諸規則を遵守しなければならない。

- 2 研究生が本学及び大学院の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があったとき、若しくは、疾病その他正当な理由がなく研究活動を怠り成業の見込みがないと認められる場合は、教授会等の議を経て、学長が除籍する。

(入学検定料等)

第13条 研究生の入学検定料、入学金、研究料及び施設設備費の額並びに納付方法等の取り扱いその他必要な事項は、北翔大学学費等納付金規程の定めるところによる。

- 2 第7条第2項の規定により研究生を継続しようとする者は、その際、入学検定料を納付しなければならない。

(研究期間が1年未満の場合の研究料及び施設設備費)

第14条 第7条ただし書きの規定により研究期間を1年未満として入学を許可された場合、研究料及び施設設備費は、入学を許可された日の属する月から研究期間が終了した日の属する月までの月割りとし、次の算式により算出した額とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

$\{(研究料年額 + 施設設備費年額) \times 研究期間の月数\} \div 12$

- 2 前項の場合で、第7条第3項の規定により継続を許可された研究生については、「入学を許可された日の属する月」とあるのは、「継続を許可された日の属する月（継続を許可された日が月の途

中であるときは、継続を許可された日の属する月の翌月)」と読み替えて適用する。

(研究報告書)

第15条 研究生は、研究期間の終了時、又は継続を願い出るときには、別紙様式第7による研究報告書を、指導教員を経て学長に提出しなければならない。

(研究証明書)

第16条 研究生で、前条に定める研究報告書を提出し、相当の成績があると認められる者には、学長は、教授会等の議を経て、研究証明書を交付することができる。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、教授会等の議を経て、学長が別に定める。

(改正)

第18条 この規程の改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (学則の改正に伴う委託研究員制度の廃止及び聴講生制度の創設並びに未制定であった大学院における研究生の出願、選考及び入学手続き等に関する事項を、本学における研究員と同一の取り扱いとするため、一元化した規程として整備することに伴う改正)

1 この規程は、平成16年1月13日から施行し、平成16年度入学者(継続者を含む。)から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成16年3月31日に研究生として在籍する者で、第8条の規定により引き続き研究生の継続を許可された者の第10条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (出願手続き提出書類のうち、健康診断書を削除したことに伴う改正)

1 この規程は、平成16年10月5日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (規程の整備に伴う改正)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (校名変更及び法令改正による教員組織の見直しに伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (大学・短期大学の事務組織改正に伴う改正)

この規程は、平成20年12月2日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則 (研究報告書について定めたことに伴う改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織再編に伴う改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（入学手続及び継続手続未了者の規定整備に伴う改正）
この規程は、令和8年4月1日から施行する。

9. 北翔大学大学院 日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程

（趣旨）

第1条 この規程は、北翔大学大学院（以下「本大学院」という。）における独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金返還免除候補者（以下「返還免除候補者」という。）の選考について必要な事項を定めるものとする。

（返還免除候補者）

第2条 返還免除候補者として機構に推薦することのできる者は、本大学院において機構から第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者とする。

（選考）

第3条 返還免除候補者の選考は、第5条に規定する日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会において、当該学生の本大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績（機構が定める奨学規程（平成16年規程第16号）第47条第2項に定めるものをいう。）について、別に定める選考基準に基づき、総合的に評価して行うものとする。

（推薦）

第4条 学長は、前条の選考に基づき、返還免除候補者に順位を付し、機構が定める業績優秀者返還免除申請書及び推薦理由書に業績を証明する資料を添付し、推薦するものとする。

（選考委員会の設置）

第5条 返還免除候補者の選考を行うため、大学院委員会に日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

（組織）

第6条 選考委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各研究科長
- (4) その他学長が必要と認めたもの

（審議事項）

第7条 選考委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 返還免除候補者の選考に関すること。
- (2) 選考基準及びその取扱いに関すること。
- (3) その他返還免除候補者の選考及び推薦に関する必要な事項

（委員長）

第8条 選考委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

（議事）

第9条 選考委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務所管)

第10条 この規程に基づく事務処理及び選考委員会に関する事務は、関連部課の協力を得て教育支援総合センター学生生活支援オフィスが所管する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、学長が定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、選考委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成17年11月8日から実施する。

附 則 (校名変更に伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (組織機構改正に伴う改正)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (事務所管に関する文言の整理に伴う改正)

この規程は、平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (大学院の略記の改正及び規程の整備に伴う改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

10. 北翔大学大学院 日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考基準

1. 北翔大学大学院日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程第3条の規定に基づく奨学金返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考基準については、この基準の定めるところによる。
2. 専攻分野に係る教育研究の特性に十分配慮し、特に優れた業績を挙げた者の認定に当たっては、次に挙げる学内外における業績を点数化し、総合的に評価して行うものとする。この場合において、本大学院における教育研究活動等に関する業績、専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績の区分及び証明する書類については別表1によるものとする。なお、博士後期課程の学位論文その他の研究論文の業績については、独立行政法人日本学生支援機構が定める「博士課程の業績評価に関するガイドライン」に従い評価するものとする。
3. 特に優れた業績の評価項目（以下「評価項目」という。）
 - (1) 学位論文その他の研究論文
 - ①学位論文が優れている。
 - ②学位論文以外の研究論文が特に優れている。
 - ③学会誌等への論文掲載がある。
 - ④学術雑誌等への掲載がある。
 - ⑤国際会議論文がある。
 - ⑥学会での発表がある。
 - ⑦学会での表彰がある。
 - (2) 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条第2項に定める特定の課題についての研究の成果
 - ①特定の課題についての優れた研究の成果がある。
 - (3) 著書、データベースその他の著作物（前2号に掲げるものを除く。）
 - ①優れた著書、データベースその他の著作物がある。
 - ②社会的評価が顕著な著書、データベースその他の著作物がある。
 - (4) 発明
 - ①特許・実用新案等が特に優れている。
 - ②特許・実用新案などの取得あるいは出願がある。
 - (5) 授業科目の成績
 - ①優秀な成績を上げ、修業年限の短縮を認められた。
 - ②成績評価等により特に優秀と認められた。
 - (6) 研究又は教育に係る補助業務の実績
 - ①ティーチングアシスト等による教育活動への貢献が顕著である。
 - ②非常勤講師等による教育活動への貢献が顕著である。
 - (7) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
 - ①教育研究活動の成果として全国的なレベルの発表会等での顕著な成績がある。
 - ②教育研究活動の成果として国際的なレベルの発表会等での顕著な成績がある。
 - (8) スポーツの競技会における成績
 - ①教育研究活動の成果として全国的規模のスポーツ競技会での顕著な成績がある。

②教育研究活動の成果として国際的規模のスポーツ競技会での顕著な成績がある。

(9) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

①教育研究に関するボランティア活動が顕著である。

②教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が学内外の顕彰を受ける等、公益の増進に寄与した研究と評価されたものがある。

4. 評価項目に関する業績(1)、(2)及び(3)を主要業績群、それ以外を参考業績群とし、評価の比重は2：1とする。

(1) 主要業績群は、評価項目(1)、(2)、(3)の業績について、特に優れた業績の評価をAA（10点）及びA（8点）とし、優れた業績の評価をB（6点）、C（4点）及びD（2点）とする。

(2) 参考業績群は、評価項目(4)から(9)の業績について、特に優れた業績の評価をAA（5点）及びA（4点）とし、優れた業績の評価をB（3点）、C（2点）及びD（1点）とする。

5. 候補者の選考は、各評価項目の合計である総合評価点の高い順に行う。

附 則

この基準は、平成17年11月8日から実施する。

附 則（校名変更に伴う改正）

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（大学院の略記の改正に伴う改正）

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（博士課程の業績評価に関するガイドラインの追加に伴う改正）

この基準は、令和6年2月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

評価項目

【別表1】

	専攻分野に関する業績	日本学生支援機構が定める評価基準	特に優れた業績の評価項目		証明する書類
			本大学院における教育研究活動等に関する業績	専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績	
主要業績群 評価 AA 10点 A 8点 B 6点 C 4点 D 2点	(1) 学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。	①学位論文が特に優れている。 ②学位論文以外の研究論文が特に優れている。	③学会誌等への論文掲載がある。 ④学術雑誌等への掲載がある。 ⑤国際会議論文がある。 ⑥学会での発表がある。 ⑦学会での表彰がある。	①学位論文 ②論文別刷り ③論文別刷り ④掲載論文誌 ⑤講演論文集 ⑥研究業績目録等 ⑦賞状等 ⑧その他、①～⑦以外の該当書類
	(2) 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条第2項に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。	①特定の課題についての優れた研究の成果がある。		①報告書等 ②その他、①以外の該当書類
	(3) 著書、データベースその他の著作物（前2号に掲げるものを除く。）	前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	①(1)、(2)以外の優れた著書、データベースその他の著作物がある。	②(1)、(2)以外の社会的評価が顕著な著書、データベースその他の著作物がある。	①出版物 ②賞状等 ③その他、①②以外の該当書類
参考業績群 評価 AA 5点 A 4点 B 3点 C 2点 D 1点	(4) 発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。	①特許・実用新案等が特に優れている。	②特許・実用新案などの取得あるいは出願がある。	①出願資料 ②特許取得を証明するもの ③その他、①②以外の該当書類
	(5) 授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を取得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。	①優秀な成績を上げ、修業年限の短縮を認められた。 ②成績評価等により特に優秀と認められた。		①成績証明書 ②指導教員判定書 ③その他、①②以外の該当書類
	(6) 研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。	①ティーチングアシスタント等による教育活動への貢献が顕著である。	②非常勤講師等による教育活動への貢献が顕著である。	①業務内容報告書 ②指導教員の所見 ③その他、①②以外の該当書類
	(7) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。		①教育研究活動の成果として全国的なレベルの発表会等での顕著な成績がある。 ②教育研究活動の成果として国際的なレベルの発表会等での顕著な成績がある。	①②賞状等。作品の場合は、当該作品作品の写真、コピー等 ③その他、①②以外の該当書類
	(8) スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を納める等、特に優れた業績を挙げたと認められること。		①教育研究活動の成果として全国的規模のスポーツ競技会での顕著な成績がある。 ②教育研究活動の成果として国際的規模のスポーツ競技会での顕著な成績がある。	①②賞状、記録証等 ③その他、①②以外の該当書類
	(9) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。	①教育に関するボランティア活動が顕著である。	②教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が学内外の顕彰を受ける等、公益の増進に寄与した研究と評価されたものがある。	①具体的な活動内容報告書等 ②機関等からの感謝状や具体的な活動内容報告書等 ③その他、①②以外の該当書類

11. 北翔大学 学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北翔大学（短期大学部を含む。以下「本学」という。）の学生及び北翔大学学内学生団体に関する規程（昭和38年6月1日施行）に規定する学内学生団体（以下「学生団体」という。）の表彰制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 北翔大学学則第74条、北翔大学大学院学則第71条及び北翔大学短期大学部学則第66条に規定する学生の表彰については、この規程を適用するものとする。

(目的)

第2条 本学の学生表彰制度は、在学中に、学業、課外活動及び学術、芸術、ボランティア、スポーツ、文化、その他の社会的な活動（正課及び課外活動を除く。以下「社会活動」という。）において精励し、本学の建学の精神と教育理念を十分体得して、優秀な功績又は成果を修めた学生及び学生団体を表彰し、将来国際的な実社会でリーダーとして意欲的に活躍できる優秀な人材を育成し、もって、本学のより一層の活性化を図ることを目的とする。

(表彰の種類及び被表彰者等の資格等)

第3条 表彰の種類及び被表彰者（学生団体を含む。以下同じ。）の資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学業成績表彰 向学心が高く、品行方正であり、かつ、学業に精励し、特に優秀な成績を修めた人物優秀な学生
- (2) 課外活動表彰 課外活動が活発であり、その成果が特に顕著で、かつ、課外活動の振興に功績があった人物優秀な学生及び学生団体
- (3) 社会活動表彰 社会活動において、社会的に高い評価を受ける功績又は善行のあった人物優秀な学生及び学生団体

2 前項各号に掲げる表彰の被表彰者で、特出した功績又は成果を修め、本学の名声及び名誉を著しく高めるなど学生の模範となる功績又は善行のあった学生及び学生団体に対しては、特別表彰をすることができる。

3 前項の特別表彰は、浅井淑子特別賞と称する。

(対象期間)

第4条 前条に規定する表彰に係る功績又は成果等の評価の対象期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学生である被表彰者にあつては、正規の在学年限とする。ただし、前条第1項第2号及び第3号に規定する表彰のうち、特に必要があると認められるときは、表彰に値する当該功績又は成果等があった年度とすることができる。
- (2) 学生団体である被表彰者にあつては、各年度とする。

(表彰の日)

第5条 表彰は、学位記授与式（短期大学部にあつては卒業・修了式）の日に行う。

2 前項の規定にかかわらず、被表彰者が卒業生又は修了生でない学生及び学生団体の場合は、別に定める日とすることができる。

(表彰状の授与)

第6条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に併せて記念品を贈呈することがある。

(被表彰候補者の選考)

第7条 被表彰候補者の選考は、学生生活支援委員会が行う。

2 前項の選考にあたり、教育支援総合センター長は、学習支援委員長、学科長、研究科長及び学生団体の顧問（以下「学科長等」という。）に、被表彰候補者の推薦を求めるものとする。

3 推薦を求められた学科長等は、推薦候補者がある場合は、別に定める被表彰候補者推薦書に必要な証明書類等を添付し、教育支援総合センター長に推薦するものとする。

4 教育支援総合センター長は、学生生活支援委員会において審査・選考を行い、被表彰候補者を学長に報告するものとする。

(被表彰者の決定)

第8条 被表彰者の決定は、教育支援総合センター長の報告に基づき、教授会（大学院の学生にあっては、大学院委員会とする。）の議を経て学長が行う。

(事務所管)

第9条 学生表彰に関する事務は、教育支援総合センター学生生活支援オフィスが所管する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、被表彰者の選考その他学生表彰制度の運用に関し必要な事項は、学生生活支援委員会の議を経て学長が別に定める。

(改正)

第11条 この規程の改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 北海道浅井学園大学短期大学部表彰規程（平成10年4月1日施行）は、廃止する。

附 則（校名変更及び機構改正に伴う改正）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（事務所管に関する文言の整理に伴う改正）

この規程は、平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

12. 北翔大学における学生の不祥事に対する懲戒処分又は措置等のガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、北翔大学（北翔大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）における学則の規定（北翔大学学則第14条第1項第3号及び第75条、北翔大学短期大学部学則第9条第1項第3号及び第67条並びに北翔大学大学院学則第9条第1項第3号及び第72条の規定をいう。以下「学則の規定」という。）に基づく本学学生の指導及び罰則の適用並びに運用等に関し必要な指針を示すものとする。

(目的)

第2条 前条の指針は、本学学生が刑事及び民事上等の犯罪又は犯罪に類する行為その他学則の規定に違反し、又は学生の本分に反する行為（以下「不祥事」という。）があった場合の、当該不祥事を行った学生に対する学則の規定に基づく指導及び罰則の適用区分、種類、内容及び手続き等の取り扱いの基本方針並びに発生防止の措置等を示し、学部（短期大学部及び大学院の研究科を含む。以下「学部等」という。）及び学科（短期大学部の専攻科及び大学院の専攻を含む。以下「学科等」という。）会議並びに学生生活支援委員会における審議に資するとともに不祥事の発生を防止し、もって、本学の安全と健全な教育環境を維持することを目的とする。

2 前項に規定する不祥事のうち、学内的にも社会的にも特に重大な不祥事の場合の罰則の適用及び処分内容の審議にあたっては、本学顧問弁護士の意見を求め、適切に対処するものとする。

(指導及び罰則の区分)

第3条 学生が不祥事を行った場合の指導及び罰則の区分は、教育的な配慮による指導措置（以下「措置」という。）及び懲戒処分（以下「処分」という。）とする。

(措置の種類)

第4条 措置は、処分に至らない不祥事を行った学生に対し、当該行為の反省を促し、再発防止を指導するために行う教育的指導措置とする。

2 措置の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 嚴重注意
- (2) 自宅謹慎

3 前項各号に規定する措置は、文書により行うものとし、第2号に規定する自宅謹慎の期間は、不祥事の内容に応じ、7日以上13日以下とする。

(処分の種類)

第5条 処分は、学則の規定に基づく処分に該当する不祥事を行った学生に対し、当該行為の反省を促すとともに当該行為を戒め、再発防止を指導するために行う処分又は本学の健全な教育環境を維持するために学生の身分を消滅させる処分とする。

2 処分の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

3 前項各号に規定する処分は、文書の交付を以て行うものとし、第2号に規定する停学の期間は、不祥事の内容に応じ、14日以上180日以下とする。ただし、学科指導教員が行う停学期間の観察により、学科長が停学期間の短縮を必要と判断した場合は、学生生活支援委員会に申し出ることがで

きる。学生生活支援委員会は教育支援総合センター長と速やかに協議を行い、停学期間変更が相当と判断された場合は学長および副学長に停学期間変更案の報告を行う。学長は教授会の議を経て決定を行う。

(不祥事の種類)

第6条 このガイドラインに示す不祥事とは、殺傷、強盗、窃盗、恐喝、暴行、虐待、監禁、拘束、詐欺、脅迫、横領、放火、違法薬物等の所持・使用・販売、不同意性交、不同意わいせつ、住居等侵入、重大な交通違反、20歳未満の飲酒・喫煙、ネットワーク不正アクセス行為、ハラスメント、経済的・精神的な不安や苦痛を与える勧誘や強要、施設設備・備品等の故意による破損・損壊、試験における不正行為、SNSの不適切情報発信、大学構内での喫煙、学内での飲酒、その他これらに類する行為で、学内秩序の維持や本学学生及び教職員（以下「学生等」という。）に恐怖・迷惑・不安・不快等を与える行為、社会正義に反する行為をいう。

(処分等の適用基準等)

第7条 学生が行った前条に掲げる不祥事で、本ガイドラインに基づく措置又は処分（以下「処分等」という。）の適用区分及び基準は、原則として次のとおりとする。

(1) 本学構内（教育実習又は課外活動等で本学の管理下で行われる学外の施設等を利用する場合を含む。）で行った不祥事の場合

イ 当該不祥事が、凶悪、凶暴、破廉恥その他学内秩序の維持及び他の学生等に恐怖、迷惑又は不安等直接重大な悪影響を及ぼす行為の場合並びに口に掲げる不祥事の場合で再犯行為があったときは、原則として処分を適用する。

ロ 当該不祥事が、他の学生等に影響がない軽微な行為又は特定の学生等との関わりで、双方で和解が成立した行為の場合は、原則として措置を適用する。

(2) 学外で行った不祥事で、刑事及び民事上等の犯罪に該当し、逮捕又は拘留された不祥事の場合

イ 当該不祥事が、凶悪、凶暴、破廉恥その他本学の名誉を著しく傷つけ、本学に社会的な悪影響が生ずる恐れがあると認められる重大な行為の場合は、原則として処分を適用する。

ロ 当該不祥事が、イに掲げる以外の行為で、本人自身又は本学の学生等以外の者に係わる行為の場合は、原則として、司直の処分等に委ねるものとし、その行為の内容に応じては、措置を適用することがある。

2 前項に規定する不祥事を行った学生に対する処分等は、第4条第2項各号に規定する措置及び第5条第2項各号に規定する処分のいずれか一の処分等を行うものとし、同一の不祥事について、複数の処分等を併せ行うことはできない。

3 第5条第2項各号に規定する処分の適用を受けた学生の学籍簿には、当該処分の内容を記録するものとする。

(退学願又は休学願が提出された場合の取扱)

第8条 第6条に掲げる不祥事を行った学生から、当該行為を反省し、自ら謹慎し、又は本学を辞するため、学則に基づき、学長に休学願又は退学願の提出があったときは、次の基準により取り扱うことを基本とする。ただし、当該不祥事が前条第1項第1号のイ又は第2号のイに該当し、第5条第2項第3号に掲げる退学の処分が適当と認められる場合を除くものとする。

(1) 退学願の提出があったときは、これを受理し、当該行為に係わる学外関係機関の処分等（判決を含む。以下同じ。）の結果にかかわらず退学を許可することができるものとする。

(2) 休学願の提出があったときは、これを受理し、当該行為に係わる学外関係機関の処分等の結果

又は経過を考慮して前条の基準を適用し、休学を許可することができるものとする。ただし、休学の期間は、6カ月を超えないものとする。

- 2 前項各号の規定に基づき退学又は休学を許可するにあたっては、第4条第2項第1号に規定する措置を行うものとする。

(退学勧告)

第9条 学生が行った不祥事のうち、第5条第2項第3号に規定する退学の処分が適当と認められるとき（前条第1項ただし書に該当する場合を除く。）は、当該学生の所属する学部長（研究科長を含む。以下「学部長等」という。）は、当該学生に退学願の提出を勧告することができる。

- 2 前項の勧告を行うにあたっては、所属学部長等は、教育支援総合センター長と協議するものとする。
- 3 前項の協議があったときは、教育支援総合センター長は、学生生活支援委員会において第11条第1項の規定を準用し、事前審査を行うものとする。

(不祥事の確認及び特別委員会の設置)

第10条 報道その他の情報等により、学生が第6条に規定する不祥事を行ったことが判明したときは、当該学生の所属する学科長（研究科長を含む。）は、教育支援総合センター長及び事務局長と共同して事実確認にあたるとともに、当該学生の所属する学科長（研究科長を含む。）は不祥事発生についての報告を当該学部長に、教育支援総合センター長は学長及び副学長に行う。

- 2 前項の事実確認後、当該学生の所属する学科長は当該学部長に、学生生活支援オフィス長は、学長及び副学長にその内容を報告するものとする。
- 3 第2項の事実確認の結果、当該不祥事が重大で、第7条第1項第1号のイ又は第2号のイの基準に該当すると認められ、調査及び防止対策その他必要な措置を講ずる必要があると判断される場合には、教育支援総合センター長は、学長に報告し、学長は、関係者による特別委員会を設置するものとする。

(処分等の審査及び決定手続)

第11条 教育支援総合センター長は、学生が第7条に該当すると認められる不祥事で、前条第3項の規定に基づき特別委員会が設置された場合には、その審査結果について、それ以外の場合は、直ちに関係学科長（研究科長を含む。）と協議の上、学生生活支援委員会において第7条各号に規定する不祥事に対する処分等について審査を行い、第5条第2項各号に規定する処分が相当と判断した審査結果について学長に報告するものとする。学長は、教授会（大学院委員会を含む。）の議を経て処分を決定する。

- 2 教育支援総合センター長は、前項の学生生活支援委員会の審査の結果、第4条第2項各号に規定する措置が相当と判断した場合は、その旨を当該学生の所属する学部長に通知し、該当の学部長は、該当の学科会議及び学部会議（研究科委員会を含む。）において審査を行い、その結果を別紙様式第1による措置報告書により学生生活支援オフィス長及び学長に報告し、承認を得て措置を決定する。教育支援総合センター長は、第12条の規定する措置の通告が行われたとき、教授会（大学院委員会を含む。）においてその経過と措置内容について報告をするものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第6条に規定する不祥事のうち当該不祥事が、指定場所以外又は20才未満の喫煙の場合は、「北翔大学における喫煙ルールに違反した本学学生の取扱要項」に、試験における不正行為の場合は、「北翔大学における試験時に不正行為を行った学生の取扱要項」に定める基準及び手続き等により処分等を行うものとする。

(処分等の通告及び処分等の日)

第12条 前条第1項から第3項の規定に基づく処分等の該当学生への通告は、教育支援総合センター長が、別紙様式第2による懲戒処分通知書又は別紙様式第3による謹慎措置通知書を交付することにより行うものとし、その効力の発生日は、当該通知書の交付の日とする。

2 前条第2項の規定に基づく措置の当該学生への嚴重注意の通告は、当該学生の所属する学部長等が、口頭により行うものとし、その効力の発生日は、口頭による通告の日とする。

3 教育支援総合センター長は、学生に対し前2項に規定する処分等の通告を行ったときは、当該学生の父母等にその旨を通知するものとする。

(不祥事発生の防止措置等)

第13条 教育支援総合センター長は、不祥事等が発生した場合は、速やかに学生掲示板等に事実関係を公表して周知すると共に学生に同種不祥事の再発防止を告示し、不祥事発生の防止と本学の安全及び健全な教育環境の維持に努めなければならない。

2 学部長等、学科長及びクラス担任（ゼミ担当教員を含む。）のほか全教職員は、教育支援総合センター長を助け、クラスミーティング、ゼミナール、ガイダンス、オリエンテーション等の機会を捉え、全学生に対するポスター等資料の配布、ビデオ等視聴覚資料の利用、構内放送、学生便覧等学内広報誌への掲載を通じ、啓発活動と学生指導を徹底し、不祥事の発生防止に努めるものとする。

(事務所管)

第14条 本学学生の処分等に関する事務は、教育支援総合センター学生生活支援オフィスが所管する。
(改正)

第15条 このガイドラインの改正は、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 このガイドラインは、平成16年4月1日から実施する。

附 則（校名変更及び機構改正に伴う改正）

1 このガイドラインは、平成17年4月1日から実施する。

附 則（措置の種類等の整備に伴う改正）

1 このガイドラインは、平成18年4月1日から実施する。

附 則（校名変更に伴う改正）

このガイドラインは、平成19年4月1日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

このガイドラインは、平成22年4月1日から施行する。

附 則（事務所管に関する文言の整理に伴う改正）

このガイドラインは、平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（文言の整備および措置・処分の改正に伴う改正）

このガイドラインは、令和2年4月1日から適用する。

附 則（不祥事の種類等の整備に伴う改正）

このガイドラインは、令和5年8月8日から施行する。

13. 北翔大学における喫煙ルールに違反した本学学生の取扱要項

(趣旨)

第1 この取扱要項は、北翔大学における学生の不祥事に対する懲戒処分又は措置等のガイドライン(令和2年4月1日施行。以下「ガイドライン」という。)第11条第3項の規定に基づき、ガイドライン第6条に規定する不祥事のうち、大学構内での喫煙及び20歳未満の喫煙行為を行った本学学生に対する処分等の基準及び手続き等を定めるものとする。

(喫煙ルール)

第2 本学では、学生の新たな21世紀文化人としてのより一層の教養を涵養するため、禁煙を学風に組み込み、これを徹底し大学構内での喫煙及び20歳未満の喫煙を禁止する。

(巡回)

第3 第2に規定するルールの完遂を期するため、教職員及び喫煙監視パトロール員(以下「監視員等」という。)による学内巡回を適宜実施する。

2 監視員等は、ルールに違反する学生があったときは、学生証の提示を求め所属、氏名、学年等を確認するものとする。

3 学生は、常に学生証を携帯し、監視員等から学生証の提示を求められたときは、直ちに提示しなければならない。

(違反行為に対する措置等)

第4 第2に規定するルールに対する違反行為があった場合は、当該学生に対し、嚴重注意及び自宅謹慎の措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する違反行為とは、大学構内での喫煙及び20歳未満の喫煙を違反行為とする。

3 前項に規定する違反行為があった場合の措置等は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第1回目の違反者 嚴重注意措置および学生生活支援委員会が指定するボランティア活動を課すものとする。

(2) 第2回目の違反者 7日間の自宅謹慎措置とする。

(3) 第3回目の違反者 13日間の自宅謹慎措置とする。

4 前項各号に掲げる違反者に対しては、直ちに事情聴取等を行い、事実の確認を行った上で、教育支援総合センター長等から説諭等を行うと共に反省文を提出させるものとする。

5 教育支援総合センター長は、第3項第1号に規定する違反者に対する嚴重注意の通告は、口頭により行うものとし、その効力の発行日は、口頭による通告の日とする。

6 教育支援総合センター長は、第3項第2号及び第3号に規定する違反者に対し、当該違反を行った日から謹慎措置通知書を交付する日までの間は、自宅待機をさせることができる。

7 前項の自宅待機期間は、第3項第2号及び第3号に規定する自宅謹慎期間に算入しない。

(ルールに違反した学生の取扱)

第5 ルールに違反した学生の取り扱いについては、「学内における喫煙ルールに違反した本学学生の取り扱い(令和5年8月1日学生委員会決定)に基づき対応するものとする。

(教育支援総合センター長の教授会等への報告)

第6 教育支援総合センター長は、違反者について、第4の第3項に規定する嚴重注意及び自宅謹慎の措置を行ったときは、学生生活支援委員会及び教授会(大学院委員会を含む。)に報告するものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成16年4月1日から実施する。
附 則（校名変更及び機構改正に伴う改正）
- 1 この要項は、平成17年4月1日から施行する。
附 則（違反行為に対する措置等の整備に伴う改正）
- 1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。
附 則（校名変更に伴う改正）
- 1 この要項は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（組織機構改正に伴う改正）
- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
附 則（喫煙場所一部廃止に伴う改正）
- 1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。
附 則（指定喫煙場所変更に伴う改正）
- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
附 則（指定喫煙場所変更に伴う改正）
- 1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。
附 則（大学構内全面禁煙に伴う改正）
- 1 この要項は、令和5年8月8日から施行する。

14. 北翔大学における試験時に不正行為を行った本学学生の取扱要項

(趣旨)

第1 この取扱要項は、北翔大学における学生の不祥事に対する懲戒処分又は措置等のガイドライン(平成16年4月1日施行。以下「ガイドライン」という。)第11条第2項の規定に基づき、ガイドライン第6条に規定する不祥事のうち、試験における不正行為を行った本学学生に対する処分等の基準及び手続き等を定めるものとする。

(試験における受験心得)

第2 学生は、学則の規定(北翔大学学則第54条、北翔大学短期大学部学則第50条及び北翔大学大学院学則第53条)に基づく科目試験の受験(以下「試験」という。)にあたっては、学生としての自分を自覚し、少しでも不正・不注意の行為を行ってはならない。

2 試験にあたり、次の各号に掲げる不正行為を行った者は、当該授業科目及び当該授業科目の試験と同一の学期に実施される全ての授業科目の試験を無効とする。

- (1) カンニングペーパー及びこれに類するものを所持又は使用すること。
- (2) 身代わり受験すること。
- (3) 机上等への書き込みをし、かつ、見ること。
- (4) 他人の答案をのぞき見ること、及び故意に見せること。
- (5) 他人の学生証で受験すること。
- (6) 指定された書籍、辞書等以外のものを使用すること。
- (7) その他不正とみなされる行為をすること。

(処分等)

第3 第2の第2項各号に規定する不正行為があった場合は、当該学生に対し、ガイドライン第4条第2項第1号に規定する自宅謹慎の措置又は第5条第2項第2号に規定する停学若しくは第3号に規定する退学の処分を講ずるものとする。

2 前項に規定する不正行為があった場合の措置又は処分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1回目の不正行為者 1週間の自宅謹慎措置とする。
- (2) 第2回目の不正行為者 3カ月の停学処分とする。
- (3) 第3回目の不正行為者 退学処分とする。

3 前項各号に掲げる不正行為者に対しては、直ちに事情聴取等を行い、事実の確認を行った上で、教育支援総合センター長及び所属学科長(研究科長を含む。)から説諭等を行うと共に反省文を提出させるものとする。

4 教育支援総合センター長は、不正行為者に対し、当該行為を行った日から謹慎措置通知書又は懲戒処分通知書を交付する日までの間は、自宅待機をさせることができる。

5 前項の自宅待機期間は、第2項第1号及び第2号に規定する自宅謹慎期間及び停学期間に算入しない。

(退学勧告)

第4 第3の第2項第3号に規定する不正行為者に対しては、ガイドライン第9条第1項の規定を準用するものとする。

(不正行為を行った学生の取扱)

第5 不正行為を行った学生の取り扱いについては、別紙の「試験における不正行為を行った本学学

生の取り扱い（平成16年2月20日学生委員会決定）」に基づき対応するものとする。

（教育支援総合センター長の教授会等への付議及び報告）

第6 教育支援総合センター長は、不正行為者について、第3の第2項第1号に規定する措置を行ったとき及び第4の規定に基づき退学願の提出があったときは、学生生活支援委員会及び教授会（大学院委員会を含む。以下同じ。）に報告するものとする。

2 教育支援総合センター長は、不正行為者について、第3の第2項第2号の規定に基づく停学処分又は第3号の規定に基づく退学処分をしようとするときは、学生生活支援委員会の議を経て教授会に付議しなければならない。

附 則

1 この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（校名変更及び機構改正に伴う改正）

1 この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（校名変更に伴う改正）

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（組織機構改正に伴う改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

15. 北翔大学大学院 奨学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北翔大学大学院（以下「本大学院」という。）の奨学制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本大学院の奨学制度は、本大学院の建学の精神と教育理念を十分体得して、将来実社会で意欲的に活躍できる優秀な学生を確保し、本大学院のより一層の活性化を図るとともに、優れた学生等に対して学生納付金等（以下「学納金」という。）の減免を行い、もって、学生の修学を支援することを目的とする。

(奨学金及び奨学生)

第3条 本大学院が行う学納金の減免を奨学金といい、奨学金を受ける者を奨学生という。

2 前項に規定する奨学生の種類及び奨学生の対象者は、人物優秀で、次の各号に定める者とする。

- (1) 入学時特待奨学生：当該年度の入学生で、向学心が高く、学業、スポーツ技能・技術若しくは芸術又は特技が特に優秀な者
- (2) 成績優秀特別奨学生：向学心が高く、学業、スポーツ技能・技術若しくは芸術又は特技において国際的に活躍する者あるいはそれに準ずる者
- (3) やる気チャレンジ奨学生：本学学生がチャレンジする活動において、その活動が達成された者。又はその活動が本学の名誉を高め、学生に希望と勇気を与えたと認められた者

(奨学金の内容等)

第4条 前条に規定する本大学院の奨学金の内容は、次の各号に定める。

- (1) 入学時特待奨学生：入学年度後学期授業料の半額免除とする。
- (2) 成績優秀特別奨学生：授業料の全額免除又は半額免除とする。なお、特に優秀な者は最終年次までの授業料全額を免除することができる。
- (3) やる気チャレンジ奨学生：採用者には最大500,000円給付する。

(奨学生の適用)

第5条 入学時特待奨学生、成績優秀特別奨学生及びやる気チャレンジ奨学生の適用範囲及び対象人数は、北翔大学大学院奨学生の募集及び選考等の取扱要項（以下「取扱要項」という。）に定める。

(奨学生の募集の方法及び時期)

第6条 奨学生の募集の方法及び時期に関する事項は、取扱要項に定める。

(奨学生の選考、採用)

第7条 入学時特待奨学生、成績優秀特別奨学生及びやる気チャレンジ奨学生の選考は、次の各項に定める手続きにより行うものとする。

2 入学時特待奨学生は、次の各号に定める手続きにより行うものとする。

- (1) 奨学生採用候補者のうちから研究科委員会の審査・選考を経て、学長が採用を決定するものとする。
- (2) 奨学生の決定は、大学院委員会に報告するものとする。

3 成績優秀特別奨学生は、次の各号に定める手続きにより行うものとする。

- (1) 別に設置する選考委員会において審査・選考を行い、奨学生採用者を決定する。

(2) 前号に規定する選考委員会は学長、研究科長、学部長、教育支援総合センター長、学生生活支援オフィス長、事務局長をもって構成し、委員長には学長をもって充てる。

(3) 奨学生の決定は、大学院委員会に報告するものとする。

4 やる気チャレンジ奨学生は、次の各号に定める手続きにより行うものとする。

(1) 別に設置する選考委員会において審査・選考を行い、奨学生採用者を決定する。

(2) 前号に規定する選考委員会は学長、副学長、教育支援総合センター長、学生生活支援オフィス長、事務局長、その他学長が必要と認める者をもって構成し、審査を行う。委員長には学長をもって充てる。

(3) 奨学生の決定は、大学院委員会に報告するものとする。

(採用の通知及び報告)

第8条 前条の規定により奨学生の採用を決定したときは、学長は、本人及び関係者に通知するものとする。

2 学長は、前条の規定により奨学生の採用を決定したときは、常勤理事会に報告するものとする。

(奨学生の義務等)

第9条 奨学生として採用された者は、本大学院奨学制度の目的を十分に理解し、常に本大学院学生としての自覚をもって行動するとともに勉学に励まなければならない。

2 奨学生は、年度末までに、別に定める奨学生報告書を提出しなければならない。

(奨学生資格の喪失)

第10条 奨学生が年度の途中で転学、退学、除籍、又は死亡等により本大学院学生の身分を失ったとき、休学及び本大学院学則に違反し懲戒処分を受けたとき若しくは当該年度の学費等が学期の末日まで、又は延・分納の手続きによる納付が履行されないときは、その日の属する月を以て、奨学生の資格を喪失するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、奨学生が病気その他止むを得ない事情で休学した場合で、その期間が3ヶ月未満であり、かつ、当該年度内に復学した場合は、学長が特に必要と認めた場合に限り、復学した日の属する月の翌月から奨学生の身分を復活させることができる。

(奨学金の返還)

第11条 奨学生が前条第1項の規定により奨学生資格を喪失したときは、前条第2項に該当する場合を除き、既に給付した奨学金を返還させることができる。

(事務所管)

第12条 この規程に基づく奨学金に関する事務は、教育支援総合センター学生生活支援オフィスが所管する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、奨学生の募集及び選考その他奨学制度の運用に関し必要な事項は、常勤理事会の議を経て学長が別に定める。

(改正)

第14条 この規程の改正は、常勤理事会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成21年5月20日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (奨学融資奨学生の廃止に伴う改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（成績優秀特別奨学生追加に伴う改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（事務所管に関する文言の整理に伴う改正）

この規程は、平成29年5月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（大学院の略記の改正及び規程の整備に伴う改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（やる気チャレンジ奨学生制度追加に伴う改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

16. 学校法人北翔大学 キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程

（目的）

第1条 学校法人北翔大学（以下「法人」という。）は、法人の教育活動や研究活動の場に在学・在籍・勤務する人、及びそれに関連する構成員に対する、あらゆる形の嫌がらせや人権侵害をなくし、これら全ての人々が快適な環境で教育・学習・研究・労働を行う権利を擁護する。

2 この規程は、法人におけるキャンパス・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に公正・適正に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

3 この規程を補い有効に機能させるために「キャンパス・ハラスメントの防止等のための指針」を別に定める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) キャンパス・ハラスメントとは、「セクシュアル・ハラスメント」、「アカデミック・ハラスメント」、「アルコール・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」の他、法人関係者によって引き起こされる「その他のハラスメント」をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する性的、暴力的な言動を行い、相手に不利益や不快感を与える行為をいう。
- (3) アカデミック・ハラスメントとは、学校における職務上、修学上又は研究上の優越的地位を不当に利用して、相手の職務上、修学上若しくは研究上の権利を侵害し、又は人格を辱める言動や行為をいう。
- (4) アルコール・ハラスメントとは、アルコールにまつわる嫌がらせや人権侵害の言動をいう。具体的には飲酒の強要、イッキ飲み、酔いつぶし、酔ってからむ言動や飲めない人への配慮を欠く行為をいう。
- (5) パワー・ハラスメントとは、職制や管理する立場にある者が職場内での立場を悪用して権力を使い、職場と関係のない嫌がらせを繰り返し、精神的苦痛を与えること及び職場環境に深刻な影響を与える言動や行為をいう。
- (6) その他のハラスメントとは、言葉や態度、身振りや文書などによって、人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、職場や修学等をやめざるを得ない状況に追い込んだり、

キャンパス内の雰囲気悪くさせる言動等（モラル・ハラスメント）をいう。

- (7) ハラスメントに起因する問題とは、ハラスメントにより相手の職務上、修学上、若しくは研究上の環境が害されること、及びハラスメントへの対応に起因して相手が職務上、修学上、又は研究上の不利益を受けることという。

(適用の範囲)

第3条 この規程の適用対象は、次の各号に定める。

- (1) 役員、職員：法人の役員及び法人において就業する職員
- (2) 学生：大学院学生、学部学生、学科学生、研究生、聴講生、科目等履修生、その他の法人が設置する学校において修学している者
- (3) 関係者：学生の保護者、関係業者その他の役員、職員又は学生と職務上、修学上又は研究上の関係を有する者

(理事長の責務)

第4条 理事長は、法人におけるハラスメントの防止等に関し、最終的な責任を負う。

(学長の責務)

第5条 学長は、学校において人権侵害のない学校づくりを推進することをはじめ、再発防止や被害者の救済、問題解決など、本規程や「キャンパス・ハラスメントの防止等のための指針」に定めるあらゆる過程において責任をもつ。

(指導・啓発)

第6条 次に掲げる者は、ハラスメントの発生の防止のため、職員及び学生に対する指導・啓発等を行うものとする。

- (1) 北翔大学（短期大学部を含む。）

学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、学生生活支援委員長、学習支援委員長、図書館長、センター長、オフィス長及び事務局長

(役員、職員及び学生の責務)

第7条 役員、職員及び学生は、この規程及びハラスメントの防止等のための指針（別紙）を十分に理解し、ハラスメントを行わないよう努めなければならない。

(苦情・相談の申出)

第8条 役員、職員、学生及び関係者は、第9条に規定するキャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）にハラスメントに関する苦情・相談を申し出ることができる。

2 事情によって本人自らが申出できない場合には、本人から依頼を受けた者が、本人に代わって申出できる。

3 本人又はその代理人は、この申出によって不利益を受けない。本人又はその代理人は、申出によって不利益を受けたと認知する場合には、第11条に規定するキャンパス・ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）に対し、その事実に関する調査及び解決を申し立てることができる。

4 本人又はその代理人は、申出を取り下げることができる。

5 申出は、別紙様式1「キャンパス・ハラスメント苦情・相談申出書（学生用）」または別紙様式2「キャンパス・ハラスメント苦情・相談申出書（教職員用）」の書面によるもののほか、口頭、電話、文書、ファクシミリ、電子メール等で行うことができる。ただし、所定の書面によらない申出については、相談員が、これを書面に記録し、申出人の署名を得るものとする。

(キャンパス・ハラスメント相談員)

第9条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情・相談」という。）に対応するため、キャンパス・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、被害を訴えた者に対し、本人本位に事情を聞き取り、救済や問題解決の手続きを伝え、今後とるべき方法について本人が意思決定できるよう援助する。相談員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 苦情・相談を受け付ける。
- (2) 前号の苦情・相談の内容を、第10条に規定するキャンパス・ハラスメント相談員会議に報告する。
- (3) 必要に応じ、当事者等に事実確認を行う。

3 相談員は、相談者や当事者等のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分配慮する。

4 相談員は、次の各号により、学長が任命する。

- (1) 北翔大学（短期大学部含む。以下同じ。）各学科の教育職員のうちから学科長が推薦する者、それぞれ各1名
- (2) 事務職員・技術職員のうちから事務局長が推薦する者3名
- (3) その他、職員のうちから学長が指名する者2名を加えることができる。

5 前項に規定する者の他、ハラスメントの防止等に関する識見を有する学外者を相談員に加えることができる。

6 相談員は、性別や職階等に偏りがないように選任されるものとする。

7 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 相談員が任期の途中で欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(キャンパス・ハラスメント相談員会議)

第10条 苦情・相談への対応を適切かつ円滑に行うため、北翔大学にキャンパス・ハラスメント相談員会議（以下「相談員会議」という。）を置く。

2 相談員会議は、相談員をもって組織し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 苦情・相談への対応方針を検討し、必要な措置を講ずる。
- (2) 相談員がハラスメントに係る苦情・相談を受けた場合、相談員会議代表者は権限を有する学内機関や職員に対して問題解決のための調整を依頼することができる。
- (3) ハラスメントに起因する問題に係る事実関係の調査を防止対策委員会に要請する。
- (4) ハラスメント被害の相談があり、緊急に被害申し立て者に対する保護を講ずるべき事項があると判断した場合には、権限を有する学内機関の長に文書をもって措置を要請する。又、要請を行ったことを防止対策委員会に通知する。
- (5) 苦情・相談の事例を研究する。

3 相談員会議に議長を置き、相談員の互選によって選出する。

4 相談員会議議長は、相談員会議を代表する。

(キャンパス・ハラスメント防止対策委員会)

第11条 ハラスメントの防止等に関する施策を実施するため、北翔大学にキャンパス・ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を置く。

2 防止対策委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ハラスメントの防止等に関する施策を策定する。

- (2) ハラスメントに起因する問題についての事実関係を調査し、当該調査結果等について、相談者に報告する。
 - (3) ハラスメントに起因する問題に係る役員、職員、学生及び関係者に対する必要な身分上の措置等に関し、関係部署の長、又は学生生活支援委員会に要請する。
 - (4) 必要な場合には、相談者に対する緊急保護措置を理事長に要請する。
 - (5) ハラスメントの防止等に係る環境の改善並びに役員、職員、学生及び関係者への指導・啓発等に関し、関係部署の長、又は学生生活支援委員会に要請する。
 - (6) ハラスメントの防止等に関する啓発活動及び研修を実施する。
 - (7) その他ハラスメントの防止等に関する必要な業務を行う。
- 3 防止対策委員会は、前項に規定する業務を行うにあたり、必要に応じ、学長及び理事長に報告するものとする。

(防止対策委員会の組織)

第12条 防止対策委員会は、職員のうちから、それぞれ若干名の委員をもって構成し、委員は理事長が任命する。

- 2 防止対策委員会に委員長を置き、理事長が指名する者をもって充てる。委員は、短期大学部長が推薦する者1名、大学学部長が推薦する者それぞれ各1名、事務局長が推薦する者1名、及び事務局総務部総務課長をもって構成する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が任期の途中で欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員長は、防止対策委員会の業務を統括する。

(キャンパス・ハラスメント調査委員会)

第13条 ハラスメントに起因する問題について、事実関係を調査するために、当該問題ごとに防止対策委員会にキャンパス・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

- 2 防止対策委員会は、相談申出人の意に反して調査委員会を設置することはできない。
- 3 調査委員会は、個人の秘密を厳守し、次の業務を行う。
 - (1) 当事者・関係者からのヒヤリングの実施など、問題解決に必要な事項を調査する。なお、ヒヤリングは当事者の事前の同意を得て実施することとし、男女各1名以上の調査委員により行う。
 - (2) 防止対策委員会等への調査結果の報告。
- 4 調査委員会は、調査委員長及び男女各1名、又は男女各2名の委員で組織する。
- 5 調査委員長並びに調査委員は、防止対策委員会の推薦により防止対策委員長が委嘱する。ただし、当該苦情・相談を担当する相談員及び当該苦情・相談の当事者との間において利害関係がある者を委員に委嘱することはできない。
- 6 防止対策委員長は、調査委員会による調査の過程で、委員と当該苦情・相談の当事者との間において利害関係があることが明らかになったときは、直ちに当該委員の委嘱を解くものとする。
- 7 委員は、複数の調査委員会の委員を兼ねることができる。
- 8 委員長以外の氏名、所属等は公表されない。ただし、相談等申出人には調査委員について通知するものとする。
- 9 防止対策委員会は、当該ハラスメントに起因する問題が解決したときは、調査委員会を解散するものとする。

(弁護士への調査委任)

第14条 防止対策委員会が必要と認めるときには、事実関係の調査を弁護士に委任することができる。

2 前項の委任を行うときは、あらかじめ理事長の同意を得なければならない。

(報告、要請、勧告等の文書化)

第15条 相談員、相談員会議、防止対策委員会、調査委員会における報告、要請、勧告等は、原則としてすべて文書によって行われなければならない。

(守秘義務)

第16条 ハラスメントに起因する問題に携わる者は、当事者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、任務遂行上知り得た内容について他に漏らしてはならない。又、退任後、退職後、卒業等後も同様とする。

(不利益な取扱いの禁止)

第17条 役員、職員及び学生は、ハラスメントに対する苦情・相談、当該苦情・相談に係る調査への協力、その他ハラスメントに関する正当な対応をした者に対して、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。又、二次被害が生じないように十分に配慮しなければならない。

(虚偽の申し立て・証言の禁止)

第18条 虚偽の申し立て・証言をしてはならない。又、虚偽の申し立て・証言により関係者に不利益が生じたり、あるいは生じる恐れがある場合、理事長及び学長は速やかに、その回復や予防の為の措置を講じなければならない。

(不服の申し立て)

第19条 当事者はその処分や措置内容に不服がある場合、防止対策委員長に申し立てを行うことができる。

2 不服申し立ては、同一事案に対して一度しか認められない。

(事務所管)

第20条 防止対策委員会、調査委員会及び相談員会議に関する事務は、事務局総務部が処理する。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等について必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成20年7月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、学校法人浅井学園セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成16年7月26日制定)を廃止する。

附 則 (職制の変更に伴う改正及び辞令式等の整備に伴う改正)

この規程は、平成20年12月5日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則 (組織機構改正に伴う改正)

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（防止対策委員会委員の選任に係る規定の改正に伴う改正）

- 1 この規程は、平成22年7月6日から施行する。
- 2 現北翔大学ハラスメント防止対策委員会委員長（担当副学長）の任期は、平成22年8月31日までとする。現北海道ドレスメーカー学院ハラスメント防止対策委員会委員長（副院長）の任期は、平成22年8月31日までとする。

附 則（苦情・相談申出書の制定及び（別紙）I. キャンパス・ハラスメントの防止等のための指針（ガイドライン）の改正）

この規程は、平成27年5月19日から施行する。

附 則（相談員構成の変更に伴う改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（法人名称変更、北海道ドレスメーカー学院の設置者変更及び規定の整備に伴う改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

17. 学校法人北翔大学 学生に関する個人情報の取扱規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、学校法人北翔大学個人情報保護規程第21条の規定に基づき、学校法人北翔大学（以下「法人」という。）が保有する学生に関する個人情報の取扱いについて基本事項を定め、もって個人情報の収集、管理及び利用に関する法人の責務を明らかにするとともに、学生に自己に関する個人情報の開示、訂正及び削除等の請求権を保障することによって、学生個々人が自らの情報の主体者としての行動を促進することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、「学生」とは、現在及び過去の学生、「教職員」とは教育職員、事務職員、技術職員及び法人の業務に直接関わりがあり、又は関わりがあった者をいう。

- 2 この規程において、「個人情報」とは、学生について特定の個人が識別され、又は識別され得るものであって、教職員が業務上取得又は作成した情報（文書、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するものに記録されたものを含む。）をいう。

（責務）

- 第3条 学長はこの規程の目的を達成するため個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 教職員又は教職員であった者は、業務上知り得た個人情報をみだりに法人内の教職員も含め他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 学生、教職員は個人情報保護の重要性を認識し、法人外の組織、団体に業務上又は自主的な活動において対応する場合は本規程によって学生個人の権利利益を侵害しないように努めなければならない。

第2章 個人情報の収集及び利用の制限等

(個人情報収集の制限)

第4条 教職員が業務上個人情報を収集するときは、利用目的を明確にし、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。ただし、思想及び信教に関する個人情報は、いかなる理由があろうともこれを収集してはならない。

2 教職員が業務上、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当するときは除き、直接本人から収集しなければならない。

- (1) 本人の同意があるとき。(別紙様式第1 個人情報の間接提供に関する同意書による。)
- (2) 個人の生命、身体、健康、財産に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。
- (3) 教育職員の教育指導上、特段の必要性があるとき。
- (4) 法の定めるところにより、行政機関から依頼があったとき。
- (5) 指導又は相談援助に関わって、本人から収集したのでは目的を達成することができないか、業務に支障があると認められるとき。
- (6) 学長が正当な理由があると認めたとき。

(個人情報の適正管理)

第5条 学長は、個人情報の保護のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破損その他の事故の防止
- (2) 改ざん及び漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性及び最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄又は消去

2 学長は前項の事務をはじめ、本規程に基づく業務を適切に執行するため、学生に係る個人情報保護管理責任者(以下「管理責任者」という。)を選任する。

3 前項の事務業務について、管理責任者の統括のもと、総務部総務課が所管する。

(個人情報の利用制限)

第6条 教職員は、業務上収集した個人情報をその目的以外のために利用又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。(別紙様式第2 個人情報の目的外利用に関する同意書による。)
- (2) 個人の生命、身体、健康に対する急迫の危険を避けるためにやむを得ないと認められるとき。
- (3) 教育職員及び保護者の教育上、特段の必要性があるとき。
- (4) 法の定めがあるとき。
- (5) 学長又は管理責任者が必要と認めたとき。

2 前項第1から4の各号に該当して個人情報を利用又は提供する場合、又は緊急に対応した場合は、当該部局の業務責任者はすみやかに管理責任者に届け出なければならない。

3 第1項第5号に該当して個人情報を利用する場合は、当該部局の業務責任者はすみやかに提供を受ける部局の業務管理者に、別紙様式第3 個人情報目的外利用提供申請書により届け出なければならない。

(個人情報の学内取扱い)

第7条 収集した個人情報をその目的のために利用するにあたり、教育職員は所属する学部以外の学部（以下「他学部」という。）又は所属する学部内の学科のうち所属する学科以外の学科（以下「他学科」という。）若しくは事務局組織から個人情報の提供を受ける場合は、他学部にあつては当該学部の学部長、他学科にあつては当該学科の学科長、事務局組織にあつては所管課長に、別紙様式第4 個人情報提供申請書によるものとする。

（個人情報に関する業務の学外委託）

第8条 個人情報に関する業務を学外に委託するときは、業務責任者は委託業者との間で個人情報の保護に関する必要な措置をとらなければならない。

（収集の届出）

第9条 教職員は、新たに個人情報を収集するときは、あらかじめ次の事項について管理責任者に、別紙様式第5 個人情報直接収集申請書により届け出なければならない。

- (1) 個人情報の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の収集対象者
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の記録形態

2 前項により届け出た事項を変更又は廃止するときは、業務責任者は、あらかじめこれを管理責任者に報告しなければならない。

第3章 個人情報の開示、訂正等

（自己に関する個人情報の開示）

第10条 学生は法人が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 開示の請求があつたときは、管理責任者はこれを開示しなければならない。ただし、その個人情報が、個人の選考、評価、判定、学生健康記録その他に関するものであつて、本人に知らせないことが明らかに適当であると認められるときは、その個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

3 個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を本人に通知しなければならない。

4 第1項に規定する請求は、管理責任者に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した別紙様式第6 個人情報開示訂正依頼書を提出することにより行う。

- (1) 所属及び氏名
- (2) 個人情報の名称及び記録項目
- (3) 請求の理由
- (4) その他管理責任者が必要と認めた事項

（自己に関する個人情報の訂正又は削除）

第11条 学生は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、前条第4項に定める手続きに準じて、管理責任者に対し、その訂正又は削除を請求することができる。

2 管理責任者は前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正又は削除に応じないときは、その理由を

文書により本人に通知しなければならない。

第4章 不服の申立て

(不服の申立て)

第12条 自己の個人情報に関し、第10条第2項に規定する請求に基づいてなされた措置に不服がある学生は、本人であることを明らかにして、学長に対し、申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の不服申立てを受けたときは、すみやかに審査し、その結果を文書により本人に通知しなければならない。

3 不服の申立ては、次に掲げる事項を記載した、別紙様式第7 個人情報不服申立て書を学長に対し提出することにより行う。

- (1) 不服の申立てを行う者の所属及び氏名
- (2) 不服申立て事項
- (3) 不服申立て理由
- (4) その他学長が必要と認めた事項

第5章 管理

(事務所管)

第13条 本規程の事務は総務部総務課が所管する。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (大学・短期大学部の名称変更に伴う改正)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (個人情報管理責任者に係る規定改正に伴う改正)

1 この規程は、平成22年7月15日から施行する。

附 則 (事務所管に関する文言の整理に伴う改正)

この規程は、平成29年5月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (法人名称の変更、ドレスメーカー学院の設置者変更及び引用規程の改正に伴う改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

X 校舎案内

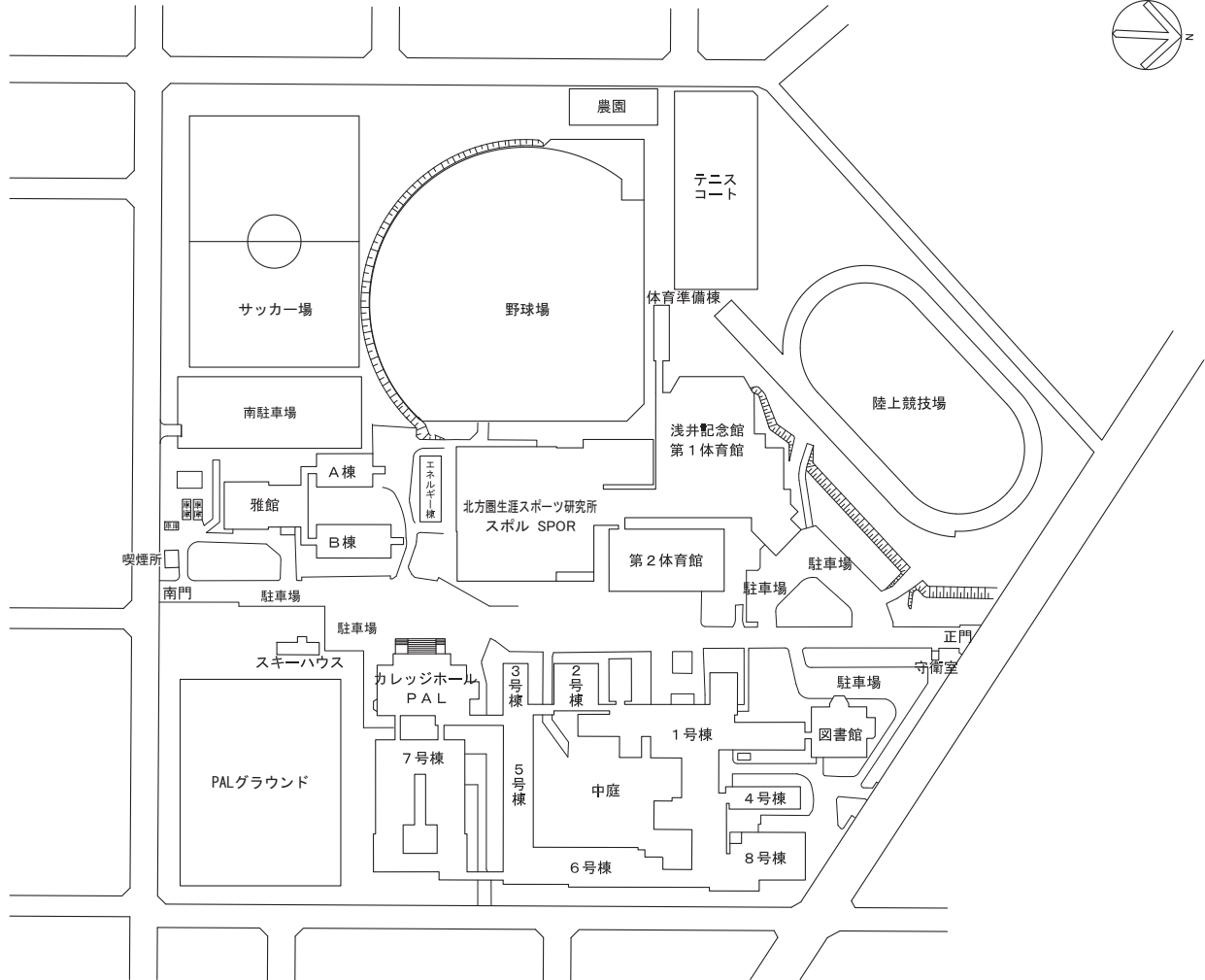
1 配置図

2 平面図および避難経路図

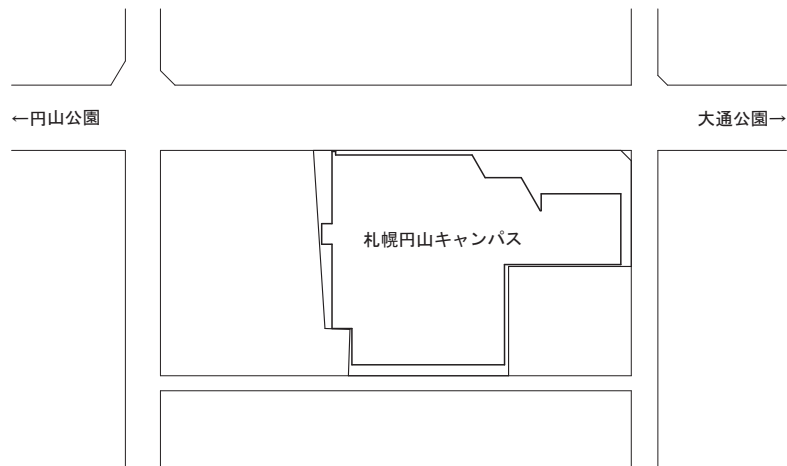
3 研究室一覧

1. 配置図

北翔大学・北翔大学短期大学部
〒069-8511 北海道江別市文京台23番地

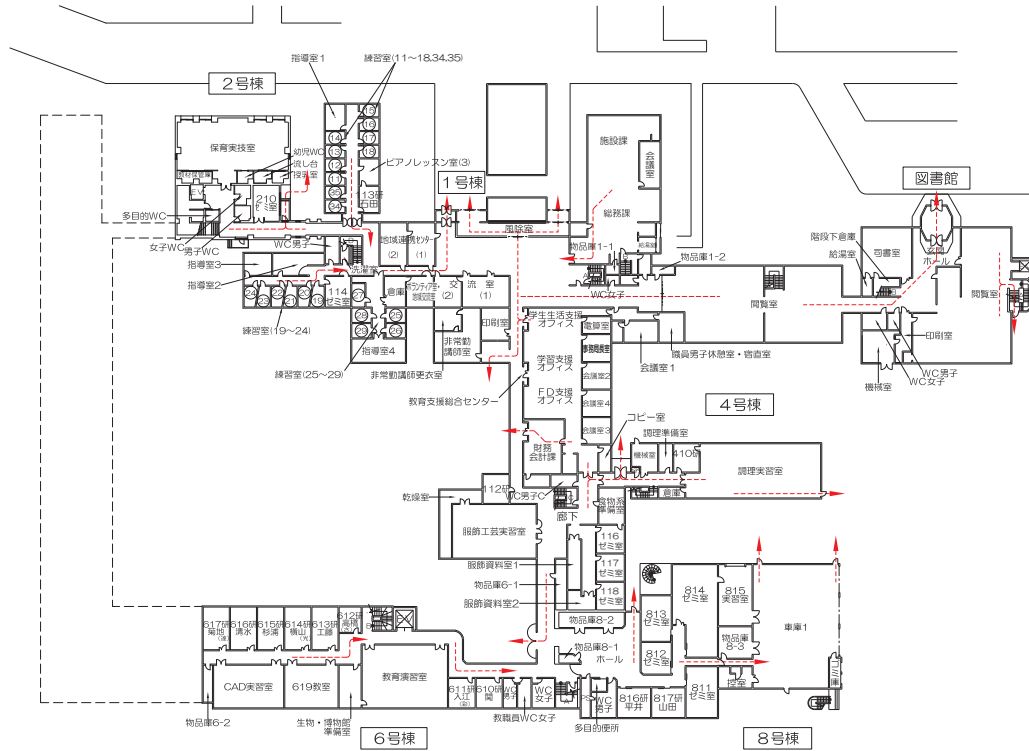


北翔大学 札幌円山キャンパス
〒064-0801 北海道札幌市中央区南1条西22丁目1番1号

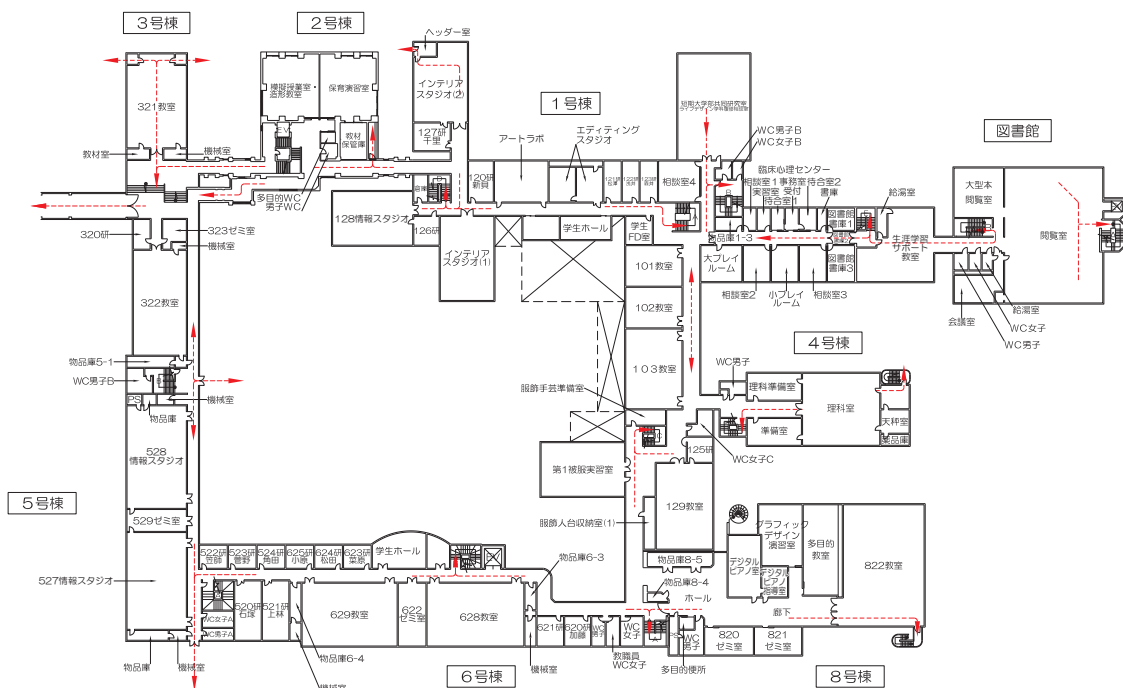


2. 平面図および避難経路図 (- - -> 避難経路を示す)

1 階

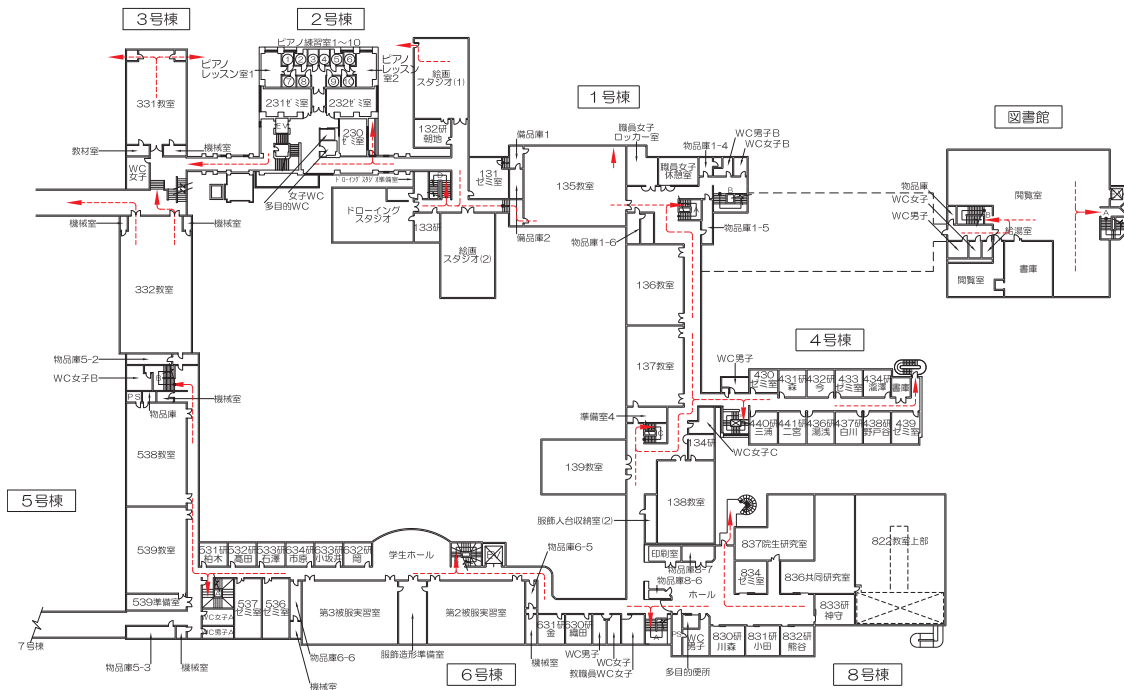


2 階

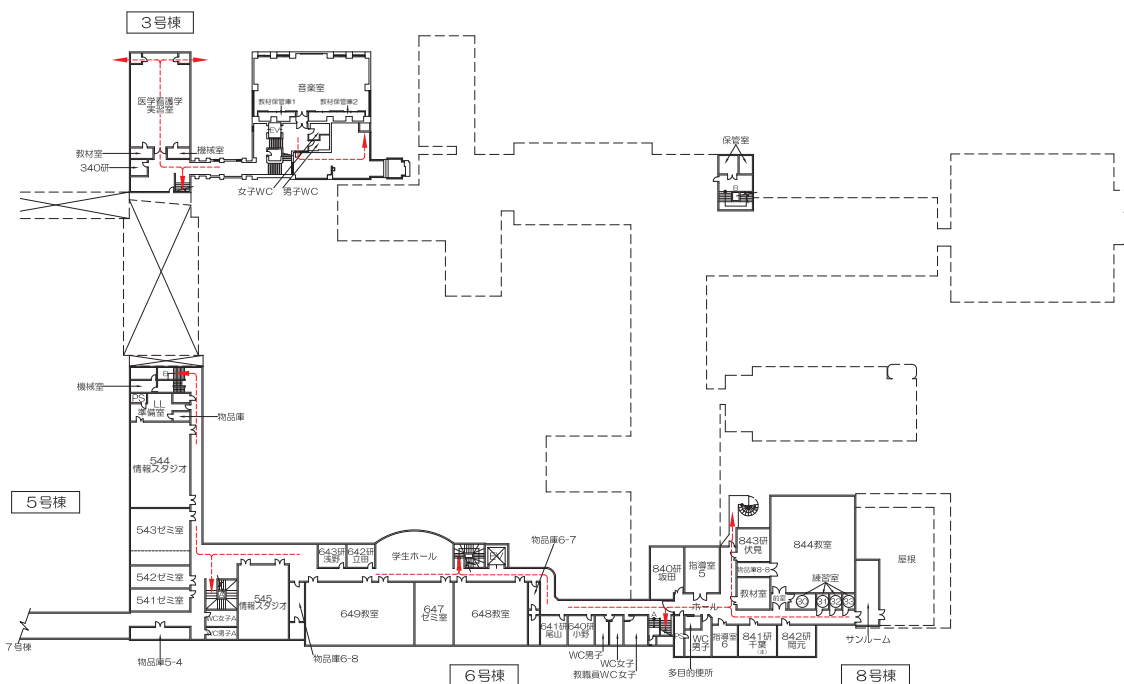


(- - - -> 避難経路を示す)

3階



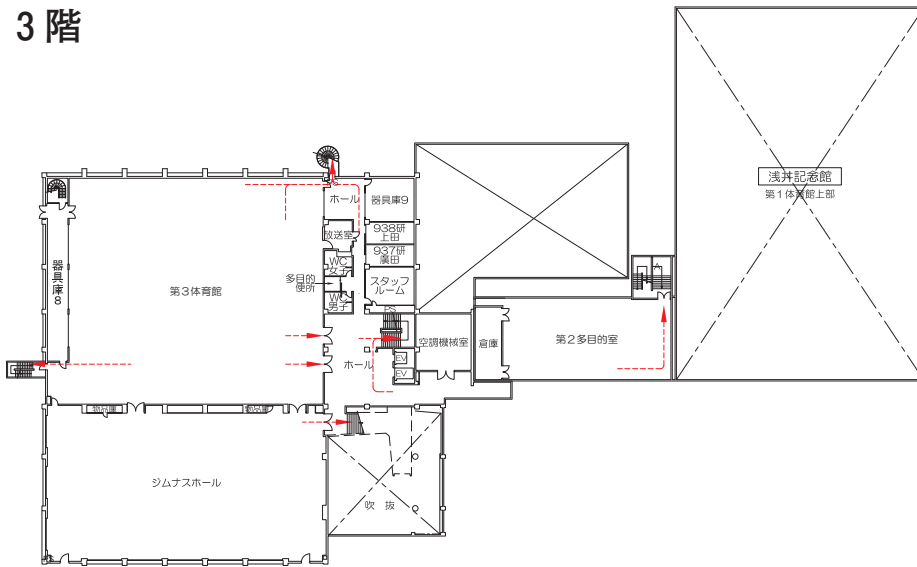
4階



X 校舎案内

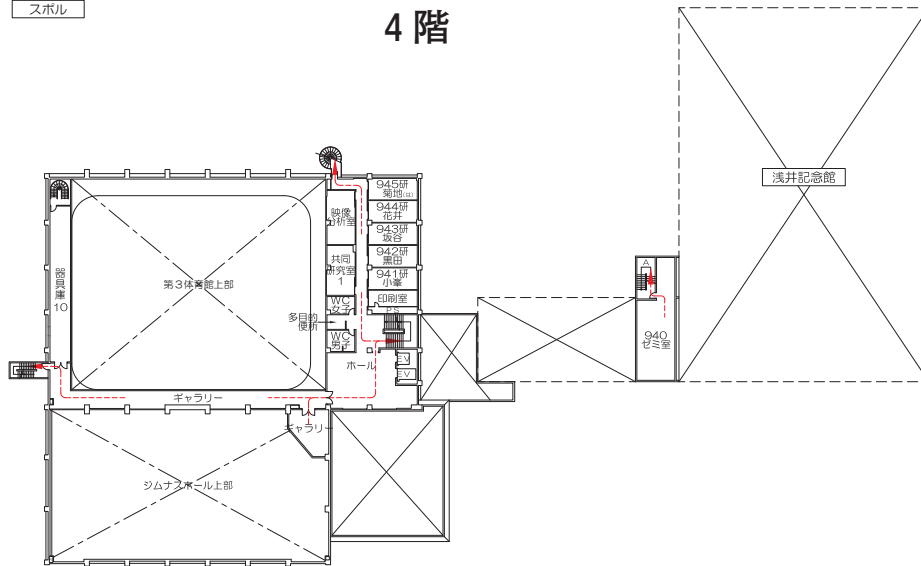
(- - - -> 避難経路を示す)

3階



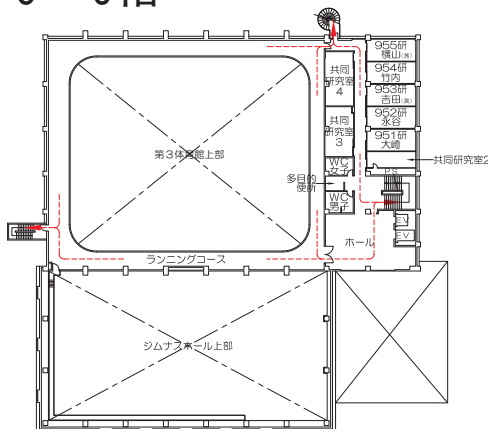
スポル

4階

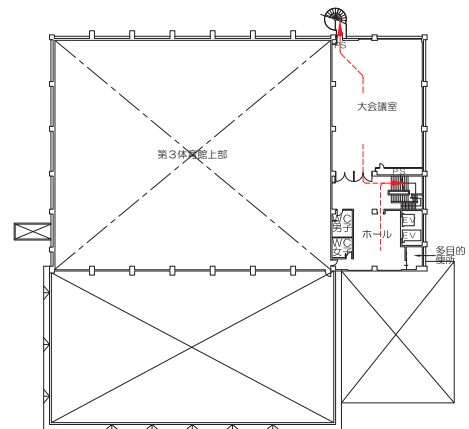


スポル

5・6階

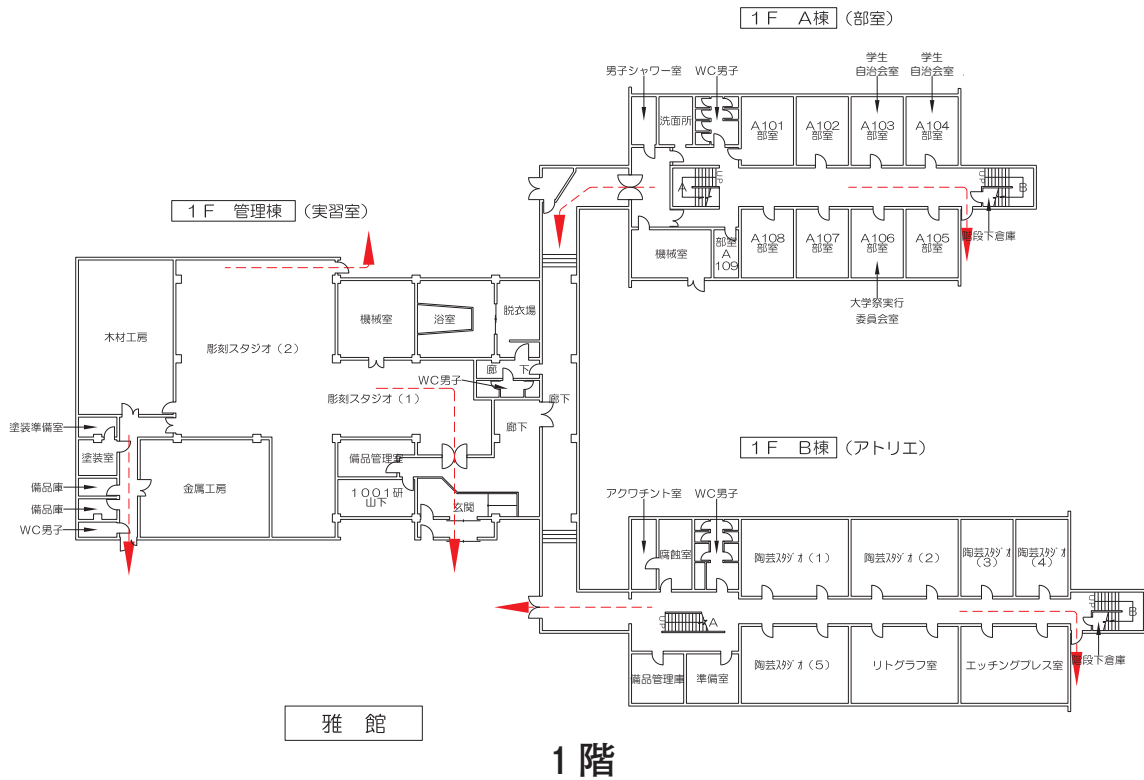


スポル



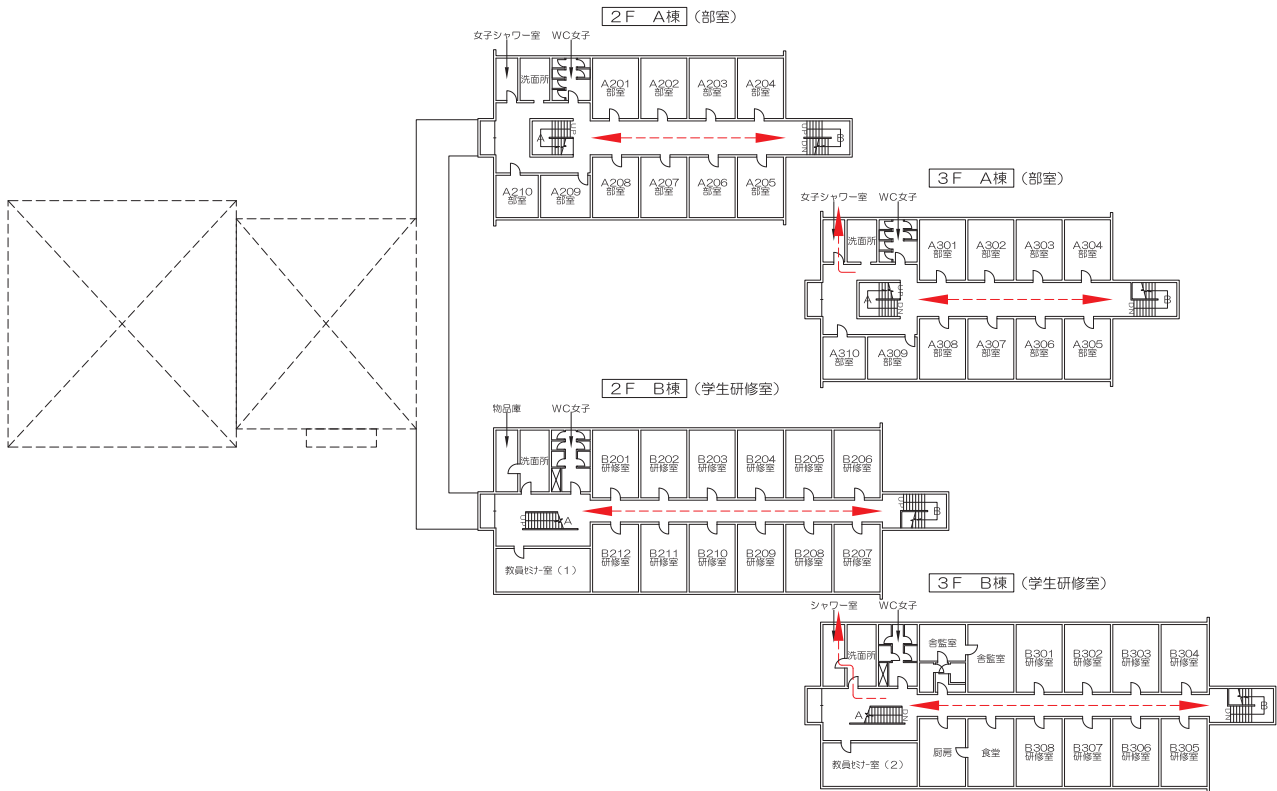
雅 館

(- - - -> 避難経路を示す)



雅 館

1 階

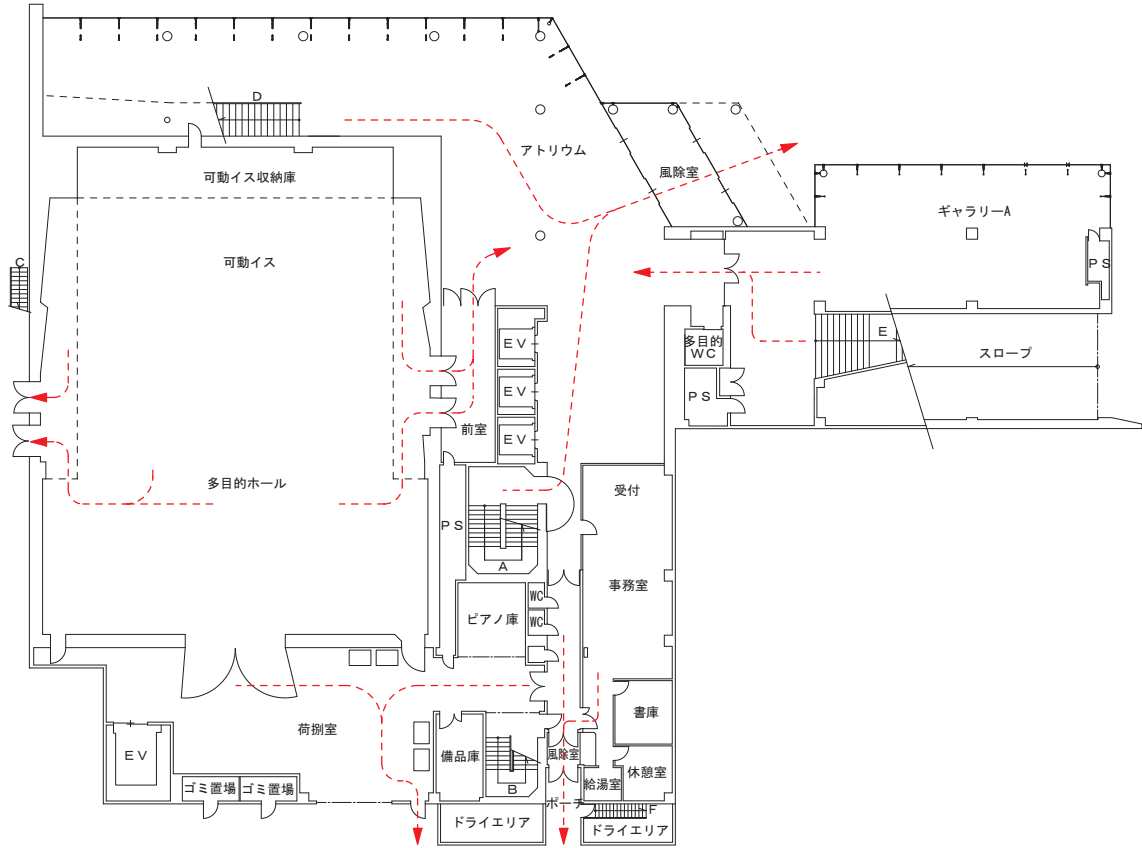


2・3階

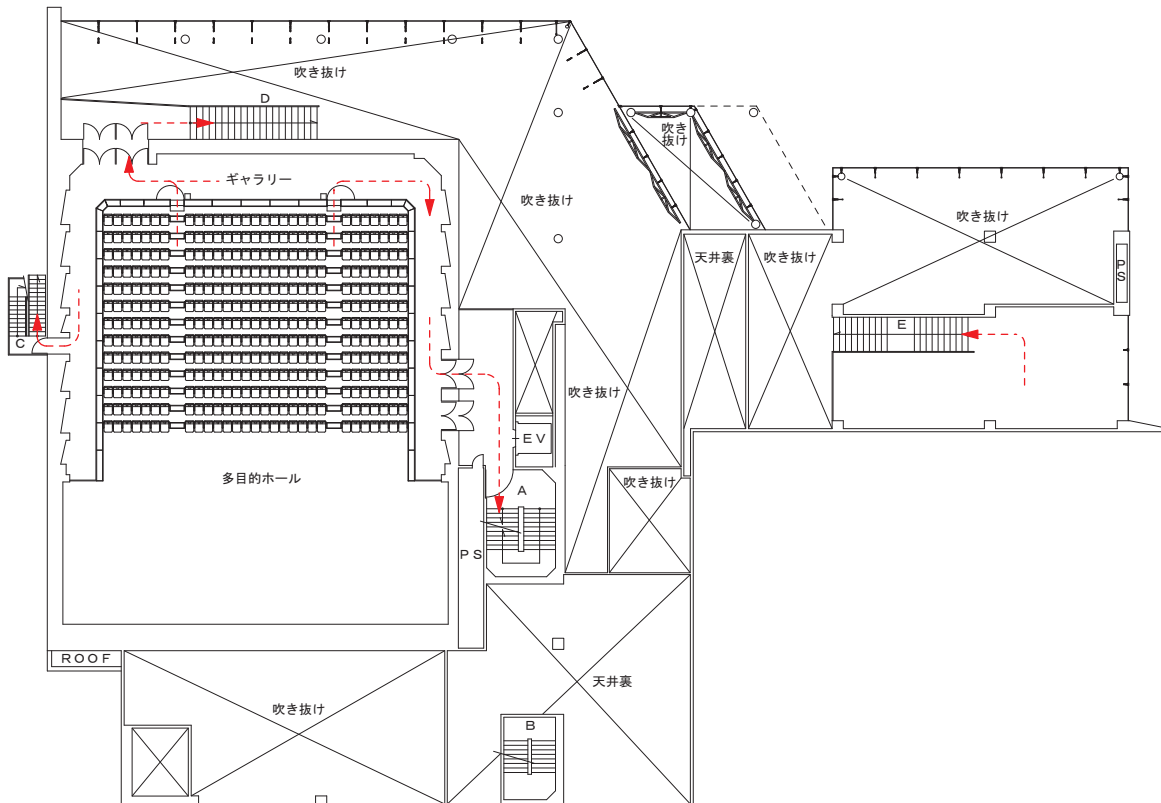
札幌円山キャンパス

(- - - -> 避難経路を示す)

1階



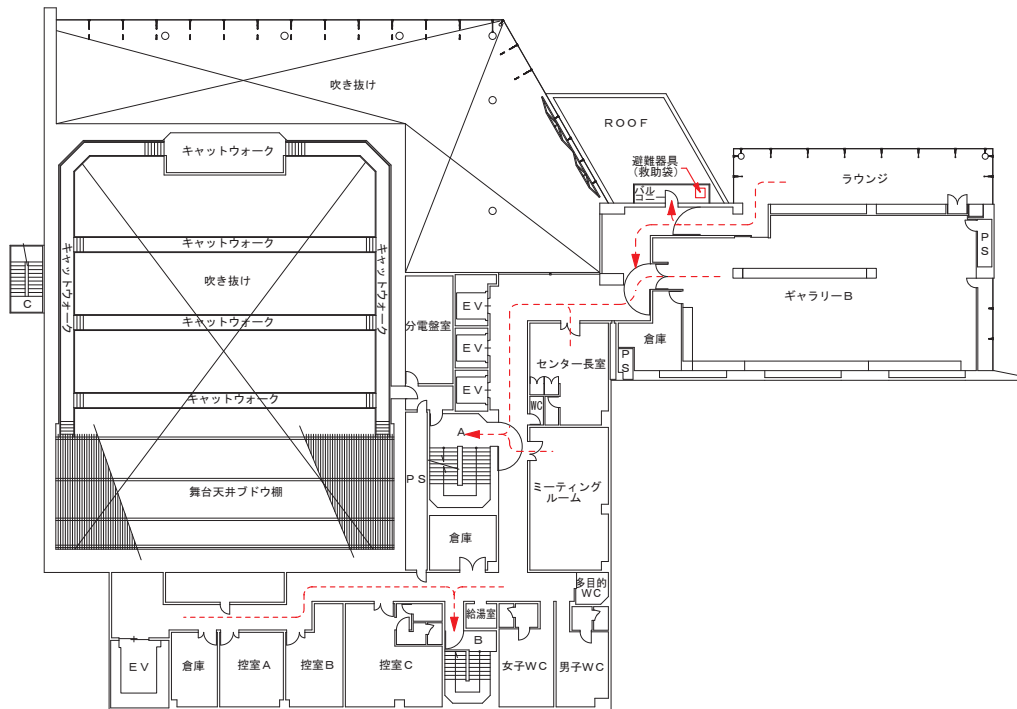
2階



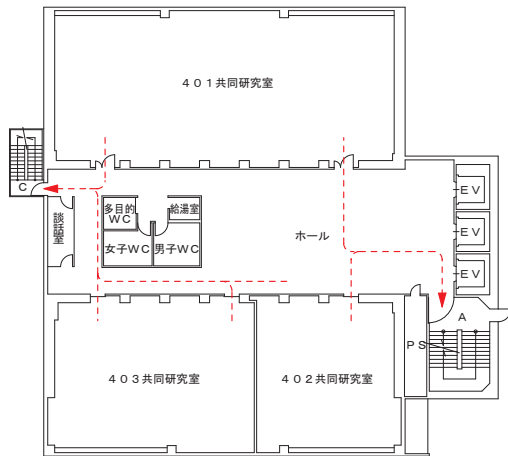
× 校舎案内

3階

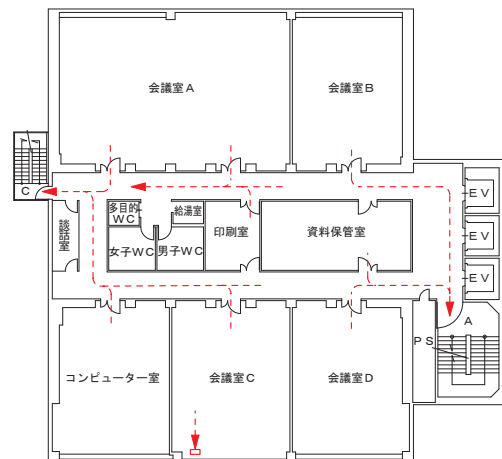
(- - - -> 避難経路を示す)



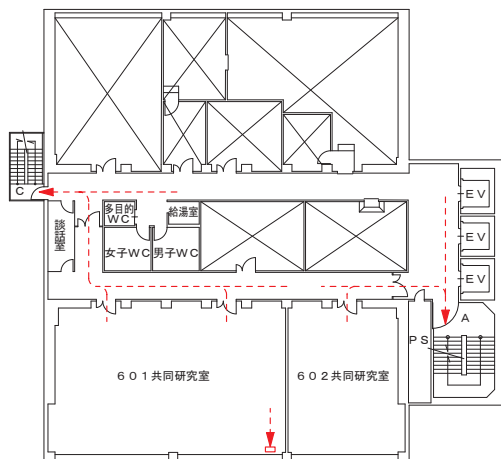
4階



5階



6階



3. 研究室一覧

氏名	研究室	場所
学長 佐々木 浩子	学長室	7号棟 5 F
副学長 山本 敬三	726	7号棟 2 F
副学長 横山 光	614	6号棟 1 F

臨床心理学研究科		
研究科長 新川 貴紀	752	7号棟 4 F
飯田 昭人	747	7号棟 4 F
入江 智也	759	7号棟 4 F
河村 麻果	751	7号棟 4 F
小坂 守孝	741	7号棟 4 F
小林 一彦	774	7号棟 5 F
澤 聡一	745	7号棟 4 F
本阿彌 はるな	754	7号棟 4 F

生涯学習学研究科		
研究科長 三浦 公裕	440	4号棟 3 F
浅井 貴也	122	1号棟 2 F
朝地 信介	132	1号棟 3 F
石塚 誠之	520	5号棟 2 F
小原 直哉	625	6号棟 2 F
柏木 純子	531	5号棟 3 F
神守 一志	833	8号棟 3 F
上林 宏文	521	5号棟 2 F
杉浦 勉	615	6号棟 1 F
千里 政文	127	1号棟 2 F
伏見 千悦子	843	8号棟 4 F
松澤 衛	121	1号棟 2 F
山田 潮	817	8号棟 1 F
横山 光	614	6号棟 1 F

生涯スポーツ学研究科		
研究科長 小坂 井 留 美	633	6号棟 3 F
井出 幸二郎	922	浅井記念館 2 F
畝中 智志	920	浅井記念館 2 F
沖田 孝一	030	PAL 3 F
小田 史郎	831	8号棟 3 F
黒田 裕太	942	スポル 4 F
高田 真吾	532	5号棟 3 F
瀧澤 聡	434	4号棟 3 F
竹田 唯史	765	7号棟 4 F
永谷 稔	952	スポル 5 F
花井 篤子	944	スポル 4 F
山本 敬三	726	7号棟 2 F
吉田 真	953	スポル 5 F
吉田 昌弘	925	浅井記念館 2 F

生涯スポーツ学部

氏名	研究室	場所
学部長 竹 田 唯 史	生涯スポーツ学部長室	7号棟5F

生涯スポーツ学科		
学科長 永 谷 稔	952	スポル5F
井 出 幸 二 郎	922	浅井記念館2F
上 田 知 行	938	スポル3F
畝 中 智 志	920	浅井記念館2F
大 崎 哲 也	951	スポル5F
大 宮 真 一	921	浅井記念館2F
沖 田 孝 一	030	PAL3F
小 田 史 郎	831	8号棟3F
尾 山 清 龍	641	6号棟4F
川 森 功 偉	830	8号棟3F
菊 地 は る ひ	945	スポル4F
黒 澤 直 子	748	7号棟4F
黒 田 裕 太	942	スポル4F
小 坂 井 留 美	633	6号棟3F
小 峯 秋 二	941	スポル4F
今 竜 一	924	浅井記念館2F
坂 谷 充	943	スポル4F
白 川 敦	437	4号棟3F
杉 岡 品 子	756	7号棟4F
高 田 真 吾	532	5号棟3F
瀧 澤 聡	434	4号棟3F
竹 内 雅 明	954	スポル5F
竹 内 美 幸	758	7号棟4F
竹 田 唯 史	765	7号棟4F
竹 田 千 春	743	7号棟4F
立 田 祐 子	642	6号棟4F
野 戸 谷 睦	438	4号棟3F
花 井 篤 子	944	スポル4F
久 野 真 知 子	767	7号棟4F
廣 田 修 平	937	スポル3F
森 靖 明	431	4号棟3F
八 卷 貴 穂	750	7号棟4F
山 本 敬 三	726	7号棟2F
横 山 茜 理	955	スポル5F
吉 田 修 大	744	7号棟4F
吉 田 真	953	スポル5F
吉 田 昌 弘	925	浅井記念館2F
吉 田 竜 平	769	7号棟4F
渡 部 峻	923	浅井記念館2F

教育文化学部

氏名	研究室	場所
学部長 小坂守孝	741	7号棟4F

教育学科		
学科長 工藤ゆかり	613	6号棟1F
石塚誠之	520	5号棟2F
市原純	634	6号棟3F
岩田直美	749	7号棟4F
岡健吾	632	6号棟3F
岡元敦司	842	8号棟4F
小原直哉	625	6号棟2F
神守一志	833	8号棟3F
上林宏雅	521	5号棟2F
熊谷雅史	832	8号棟3F
小山誠南	742	7号棟4F
坂田朋優	840	8号棟4F
佐々木浩子	学長室	7号棟5F
島瀬史子	755	7号棟4F
杉浦勉	615	6号棟1F
千葉圭説	841	8号棟4F
二宮孝行	441	4号棟3F
根岸清人	762	7号棟4F
野口直美	746	7号棟4F
伏見千悦子	843	8号棟4F
丸岡里香	768	7号棟4F
三浦公裕	440	4号棟3F
望月昇平	766	7号棟4F
山田潮	817	8号棟1F
湯浅大吾	436	4号棟3F
横山光	614	6号棟1F

芸術学科		
学科長 松澤衛	121	1号棟2F
浅井貴也	122	1号棟2F
朝地信介	132	1号棟3F
小野智海	640	6号棟4F
織田奈緒子	630	6号棟3F
柏木純子	531	5号棟3F
加藤万紀	620	6号棟2F
新貝孝之	120	1号棟2F
菅野良一	523	5号棟2F
千里政文	127	1号棟2F
平井伸之	816	8号棟1F
森井綾	123	1号棟2F
山下圭介	1001	雅館1F

心理カウンセリング学科					
学科長	飯田昭人	747	7号棟	4F	
	入江智也	759	7号棟	4F	
	河村麻果	751	7号棟	4F	
	小坂守孝	741	7号棟	4F	
	小林一彦	774	7号棟	5F	
	定平憲之	753	7号棟	4F	
	澤聡一	745	7号棟	4F	
	新川貴紀	752	7号棟	4F	
	古川奨	757	7号棟	4F	
	本阿彌はるな	754	7号棟	4F	
	政氏伸夫	031	PAL	3F	

北翔大学短期大学部

氏名	研究室	場所
こども学科		
学科長 菊地達夫	617	6号棟 1F
浅野勇	643	6号棟 4F
石澤優子	533	5号棟 3F
石田敏明	113	1号棟 1F
入江彩子	611	6号棟 1F
角田裕哉	524	5号棟 2F
笠師千恵	522	5号棟 2F
金昌震	631	6号棟 3F
清水桂子	616	6号棟 1F
関敏明	610	6号棟 1F
高橋さおり	612	6号棟 1F
菜原桂子	623	6号棟 2F
橋本卓三	770	7号棟 4F
松田久美	624	6号棟 2F

学生便覧
Student Handbook

2026年4月 発行

北翔大学大学院
〒069-8511 江別市文京台23番地
TEL (011) 386-8011
FAX (011) 387-1542



GRADUATE SCHOOL, HOKUSHO UNIVERSITY
STUDENT HANDBOOK
2026

